

やちよ男女共同参画プラン

認めあい 支えあい いきいきと暮らすために

平成23年 3月



はじめに

今日、私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化、産業や雇用・就労形態の多様化、情報化など大きく変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。こうした状況の中で、一人ひとりが豊かで生きがいのある社会を形成するためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、あらゆる分野で十分に能力や個性を發揮できる男女共同参画社会の実現は、ますます重要になっています。

本市では、平成7年3月に「やちよ男女共生プラン」(平成8年度から12年度)を、平成13年3月には「第2次やちよ男女共生プラン」(平成13年度から22年度)を策定し、これに基づき、男女が積極的に地域において活躍することが住みよいまちづくりに繋がるものと考え、男女共同参画社会の形成を目指して、その推進に努めてまいりました。

男女共同参画社会の形成は着実に進みつつあります。しかしながら、男女の地位の平等意識、仕事と家庭や地域生活の両立など主要な課題の解決は十分に進んでいるとは言えず、また、社会情勢の変化による生活困難を抱える人の増加など新たな課題にも対応していかなければなりません。そこで、男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、実践的に男女共同参画を推進していく必要があります。

このような中で、「第2次やちよ男女共生プラン」が本年度をもって終了することから、社会環境の変化などから生じた本市の男女が抱える問題を調査・研究し、その解決に向けて計画の見直しに取り組み、「やちよ男女共同参画プラン」を策定しました。

今後とも、市民の皆様や企業、関係機関の方々とともに、計画のキャッチフレーズである「認めあい 支えあい いきいきと暮らすために」を踏まえて、男女共同参画社会の形成に向けて着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので市民の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本プランの策定にあたりましては、本市の男女共同参画施策にご尽力いただいている、やちよ男女共同参画プラン懇話会委員の方々をはじめ、各種調査にご協力いただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成23年 3月

八千代市長 豊田 俊郎

もくじ

第1章 計画の基本的考え方	7
1. 計画の趣旨	8
2. 計画策定の背景	9
3. 計画の性格	10
4. 計画の期間	10
5. 計画改定の要点	11
6. 計画の目標	12
第2章 八千代市の男女をとりまく状況	13
第3章 基本計画	27
計画の体系	28
I 等しく認めあう ―男女共同参画の意識づくり―	29
1. 固定的な意識の是正	30
2. 男女の人権擁護	31
3. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	32
II 共に作りだす ―あらゆる場への男女共同参画―	34
1. 政策・方針決定の場への男女共同参画	35
2. 地域での男女共同参画	36
3. 国際社会への理解と交流の推進	37
III 自分らしく生きる ―ワーク・ライフ・バランスの推進―	38
1. 働く場における男女共同参画	39
2. 家庭における男女共同参画	42
3. 多様な生き方を選ぶための条件整備	44
IV 健やかに暮らす ―いきいきと暮らすための健康と福祉の増進―	46
1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	47
2. 自立した生き方を支える福祉の充実	48
V みんなで推進する ―推進体制の整備と協働の推進―	50
1. 連携・協働体制の構築	51
2. 推進体制の強化	52

第4章	実施計画	53
I	等しく認めあう ―男女共同参画の意識づくり―	55
	1. 固定的な意識の是正	56
	2. 男女の人権擁護	59
	3. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	61
II	共に作り出す ―あらゆる場への男女共同参画―	67
	1. 政策・方針決定の場への男女共同参画	68
	2. 地域での男女共同参画	71
	3. 国際社会への理解と交流の推進	76
III	自分らしく生きる ―ワーク・ライフ・バランスの推進―	79
	1. 働く場における男女共同参画	80
	2. 家庭における男女共同参画	86
	3. 多様な生き方を選ぶための条件整備	88
IV	健やかに暮らす ―いきいきと暮らすための健康と福祉の増進―	93
	1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	94
	2. 自立した生き方を支える福祉の充実	100
V	みんなで推進する ―推進体制の整備と協働の推進―	111
	1. 連携・協働体制の構築	112
	2. 推進体制の強化	114
資料編		117
	・やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領	119
	・やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿	120
	・八千代市男女共同参画推進会議設置要綱	121
	・やちよ男女共同参画プラン指標一覧	123
	・八千代市の男女共同参画に関する意識調査報告書のまとめ	125
	・男女共同参画社会形成に向けての事業所調査報告書のまとめ	131
	・男女共同参画に関する世界・国・千葉県の動き	135
	・男女共同参画社会基本法	137
	・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	142
	・用語の解説	144

第1章

計画の基本的考え方

1. 計画の趣旨

男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置づけられています。また、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが明確に示されました。

法の施行から11年が経過し、男女共同参画の理念は様々な分野に広がり、男女共同参画社会の形成は着実に進みつつあります。しかし、意識改革、仕事と家庭や地域生活の両立、女性の職業能力の形成やあらゆる分野での方針決定への参画など主要な課題の解決は十分に進んでいるとは言えず、また、男性の課題として男性の日常生活支援、男性の参画が少ない分野への参画推進や社会情勢の変化による生活困難を抱える人の増加など新たな課題にも対応していかなければなりません。

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、充実した人生を築くためには、女性と男性が等しく認めあい、共に支えあう社会の実現に向けての取り組みが重要です。そこで、男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、実践的に男女共同参画を推進していくために、「第2次やちよ男女共生プラン」(平成13～22年度)の計画期間終了にともない、本市の男女共同参画社会づくりの現状を勘案し、男女共同参画施策を総合的、かつ計画的に取り組むべき目標や施策の指針として策定するものです。

2. 計画の背景

本市の男女共同参画施策については、女性問題に関する施策を推進するため、1988年（昭和63年）4月に青少年課の組織を改め婦人係を設置し、1989年（平成元年）7月に女性活動の拠点となる婦人研修センターを開設しました。また、1992年（平成4年）には市民の代表である八千代市婦人問題懇話会を設置するとともに、庁内組織として八千代市婦人施策推進会議を設置し、推進体制の整備を図りました。

さらに、1995年（平成7年）に意識調査をはじめとする各種の調査結果、やちよ男女共生プラン懇話会からの提言、八千代市女性施策推進会議・幹事会・研究会での検討結果をもとに「第1次やちよ男女共生プラン」を策定し、1996年（平成8年）4月には担当課名を青少年婦人課から青少年女性課に変更しました。また、1997年（平成9年）には悩みを抱える女性に対して精神的な支援を行うため「女性、こころの悩み電話相談」事業を開始し、現在も多くの電話相談を受けています。

一方、国では男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に施行され、八千代市においても2001年（平成13年）に男女共同参画社会の形成を目指し、総合的、かつ計画的に取り組むべき目標や指針とするため「第2次やちよ男女共生プラン基本計画及び第1期実施計画」を策定し、施策の推進に努めました。担当部署についても2004年（平成16年）に青少年女性課から企画財政部男女共同参画室が改組され、女性研修センターが男女共同参画センターに改称されました。

その後、「第2次やちよ男女共生プラン第1期実施計画」の見直しにより、具体的な取り組み項目、実施年度や数値目標を示す指標を設け、2006年（平成18年）に「同プラン第2期実施計画」を策定して施策の実効性を高めました。また、担当部署も企画財政部男女共同参画室から生涯学習部男女共同参画課に改組され、男女共同参画センターと同一配置となり推進体制の充実を図りました。

さらに、男女共同参画に関する市民意識調査や市内事業所への調査、意識の啓発を図るための情報紙の発行やホームページによる情報提供、男女共同参画社会形成のための主催講座など、市民とともにさまざまな事業に取り組んでいるところです。

3. 計画の性格

- (1) この計画は、市民をとりまく急激な社会変化に対応し、基本的人権の尊重と男女平等を念頭に男女共同参画社会の実現をめざして、市が行う施策の基本方針を示した第2次やちよ男女共生プランを基礎としつつ、施策の動向が女性施策から男女共同参画施策へと展開されてきたことから、計画の位置付けを明確にするために名称を「やちよ男女共同参画プラン」と変更し、八千代市の男女をとりまく状況に対応し充実・発展させたものです。
- (2) この計画は、第2次やちよ男女共生プランの進捗状況を評価し、近年の男女共同参画の動向を勘案して解決すべき主要課題を検討し、その解決策として市がめざす方向を明らかにすることにより、計画に対する市民の理解と協力、そして参画を期待するものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法を理念におき、国及び県の行動計画を踏まえ、八千代市第4次総合計画との整合性を保つものです。

4. 計画の期間

基本計画の期間は、目標年次を平成32年度までとします。

実施計画は、平成23年度～27年度までの5年間の第1期とします。

5. 計画改定の要点

第2次やちよ男女共生プランの事業を充実・発展し、推進を強化して継続します。

さらに、平成19年に策定された仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章と同指針や計画の推進体制整備等の新たな課題への対応を図るため、主要課題を検討し計画の体系を見直しました。

やちよ男女共同参画プラン		第2次やちよ男女共生プラン	
主要課題	取り組みの方向	主要課題	取り組みの方向
I 等しく認めあう ー男女平等の意識づくりー	固定的な意識の是正	I 等しく認めあう ー男女平等の意識づくりー	固定的な意識の是正
	男女の人権擁護		男女平等の視点に立った教育の推進
	男女共同参画の視点に立った教育の推進		
II 共に作り出す ーあらゆる場への男女共同参画ー	政策・方針決定の場への男女共同参画	II 共に作り出す ーあらゆる場への男女共同参画ー	政策・方針決定の場への共同参画
	地域での男女共同参画		家庭・地域での共同参画
	国際社会への理解と交流の推進		働く場における機会均等
III 自分らしく生きる ーワーク・ライフ・バランスの推進ー	働く場における男女共同参画	III 自分らしく生きる ーいろいろな生き方を選べる環境づくりー	学び・いかすための環境づくり
	家庭における男女共同参画		いろいろな生き方を選ぶための条件の整備
	いろいろな生き方を選ぶための条件の整備		
IV 健やかに暮らす ーいきいきと暮らすための健康と福祉の増進ー	生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	IV 健やかに暮らす ーいきいきと暮らすための健康と福祉の増進ー	生涯にわたる心と体の健康づくりの推進
	自立した生き方を支える福祉の充実		女性の自立した生き方を支える福祉の充実
V みんなで推進する ー推進体制の整備と協働の推進ー	連携・協働体制の構築	V 広く手をつなぐ ー進展する国際化への対応ー	国際社会への理解と交流の推進
	推進体制の強化		

※表中の網掛け部分（）は計画体系の改定項目です。

6. 計画の目標

八千代市では、日本国憲法の保障する「個人の尊厳」と「両性の平等」を基本理念として、男女共同参画社会基本法を基に、女性と男性それぞれの問題を解決し、男女共同参画社会の実現をめざします。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において21世紀の最重要課題として位置付けられ、女性の社会進出やワーク・ライフ・バランスの推進は少子高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化による問題などの解決策となり、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての大きな原動力となり得るものです。

現状では、性別による役割分担意識の是正、女性の政策方針決定分野への参画や就業機会の創出、出産育児に関する休業制度等の検討・整備等、男女共同参画社会の形成が進んだ分野はあります。しかし、意識改革、ドメスティックバイオレンス、仕事と家庭や地域生活との両立、女性の職業能力の形成、あらゆる分野への男女の参画など、課題の解決は未だ十分に進んでいるとは言えず、また社会情勢の変化による生活困難を抱える人の増加や男性の課題として男性の日常生活支援、男性の参画が少ない分野への参画推進など新たな課題にも対応していかなければなりません。

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、健やかで充実した人生を築くためには、女性と男性が等しく認めあい、共に支えあう社会の実現に向けての取り組みが重要です。

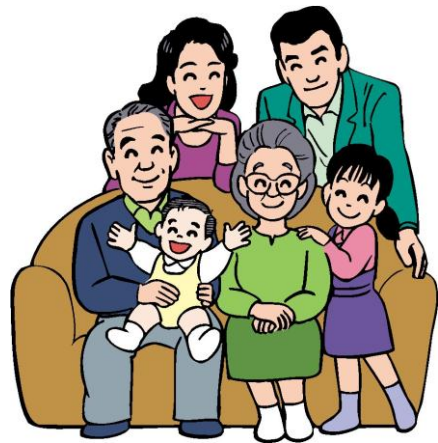
そのためには、男女共同参画について一層の意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、市民・地域団体・企業等の主体的な参画と連携のもと、実践的に男女共同参画を推進していく必要があります。

以上の考え方から、この計画では、5つの主要課題をもうけ、課題解決に取り組みます。

- I 等しく認めあう —男女共同参画の意識づくり—
- II 共につくりだす —あらゆる場への男女共同参画—
- III 自分らしく生きる —ワーク・ライフ・バランスの推進—
- IV 健やかに暮らす —いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—
- V みんなで推進する —推進体制の整備と協働の推進—

第2章

八千代市の男女をとりまく状況



1. 人口

○平成 23 年 2 月 28 日現在、本市の人口は 193,383 人、世帯数は 80,531 世帯（2.40 人／世帯）、年齢別人口および構成比は、0 歳～14 歳の年少人口 29,401 人（構成比 15.2%）、15 歳～64 歳の生産年齢人口 125,416 人（構成比 64.9%）、65 歳以上の老年人口 38,566 人（構成比 19.9%）となっています。

八千代市第 4 次総合計画における将来人口推計では、平成 27 年度には人口は 208,000 人、世帯数は 91,000 世帯（2.29 人／世帯）、年齢別人口および構成比は、0 歳～14 歳の年少人口 30,700 人（構成比 14.8%）、15 歳～64 歳の生産年齢人口 129,800 人（構成比 62.4%）、65 歳以上の老年人口 47,500 人（構成比 22.8%）になるものと想定されます。（図表 1）

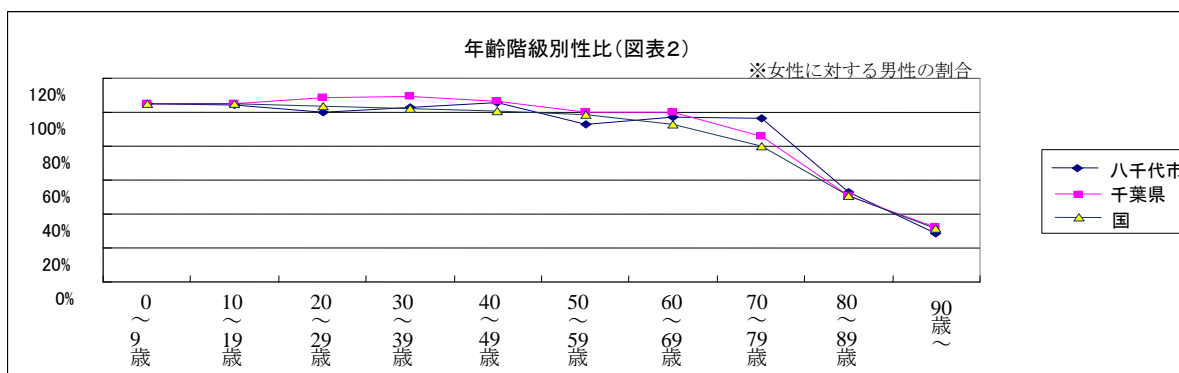
○国勢調査の結果（平成 17 年）を国・県と比較してみると、本市では、男性の比率が 70 代で高くなるという特徴がみられます。（図表 2）

○また、年齢階級別の人口構成をみると、国・県に比べ、本市では 0～9 歳及び 30 歳の構成比が高く、高齢者層の比率が低いという傾向がみられます。（図表 3）

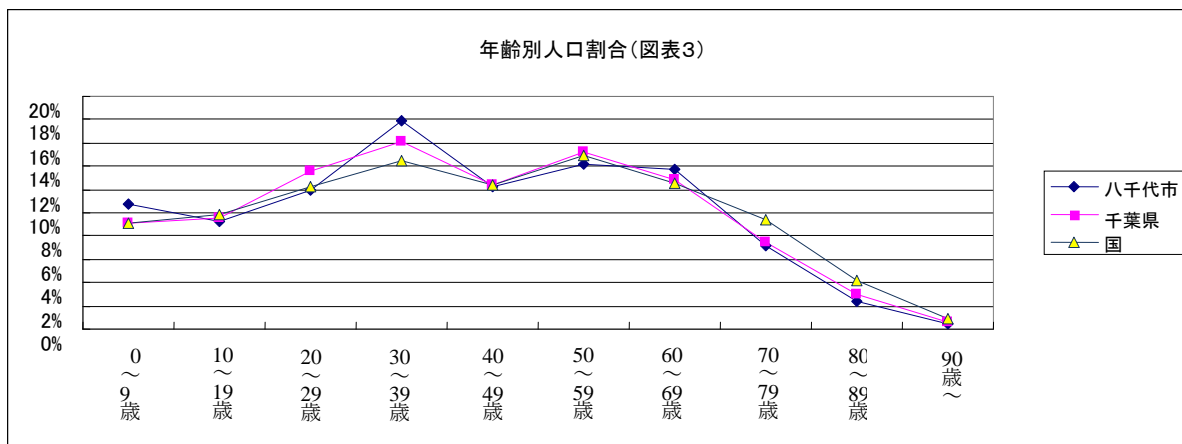
－八千代市の将来人口推計－（図表 1）

年度	人口	年齢別人口			年齢別人口構成比			世帯数	世帯人員
		0-14	15-64	65 以上	0-14	15-64	65 以上		
22 年度（H23. 2. 28 現在）	193,383	29,401	125,416	38,566	15.2%	64.9%	19.9%	80,531	2.40
27 年度（推計）	208,000	30,700	129,800	47,500	14.8%	62.4%	22.8%	91,000	2.29

八千代市第 4 次総合計画における将来人口推計



平成 17 年度国勢調査



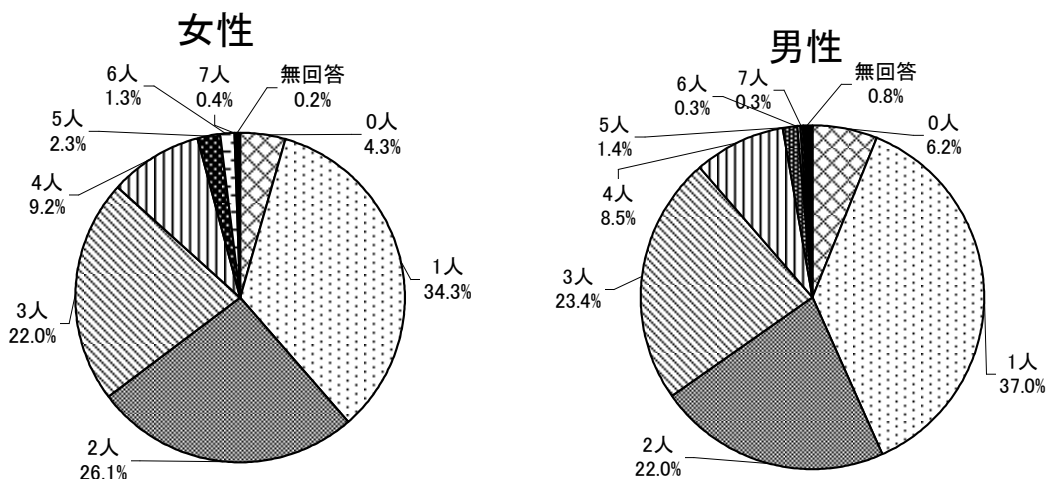
平成 17 年度国勢調査

2. 家庭

○本市の世帯数は、年々増加する見込みですが、核家族化の進行により1世帯当たりの人員数は減少することが予測され、平成27年度には94,600世帯(2.22人/世帯)になるものと想定されます。

○同居している家族の人数(本人を除く)は、女性は、「1人」の割合が34.3%でもっとも高く、「2人」(26.1%)、「3人」(22.0%)と続いています。男性は、「1人」の割合が37.0%でもっとも高く、「3人」(23.4%)、「2人」(22.0%)と続いており、男性の方が「1人」の割合が高くなっています。(図表4)

－同居している家族の人数(図表4)－



平成21年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

○同居している家族の状況(1人世帯を除く)女性も男性も、回答者のうち70%超が配偶者と同居しており、次いで「子」、「母」の順に高い割合になっています。(図表5)

－同居している家族の状況(図表5)－

	配偶者	父	母	姉妹、兄弟	子	親族	その他
女性	73.7%	14.3%	18.9%	10.1%	49.7%	5.1%	0.8%
男性	77.7%	12.4%	15.8%	7.9%	43.8%	3.1%	0.6%

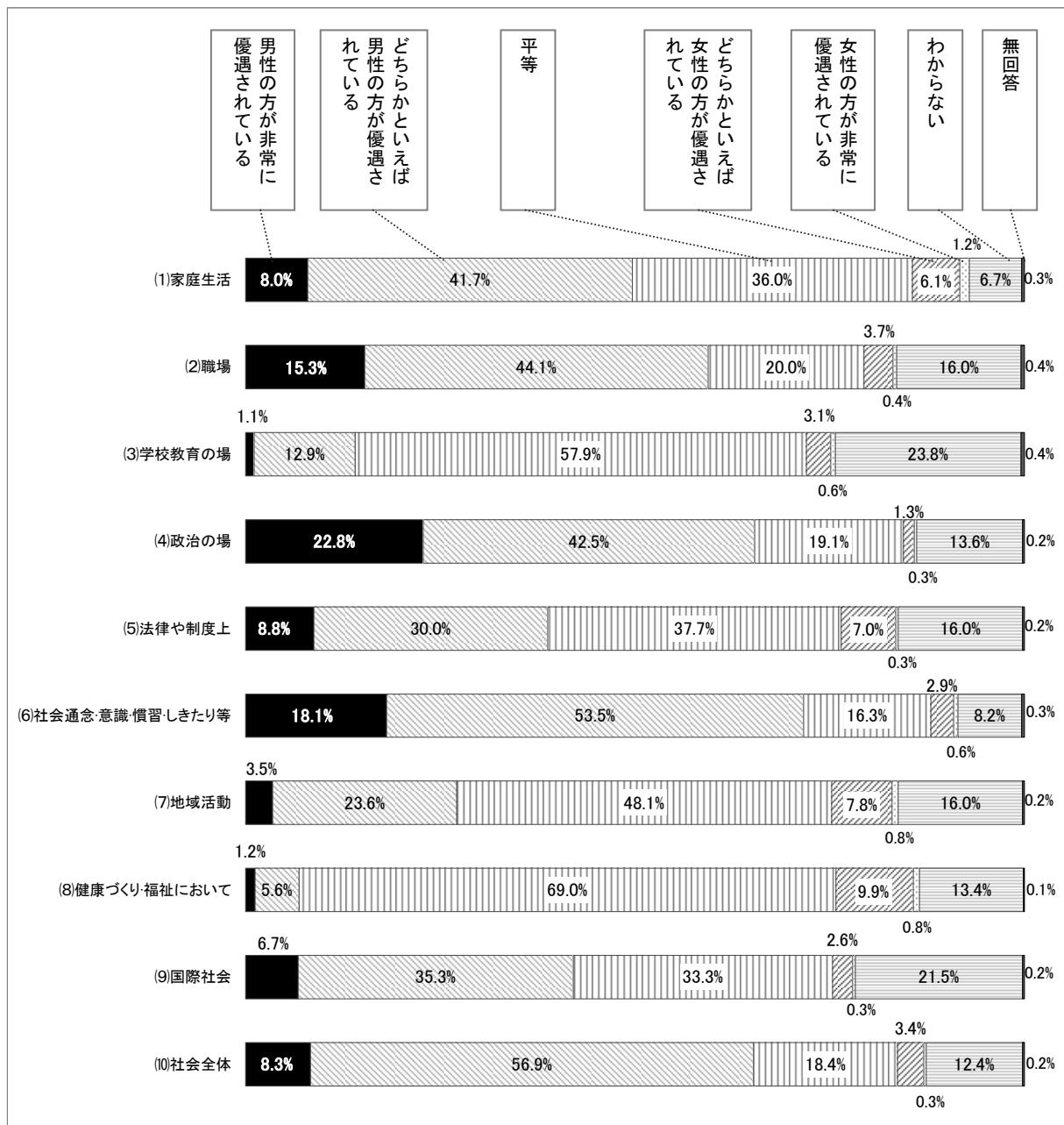
(回答者の男女比: 男性 39.8%、女性 59.9%)

平成21年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

3. 市民意識

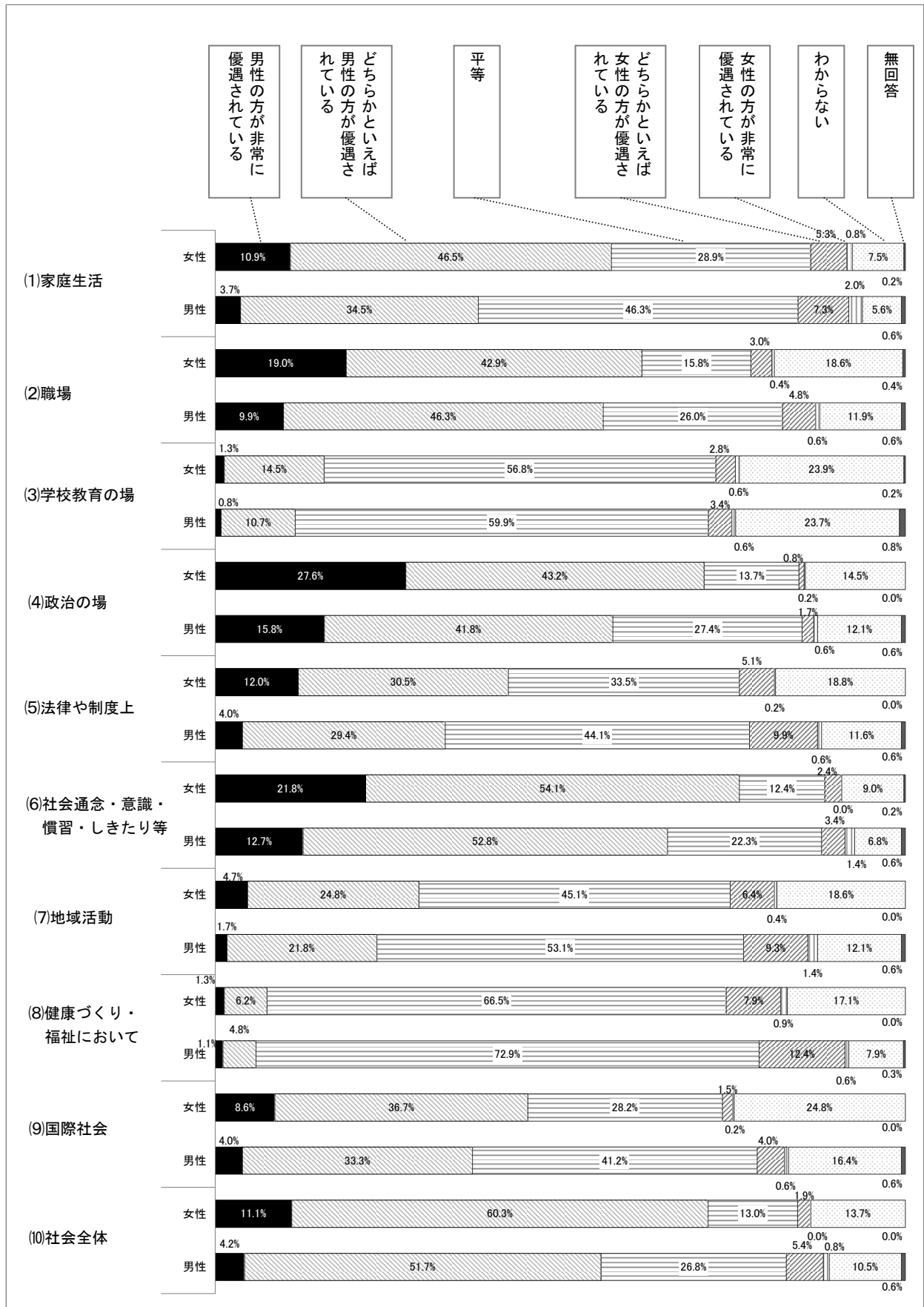
○男女の地位の平等意識は、学校教育、地域活動、健康づくり・福祉の分野では男女平等意識が高くなっていますが、その他の分野では男性の方が優遇されているという意識が高くなっています。社会全体では65.2%が男性の方が優遇されていると考えています。また、各分野で男性よりも女性のほうが男性の方が優遇されているという意識が高くなっています。(図表6・7)

－男女の地位について（図表6）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

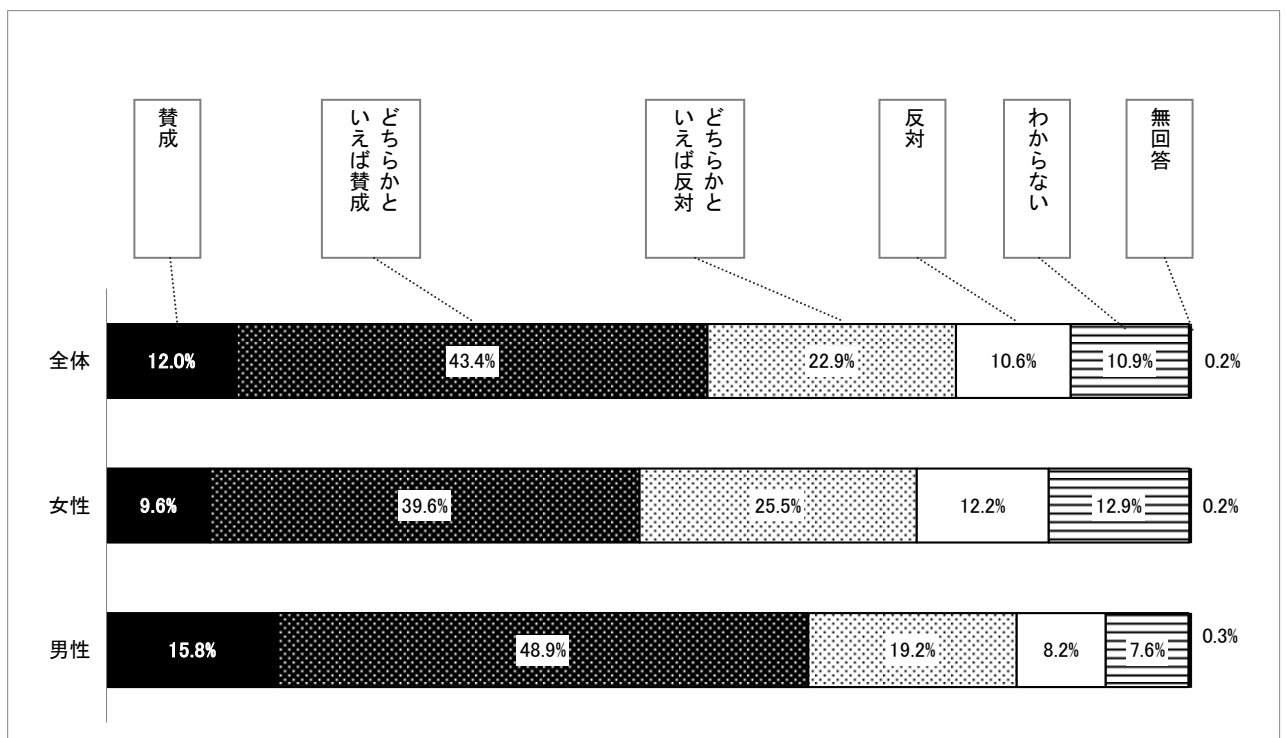
－男女の地位について（男女別）（図表 7）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

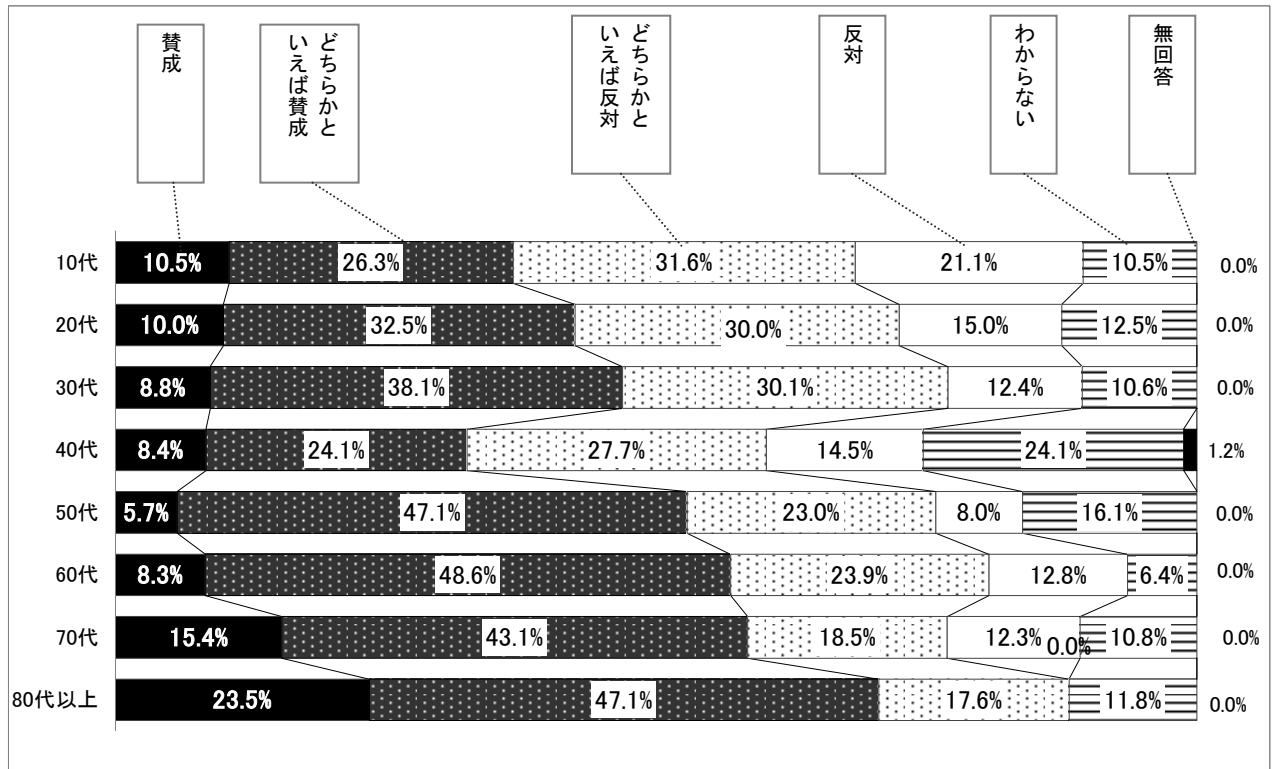
○「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方については、「賛成」の割合は、女性 49.2%（「賛成」9.6%+「どちらかといえば賛成」39.6%）、男性 64.7%（「賛成」15.8%+「どちらかといえば賛成」48.9%）となっており、「反対」の割合は、女性 37.7%（「どちらかといえば反対」25.5%+「反対」12.2%）、男性 27.4%（「どちらかといえば反対」19.2%+「反対」8.2%）となっています。また、年齢別に見ると、女性も男性も「賛成」とする者の割合は80代以上、「反対」とする者の割合は10代で、それぞれ高くなっています。（図表 8・9・10）

－ 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について（図表 8）－



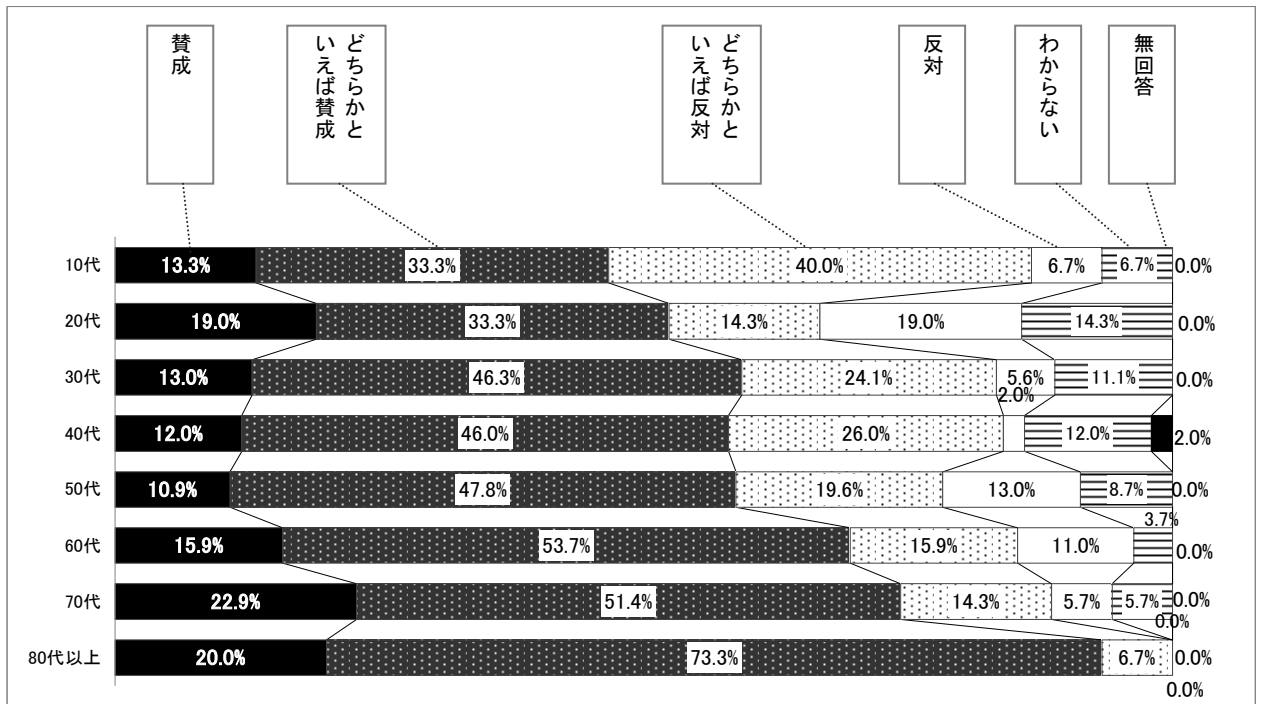
平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

－「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について【女性】（図表 9）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

－「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について【男性】（図表 10）－

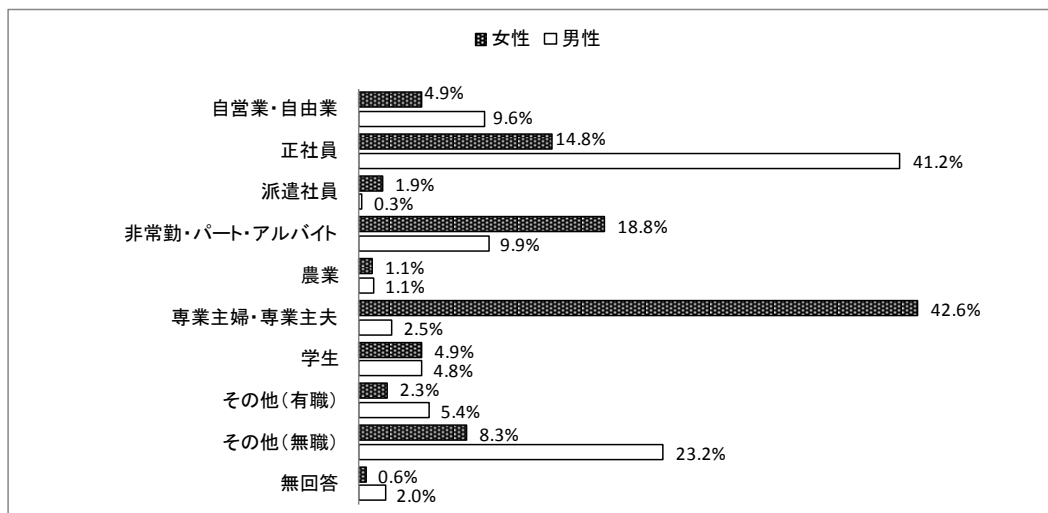


平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

4. 労働

○本市の男女の職業は、女性では、「専業主婦」の割合が 42.8%で最も高く、「非常勤・パート・アルバイト」(18.8%)、「正社員」(13.9%)の順になっています。男性では、「正社員」の割合が 40.1%で最も高く、「その他」(29.7%)、「非常勤・パート・アルバイト」(9.9%)の順になっています。(図表 11)

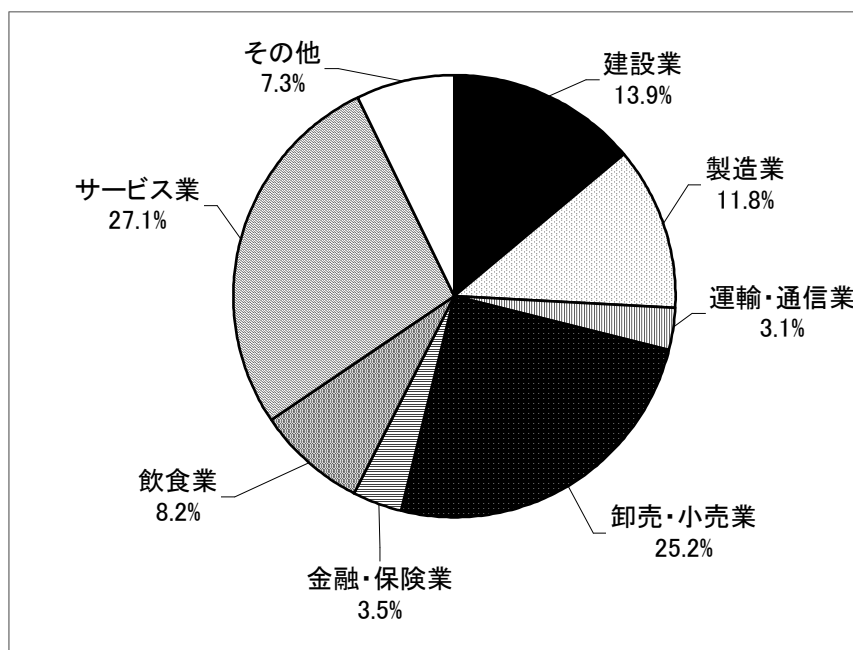
— 男女の職業 (図表 11) —



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

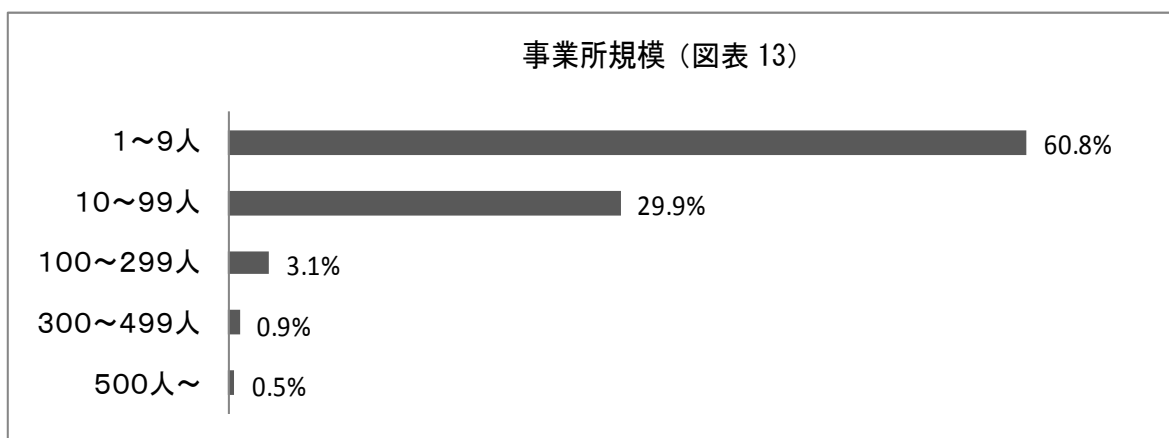
○本市の事業所の業種は、「サービス業」が 27.1%で最も多く、次いで「卸売・小売業」が 25.2%、建設業が 13.9%の順となっています。(図表 12)

— 事業所の業種 (図表 12) —

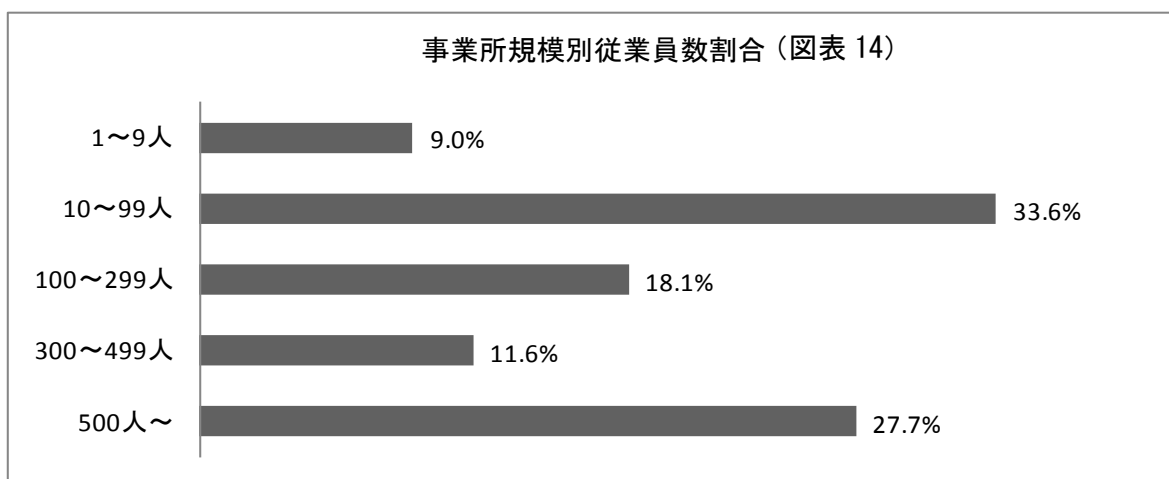


平成 20 年度八千代市男女共同参画社会形成に向けての事業所調査

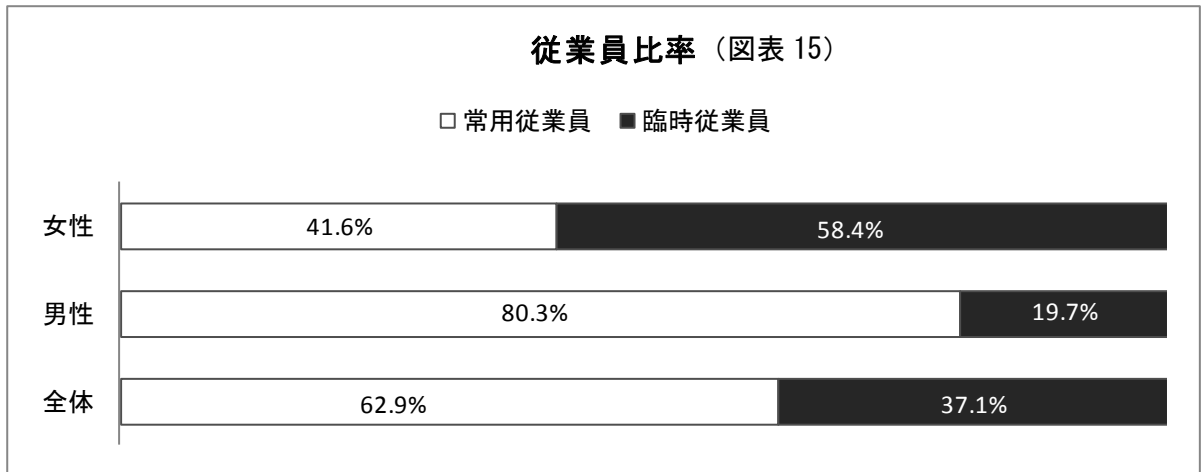
- 本市の事業所の従業員数については、事業所の規模は、「1～9人」が最も多く 60.8%、次いで「10～99人」が 29.9%、「100～299人」が 3.1%の順となっています。（図表 13）
- 本市の事業所規模別の従業員数は、「10～99人」が最も多く 33.6%、次いで「500人～」が 27.7%、「100～299人」が 18.1%の順となっています。（図表 14）
- 本市の常用従業員と臨時従業員の割合は、総数で常用従業員が 62.9%、臨時従業員が 37.1%となっています。男女別では、男性の場合は常用従業員が 80.3%、臨時従業員が 19.7%、女性の場合は常用従業員が 41.6%、臨時従業員が 58.4%となっています。（図表 15）
- 国税庁の調査では、正社員に比べて賃金水準が低いパート・アルバイトに女性の就労が多いなど雇用形態において男女に違いがあることなどから、男女の給与所得には大きな差があります。（図表 16）



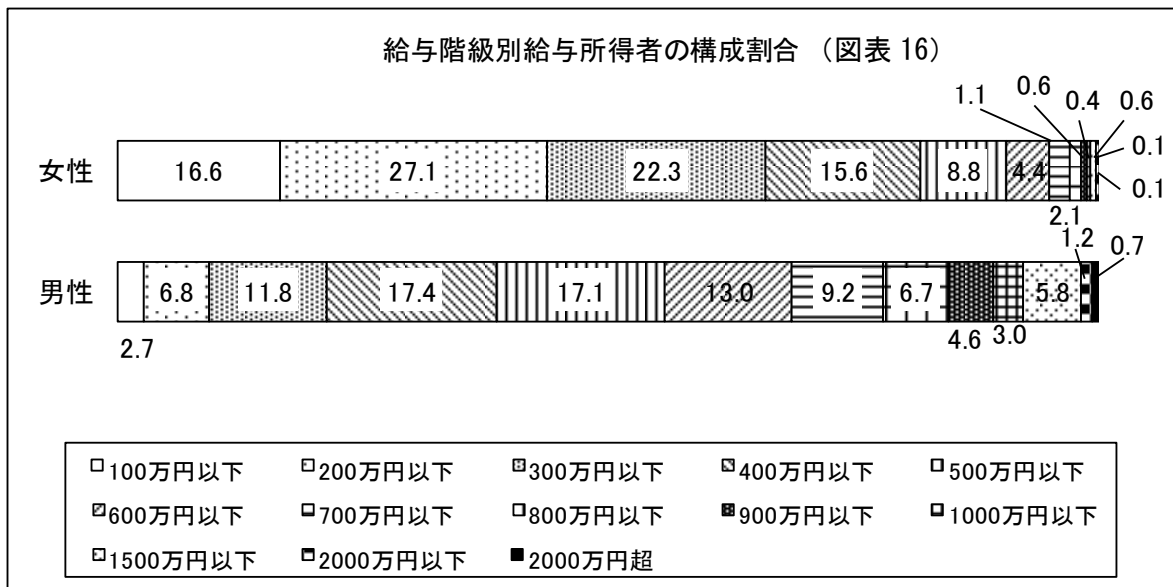
平成 20 年度八千代市男女共同参画社会形成に向けての事業所調査



平成 20 年度八千代市男女共同参画社会形成に向けての事業所調査



平成 20 年度八千代市男女共同参画社会形成に向けての事業所調査



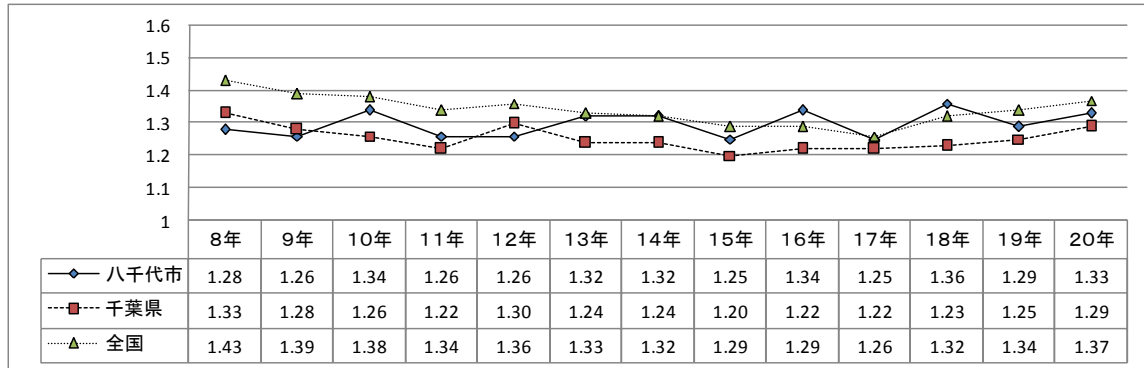
平成 19 年度国税庁民間給与実態統計調査

5. 少子・高齢化

○本市の合計特殊出生率は、県よりも高めで全国平均とほぼ同じ状況です。平成17年以降は全国、県と同様に微増傾向です。(図表 17)

・合計特殊出生率とは、出産可能年齢(15～49歳)の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものの。

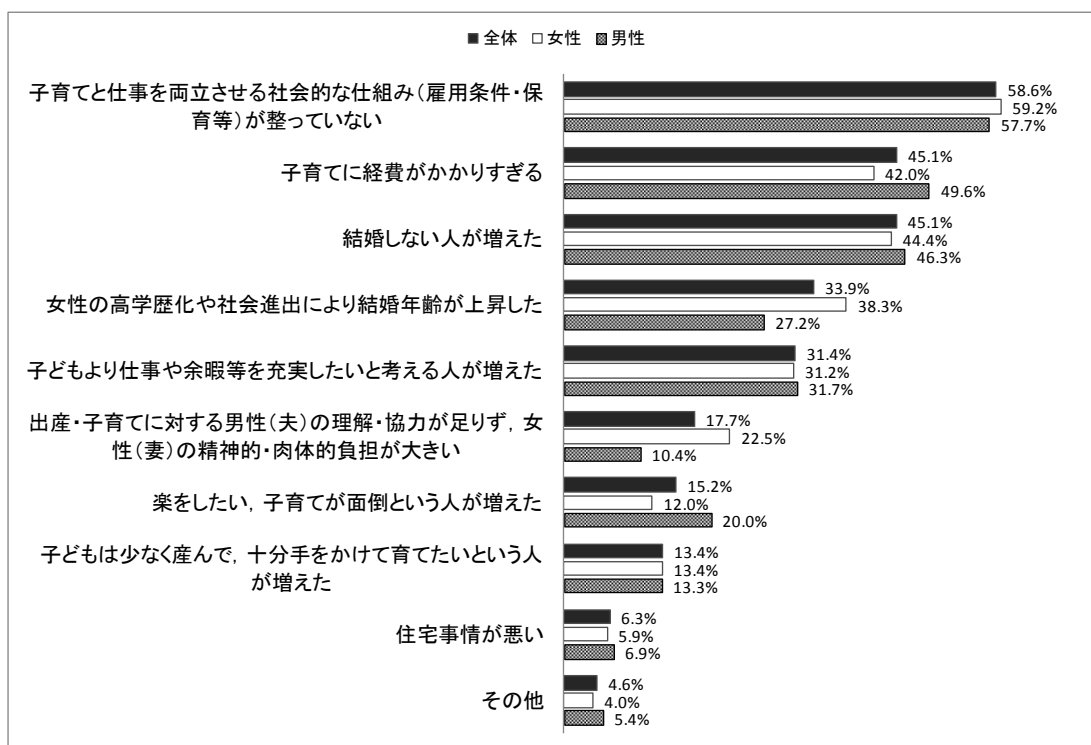
－合計特殊出生率の推移(図表 17)－



平成 21 年度千葉県衛生統計年報

○出生率が低下している原因は何だと思ふかという問いについては、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(雇用条件・保育等)が整っていない」の割合が、女性 59.2%、男性 57.7%でもっとも高くなっています。女性は「結婚しない人が増えた」が 44.4%、「子育てに経費がかかりすぎる」42.0%で続いています。男性は「子育てに経費がかかりすぎる」が 49.6%、「結婚しない人が増えた」が 46.3%で続いています。(図表 18)

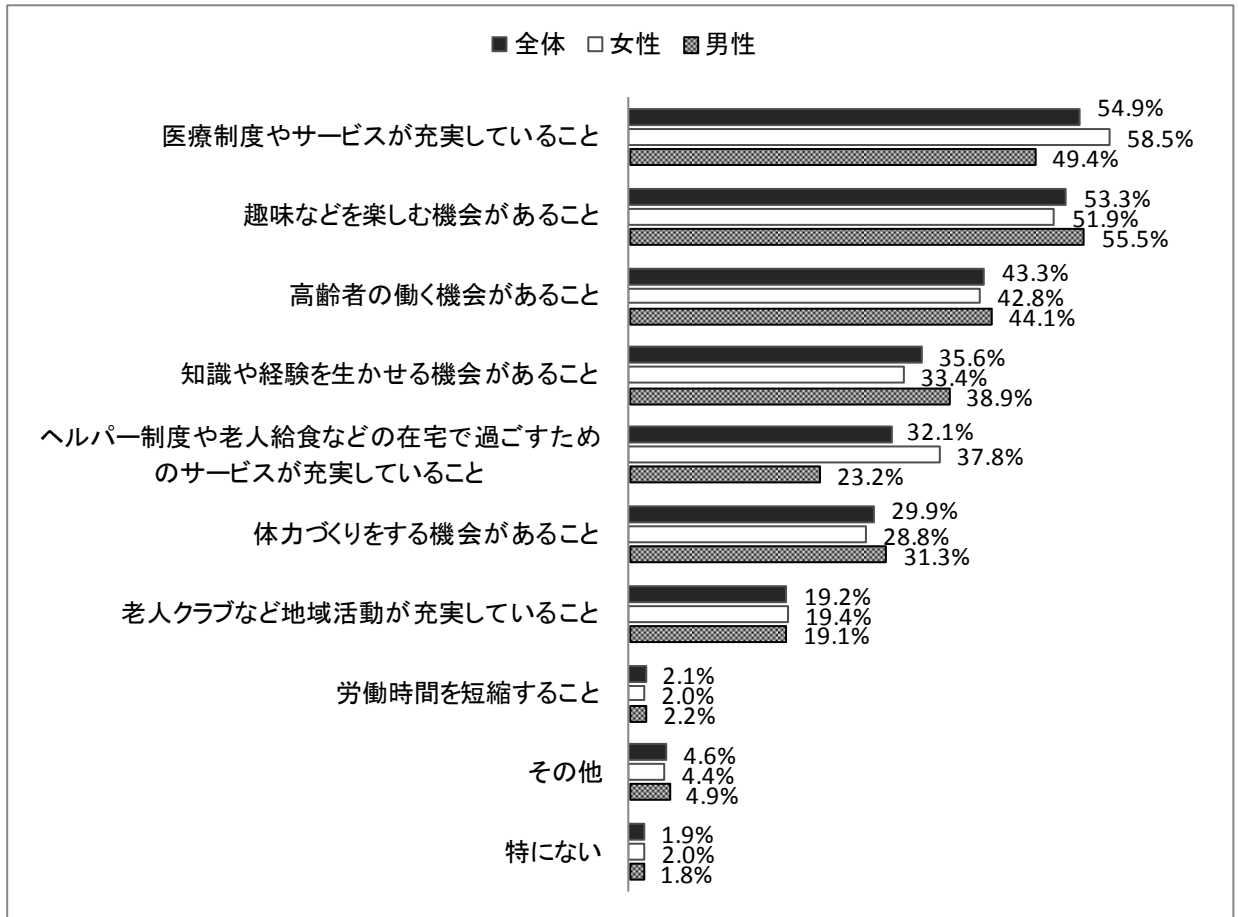
－出生率が低下している原因(図表 18)－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

○高齢社会の中で豊かに暮らすには、何が重要だと思うかという問いについては、女性は、「医療制度やサービスが充実していること」の割合が58.5%でもっとも高く、「趣味などを楽しむ機会があること」が51.9%、「高齢者の働く機会があること」が42.8%が続いています。男性は、「趣味などを楽しむ機会があること」が55.5%、「医療制度やサービスが充実していること」が49.4%、「高齢者の働く機会があること」が44.1%が続いています。（図表 19）

－高齢社会の中で豊かに暮らすために必要なこと（図表 19）－

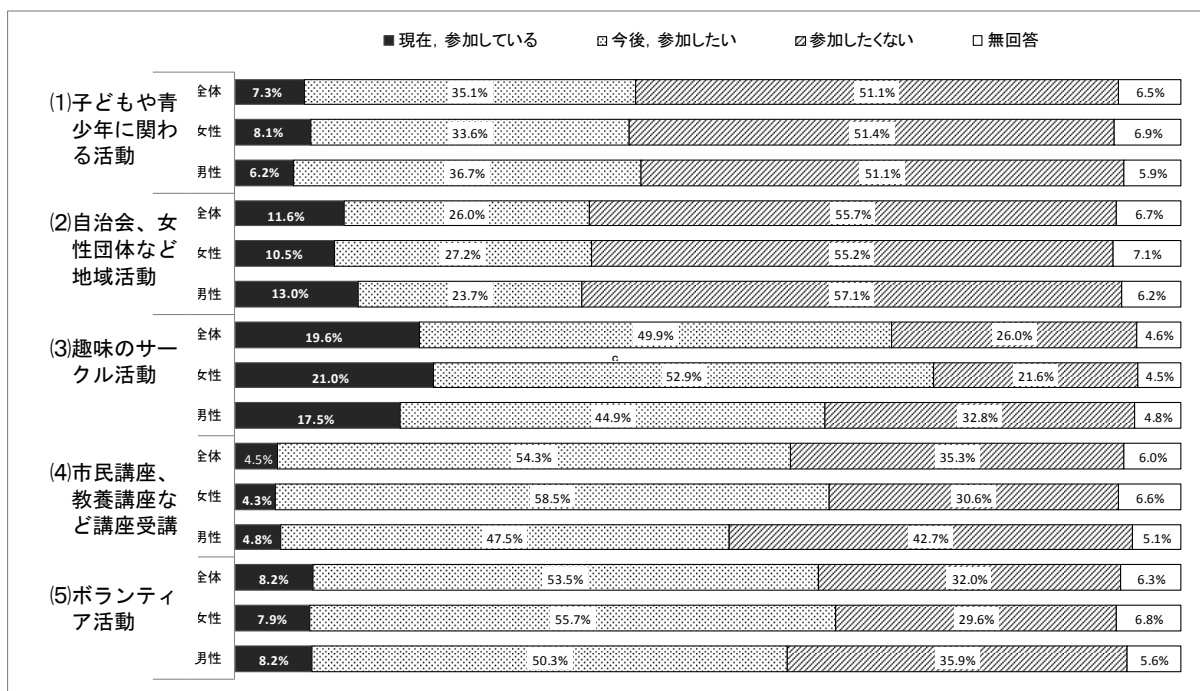


平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

6. 社会参加

○現在参加している社会活動、または今後参加したいと思う活動について、「子どもや青少年に関わる活動」については、「参加したくない」の割合が女性 51.4%、男性 51.1%となり、もっとも高くなっています。「自治会、女性団体など地域活動」については、「参加したくない」の割合（女性 55.2%、男性 57.1%）となり、もっとも高くなっています。「趣味のサークル活動」については、「今後、参加したい」の割合（女性 52.9%、男性 44.9%）となり、もっとも高くなっています。「市民講座、教養講座など講座受講」については、「今後、参加したい」の割合（女性 58.5%、男性 47.5%）となり、もっとも高くなっています。「ボランティア活動」については、「今後、参加したい」の割合（女性 55.7%、男性 50.3%）となり、もっとも高くなっています。（図表 20）

－現在参加している社会活動、または今後参加したいと思う活動（図表 20）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

○議会議員に占める女性の割合を国・県と比較してみると、本市では、国・県に比べ女性議員の割合は高くなっています。（図表 21）

○審議会等に占める女性委員の割合を国・県と比較してみると、本市では、県よりも高く、国よりも少し低い状況です。（図表 22）

－議会議員の女性の割合（図表 21）－

		割合
八千代市		22.0%
千葉県		7.4%
国	衆議院	9.0%
	参議院	21.5%

平成 22 年 6 月現在

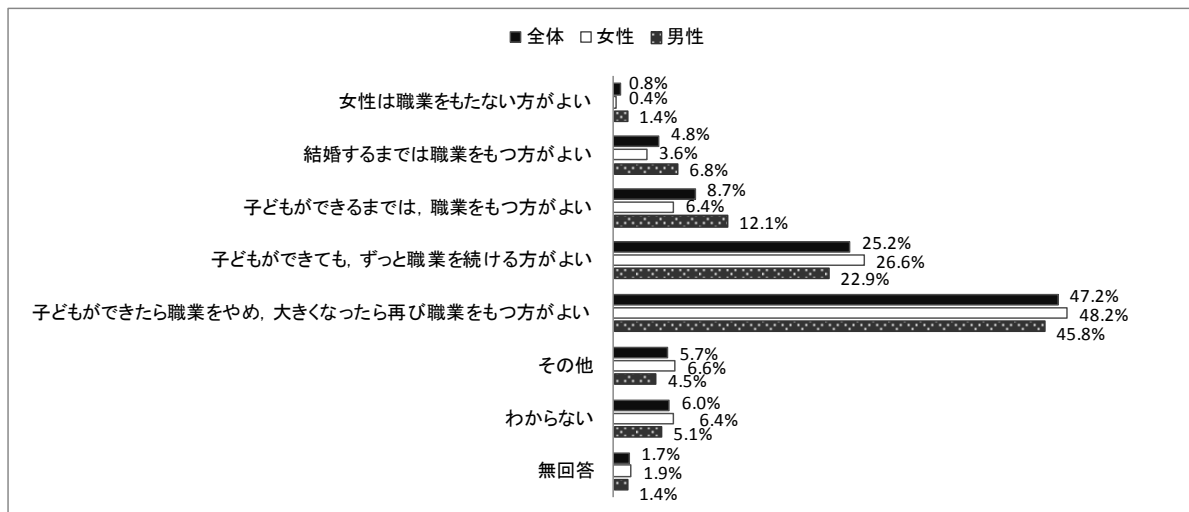
－審議会等の女性委員の割合（図表 22）－

		割合
八千代市		30.0%
千葉県		26.2%
国		33.2%

八千代市：平成 22 年度プラン進捗状況調査
千葉県・国：平成 21 年度千葉県男女共同参画白書

○女性が職業をもつことについては、女性も男性も「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合（女性 48.2%、男性 45.8%）がもっとも高くなっており、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（女性 26.6%、男性 22.9%）が続いています。女性の就業に対する否定的な意見はほぼありません。（図表 23）

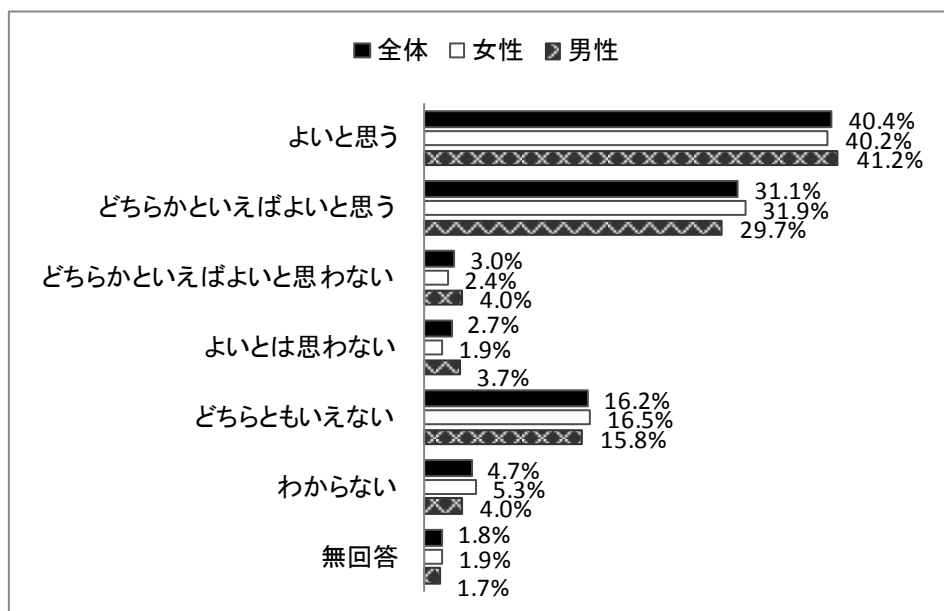
－女性が職業をもつことについて（図表 23）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

○さまざまな職業分野で指導的地位に占める女性の割合が増えることについては、「よいと思う」の割合は、全体では 71.5%、女性 72.1%、男性 70.9%となっています。「よいとは思わない」の割合は、全体では 5.7%、女性 4.3%、男性 7.7%となっています。（図表 24）

－職業分野で指導的地位に占める女性の割合が増えることについて（図表 24）－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

第 3 章

基本計画



計画の体系

主要課題	取り組みの方向	取り組みの内容
I 等しく認めあう ー男女共同参画の意識づくりー	1 固定的な意識の是正	(1)性別による役割分担意識・慣習の是正
		(2)一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透
		(3)性別による役割分担意識の是正のための調査・研究
	2 男女の人権擁護	(1)ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり
		(2)セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備
	3 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1)保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進
(2)家庭や地域における意識づくりの推進		
II 共に作り出す ーあらゆる場への男女共同参画ー	1 政策・方針決定の場への男女共同参画	(1)行政における多様な参画の推進
		(2)男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成
	2 地域での男女共同参画	(1)まちづくりへの多様な参画の推進
		(2)多様な主体のネットワーク化による連携・協働
	3 国際社会への理解と交流の推進	(1)平和と国際社会への理解
		(2)国際交流の推進
III 自分らしく生きる ーワーク・ライフ・バランスの推進ー	1 働く場における男女共同参画	(1)職場における意識啓発と就労支援
		(2)就労による経済的自立の支援
		(3)多様な働き方への支援
	2 家庭における男女共同参画	(1)家事・育児への共同参画
		(2)介護への共同参画
	3 多様な生き方を選ぶための条件の整備	(1)生涯にわたる学習機会の整備
(2)生きがい対策の推進		
(3)男性の多様な生き方への条件整備		
IV 健やかに暮らす ーいきいきと暮らすための健康と福祉の増進ー	1 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進	(1)健康づくりの充実
		(2)母子保健の充実
	2 自立した生き方を支える福祉の充実	(1)多様な子育て環境の整備
		(2)ひとり親家庭の自立の推進
		(3)高齢者・障害者福祉の充実
		(3)計画の進行管理の充実
V みんなで推進する ー推進体制の整備と協働の推進ー	1 連携・協働体制の構築	(1)市民参加の推進
		(2)国・県・近隣自治体との連携・協力
	2 推進体制の強化	(1)男女共同参画センターの充実
		(2)庁内推進体制の整備・拡充
		(3)計画の進行管理の充実
		(3)計画の進行管理の充実

I 等しく認めあう

—男女共同参画の意識づくり—

男女共同参画の理念は様々な分野に広がり、男女平等の意識や法律や制度面での男女平等の条件整備は着実に進みつつあります。しかし、男女の地位については、家庭・職場・政治の場など様々な分野において、男女ともに男性の方が優遇されている意識が強く、人々の意識の面では男女平等はまだまだ不十分といわざるをえません。

日常生活の上では「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、引き続き男女共同意識の啓発が必要です。また、男女の人権問題としてドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントを防ぐ意識づくりについて、人々の認識を深めることが求められています。

一人ひとりが個性豊かに充実した人生を築くことや、女性と男性とが等しく認めあい、豊かな人間関係で男女が支えあう社会を実現するために、女性と男性が共に、才能や能力を個人と社会全体のために発揮することのできる平等な権利、機会、責任をもつことが大切です。そのためには、あらゆるライフステージにおいて、また、あらゆる場において、女性と男性とが等しく認めあうことができる意識づくりを進めることが必要です。

1. 固定的な意識の是正

- (1)性別による役割分担意識・慣習の是正
- (2)一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透
- (3)性別による役割分担意識の是正のための調査・研究

2. 男女の人権擁護

- (1)ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり
- (2)セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

3. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1)保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進
- (2)家庭や地域における意識づくりの推進

1. 固定的な意識の是正

一人ひとりが自立し、個性や能力を生かした生き方をしようとする時に、「女だから」、「男だから」ということで選択の幅がせばめられることのないような社会をつくっていくためには、根強く残る「男は仕事、女は家庭」や「女性はひかえめに、男性は積極的に」など、固定的な性別役割に基づくさまざまな慣習・しきたりを是正していくことが必要です。

男女がお互いに一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うことが、平等な社会の基本となります。固定的な性別役割分担意識をなくすためには、自らの人生に対しては自分自身が決定する主体性を培い、お互いの人格を認めあい尊重しあう意識を持つことが重要です。

固定的な意識を是正し男女平等の意識づくりを効果的に推進するために、市民の意識や実態を調査研究し、情報を蓄積し、実態に即した施策を実践していくことが必要です。

(1)性別による役割分担意識・慣習の是正

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担をなくし、それに基づく男女不平等の慣習やしきたりなどを改めるための啓発を行い、女性と男性とが等しく認めあうことのできる社会的な風土づくりを推進します。

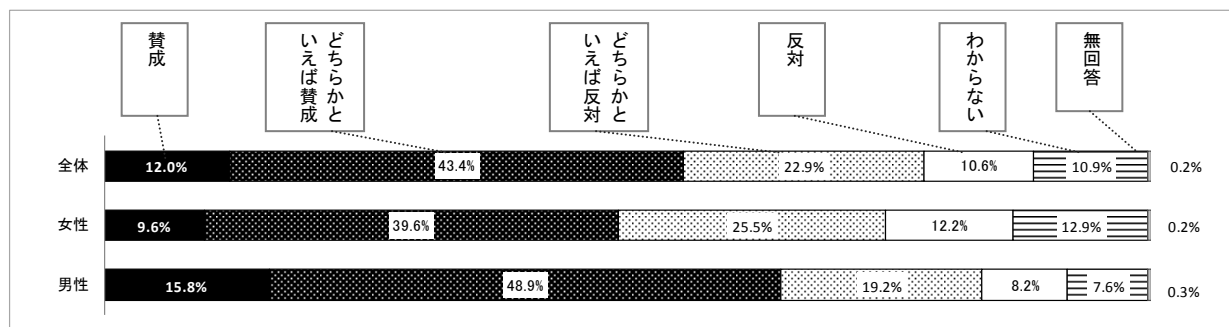
(2)一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透

一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮して生きられるよう、自らの人生は自分自身が決定するとの意識を持ち、互いの人格を認めあい人権を尊重しあうこと、すなわち「個」としての人権・人格を尊重する意識の浸透を促進します。

(3)性別による役割分担意識の是正のための調査・研究

男女平等の推進に向けての課題は、社会に対応して変化していきます。市民の実態や意識の調査・研究、女性に関連した情報の収集・整理を行い、市民への提供を含めて課題の把握と解決への取り組みを進めます。

－「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

2. 男女の人権擁護

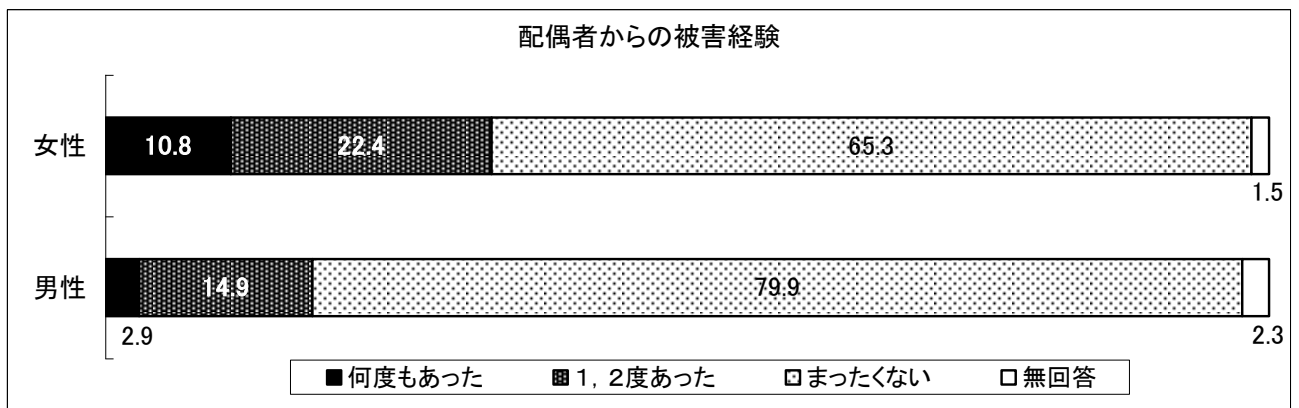
ドメスティックバイオレンスの解決には、お互いの人格を尊重し、お互いが対等なパートナーであるという意識をもち、暴力は身体的暴力以外にも精神的、社会的、経済的、性的暴力も含め、基本的人権の享受を妨げ自由を侵害するものであるという意識を広めることが重要です。また、セクシュアルハラスメントもその防止に努めることが法律で義務づけられ、セクシュアルハラスメントの防止は男女の能力発揮に必要なことです。ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントは暴力であるという認識を深めるとともに、男女が互いの人権を尊重する社会づくりが必要です。

(1)ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり

ドメスティックバイオレンスが人権侵害であることについて意識啓発を行います。また、家庭や地域における女性に対する暴力の根絶にむけて相談体制の充実を図ります。

(2)セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

セクシュアルハラスメントの防止を支援し、職場における男女の能力発揮にむけて意識啓発や相談体制の充実を図ります。



平成 20 年度内閣府男女間における暴力に関する調査

3. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

固定的な性別役割分担意識を変革していくためには、すべてのライフステージを通じて、また、学校・家庭・地域などあらゆる場において、男女が平等に扱われ、自立を妨げられていないかを見直し、男女共同参画の意識を育てることが大切です。

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権を尊重し、個性と能力を育み、多様な生き方を選択できる教育を目指していくことが大切です。また、指導する教職員の意識と言動が児童・生徒に与える影響は大きく、発達段階に応じて、性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重した教育を行うことが重要です。そして家庭や地域社会などあらゆる場においても、お互いの違いを認め合いながら、その個性や能力を伸ばせるよう、生涯にわたって男女平等の視点に立った教育を進めることが重要です。

生活・学校教育の中では男女平等が基本理念とされており、技術・家庭科の男女共修など、男女が共に家庭生活において自立した生活としての能力を身につけるような教育が行われるようになってきています。しかし、指導する教員側が固定的な性別役割分担意識をもっては、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を十分に生かした教育を行うことはできません。また、家庭や地域においても、幼児期から「男だから、女だから」といった考え方で教育をすることは、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を子どもに植えつけることになりかねません。

性別に基づく固定的な役割分担をなくし、男女平等の社会風土を醸成していく努力が行われなければ、男女共同参画はなかなか実現しません。学校、家庭、地域や職場などのあらゆる場において、生涯にわたって、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが重要です。

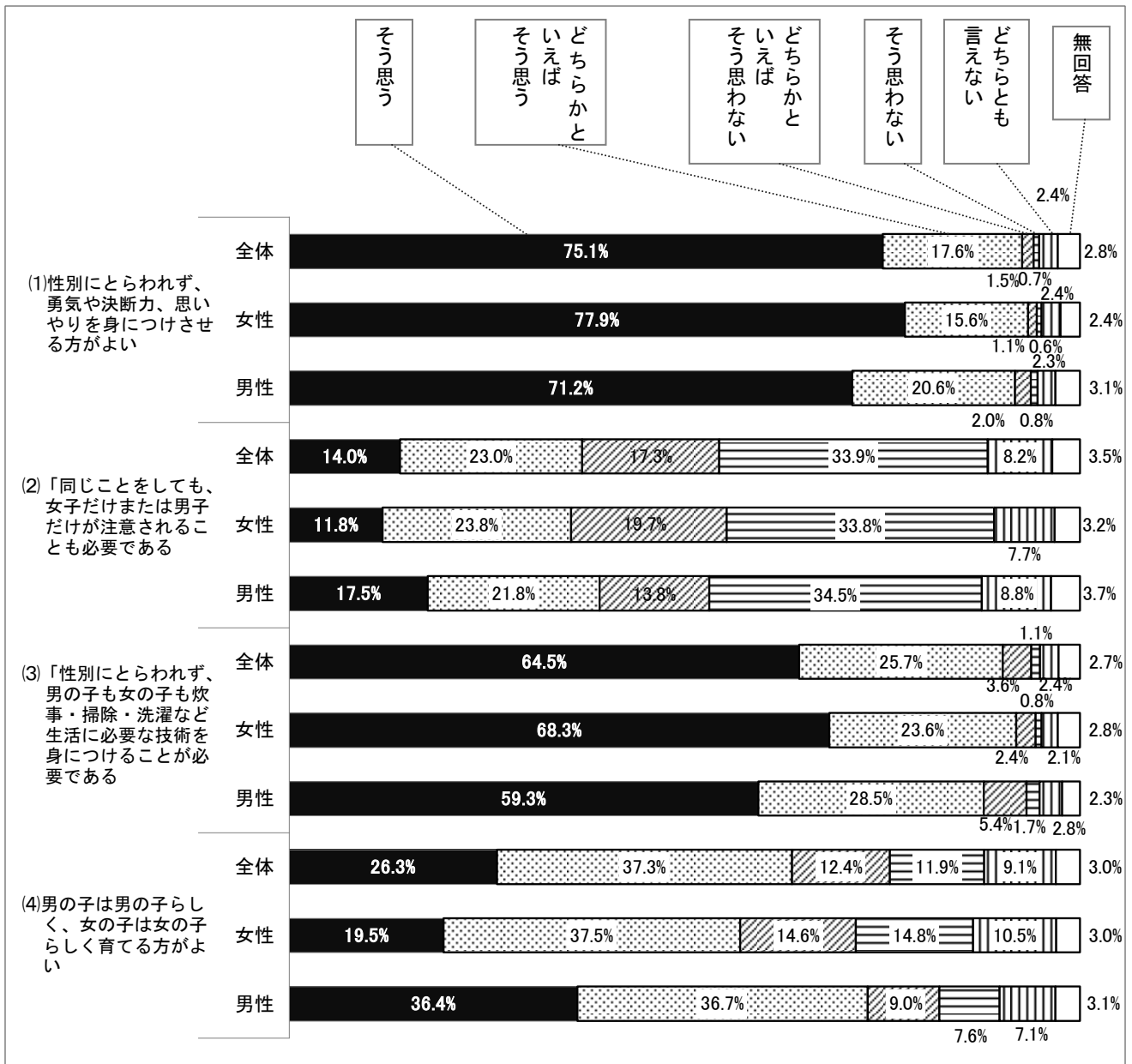
(1) 保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進

互いの人格を認めあい主体的に生き方を選択する力を育成し、固定的な性別役割にとらわれずに個人の能力・適性を生かすことのできる男女平等を推進します。また、男女平等教育を推進するための環境の整備を行います。

(2) 家庭や地域における意識づくりの推進

地域社会において男女共同参画を進めるための学習機会を充実し、男女共同参画推進のための意識の啓発を行います。また、家庭内における男女共同参画推進のための学習機会の充実と啓発を行います。

－「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

II 共につくりだす

—あらゆる場への男女共同参画—

男女共同参画社会とは、性別にこだわることなく、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を担っていく社会のことです。女性の社会進出が進んではいますが、行政における審議会等の委員には女性が少ないこと、地域活動の団体の代表者の多くが男性であること、働く場においても仕事の中心部分は男性が受持ち、女性はその補佐役とされることなど、組織の方針や決定の場への女性の参画はまだまだ少ないのが実情です。

一方、家庭生活や地域活動の領域に目を向けると、男性は仕事中心のライフスタイルの場合が多く見受けられ、企業中心、効率優先の社会システムの中で、男性が家庭生活や地域活動に十分に参加していない、また、できない現状が見られます。

女性も男性も共に生活を営み、また、あらゆる場で共に参画し、いきいきと活動していくためには、市民、地域団体や企業等の多様な主体の参画による実践的活動の推進などに努め、あらゆる分野における男女共同参画に関する施策を推進することが求められています。

また、私たちと同じ地域の生活者として外国人住民がいます。定住する外国人は増えてきており、外国人住民については、生活習慣や言葉の違いにより、医療や学校などの生活していく上で必要な情報が伝わらないことや、市民との摩擦の原因となることが増える傾向があります。

男女共同参画社会の形成は国際社会における取り組みと密接な関係を有しているため、男女共同参画社会の形成は国際的協調の下に行わなければなりません。お互いの存在を尊重し、理解を深めていくことが大切です。外国人住民だけでなく市民全体が積極的に国際理解を図り、国際交流を推進していくことが必要です。

1. 政策・方針決定の場への男女共同参画

(1)行政における多様な参画の推進

(2)男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成

2. 地域での男女共同参画

(1)まちづくりへの多様な参画の推進

(2)多様な主体のネットワーク化による連携・協働

3. 国際社会への理解と交流の推進

(1)平和と国際社会への理解

(2)国際交流の推進

1. 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の社会進出が進む中、社会のあらゆる分野において、男女が性別に関係なく対等な立場で参画していくことが今まで以上に必要となります。本市における審議会等の女性委員の割合は徐々に増える傾向にありますが、未だ十分とは言えません。行政における政策・方針決定の場への女性の参画を進めるためにもよりいっそうの推進が必要となります。

さらに、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるためには、女性の登用を図るだけでなく、人材育成にも努め、女性自らが参画への意思や能力を培っていくための機会と学習の場を提供することが大切です。

(1)行政における多様な参画の推進

政策・方針決定の場へ女性の意見がより反映されるように、審議会・委員会等に女性の登用を推進するとともに、公募委員の登用を推進し、市民参加の機会を拡充します。

(2)男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成

男女共同参画推進のための指導者等育成のための学習機会を充実するとともに、女性の交流の機会を充実し、女性のネットワークの形成を支援します。

－議会議員の女性委員の割合－

		割合
八千代市		22.0%
千葉県		7.4%
国	衆議院	9.0%
	参議院	21.5%

平成 22 年 6 月現在

－審議会等の女性委員の割合－

		割合
八千代市		30.0%
千葉県		26.2%
国		33.2%

八千代市：平成 22 年度男女共生プラン進捗状況調査
千葉県・国：平成 21 年度千葉県男女共同参画白書

2. 地域での男女共同参画

現状では、地域活動における役割の多くを女性が担っています。一方、男性は仕事中心の生活であることが多く、生活自立能力を身につける機会が少ないことや、地域とのかかわりが希薄になりがちです。

一人ひとりが、自分自身の生き方の選択をし、男女が共に地域にかかわり、安定した地域社会を築き支えていくことが大切です。そのためには、性別役割分担意識の是正と、男性のライフスタイルの変革が望まれます。男女が共同して地域社会を築くために、担い手となる人材を育成し、地域活動への支援を行うことが重要です。

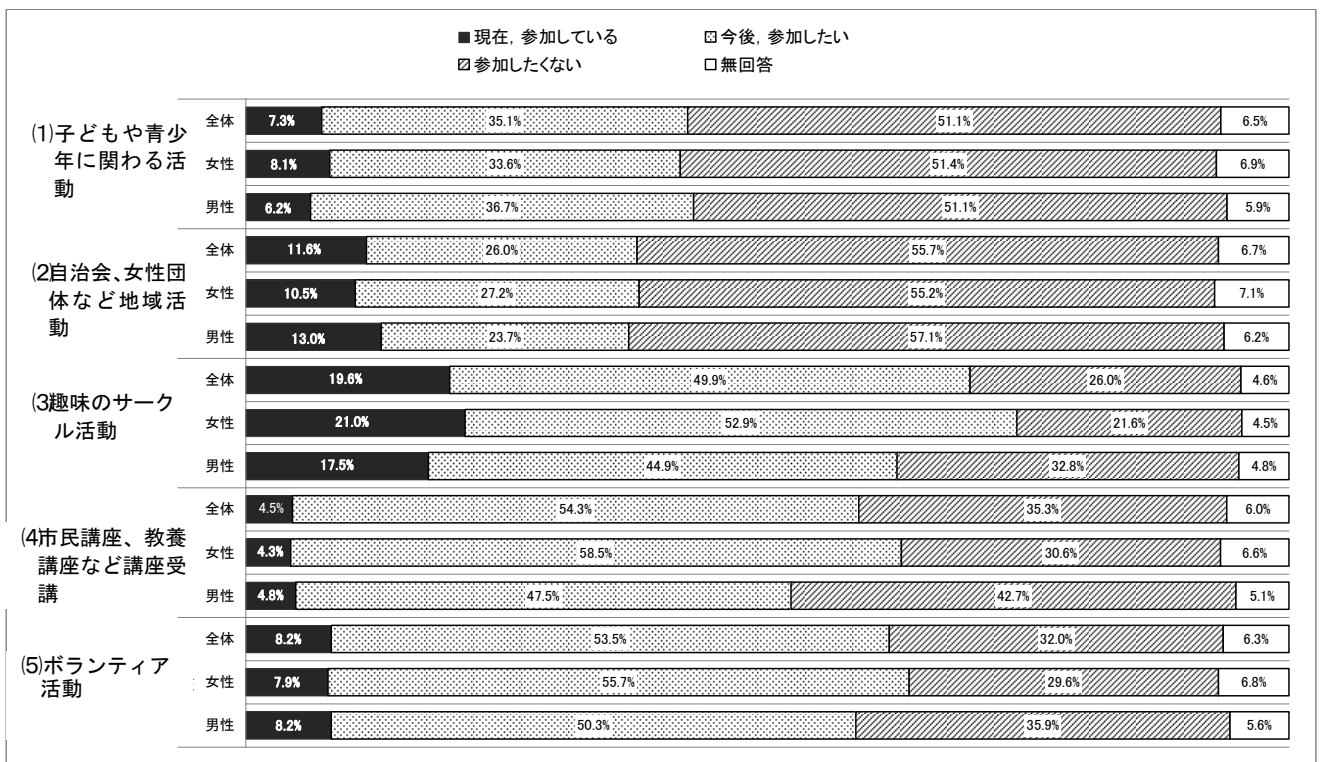
(1) まちづくりへの多様な参画の推進

地域へのかかわりが少ない傾向にある男性への啓発及び男女の共同参画の意識づくりを行います。また、地域活動の担い手となる人材を育成し、地域活動・ボランティア活動への支援を行います。

(2) 多様な主体のネットワーク化による連携・協働

市民、企業、市内団体やNPO等とのネットワーク化により連携・協働して男女共同参画社会の形成を推進します。

ー現在参加している社会活動または今後参加したいと思う活動についてー



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

3. 国際社会への理解と交流の推進

近年、日本では政治・経済・文化等のあらゆる分野で国際化が進展してきています。本市にとっても、この国際化は避けて通れない課題です。

市内に居住する外国人は年々増加しており、市民が外国人と接する機会が増えてきています。

大切なことは、今以上に市民一人ひとりが地域の国際化とは何かということを考え、行動に移していくことです。

国際化に対応するためには、自分の国の文化を大切にしながら、それぞれの国の異なる文化を尊重し相互理解を深めることが重要です。男女共同参画社会を進めるうえでの諸問題を解決するためにも、このような姿勢を持つことが大切です。

市民一人ひとりが、国際社会の中で適切に対応していくためにも、男女が共に国際理解を深め、幅広い視野を持って国際化に取り組んでいくことが必要です。

(1) 平和と国際社会への理解

市民一人ひとりが国際社会に関する理解を深め、交流を推進するために、国際化について学んだり、情報を得たりする機会の充実に努めます。また、外国人に対する情報提供や相談機会の充実に努めます。

(2) 国際交流の推進

国際交流がより多くの市民によって担われ、活発に行われるよう、現在活動している国際交流関係団体への支援や、交流機会の充実に努めます。

—八千代市の総人口と外国人登録人口の増加率—

年	総人口（人）	外国人登録人口（人）	外国人登録人口/総人口（％）
昭和 63 年（1988 年）	146,576	468	0.32
平成 5 年（1993 年）	152,702	1,614	1.06
平成 10 年（1998 年）	164,601	2,634	1.60
平成 15 年（2003 年）	177,545	3,297	1.86
平成 20 年（2008 年）	186,425	4,120	2.21

八千代市多文化共生プラン資料

※数値は12月末日現在（ただし、平成5年のみ3月末現在）
※増加率は当該年の人口とその5年前の人口との比較

Ⅲ 自分らしく生きる

—ワーク・ライフ・バランスの推進—

少子・高齢化、産業や雇用・就労形態の多様化、情報化など、社会環境は大きく変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。こうした状況の中で、自分の人生を自分がどのように生きるかを考えることは当然のことです。自分の考えを持ち、個性を活かし、いきいきと暮らすためには、ライフスタイルに応じた多様な生き方があるのだということ認識するとともに選択の幅を広げることが必要です。

しかしながら、依然として男性は仕事中心となり、女性は家事や育児、介護等の多くを担っています。男女が共に仕事上の責任と家庭の責任、地域活動への参加などをバランスよく担い、両立させていくことは、多様な働き方・生き方の選択を可能にし、個人の人生を充実させ、社会の活力を維持していくために非常に重要なことです。そのためにワーク・ライフ・バランスを推進する環境づくりが必要です。

また、多様な生き方を選ぶためには、生涯にわたる学習機会の充実が望まれます。女性にはより一層の職業能力形成が、男性にとっては家事や育児、介護等の学習機会が求められています。加えて、男女ともに一生を通じて豊かな生活ができるよう生きがい対策も必要です。

1. 働く場における男女共同参画

- (1)職場における意識啓発と就労支援
- (2)就労による経済的自立の支援
- (3)多様な働き方への支援

2. 家庭における男女共同参画

- (1)家事・育児への共同参画
- (2)介護への共同参画

3. 多様な生き方を選ぶための条件の整備

- (1)生涯にわたる学習機会の整備
- (2)生きがい対策の推進
- (3)男性の多様な生き方への条件整備

1. 働く場における男女共同参画

個人の能力の発揮や自己実現の場となる働く場（職場）での雇用機会及び待遇の均等は、男女共同参画社会を形成していく上で重要な取り組み課題です。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が施行され、働く環境は徐々に改善されてきてはいますが、現実には男女間の賃金格差、昇進・昇格、雇用形態、仕事内容や休業休暇取得率などはまだまだ対等ではない状況です。引き続き、女性も男性も対等であるとの認識を浸透させ、雇用機会及び待遇の均等の条件整備がされなければなりません。

さらに、国においては平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、個々の企業や企業を支援する自治体に働き方の見直しの取り組みが問われています。ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性や社会情勢の変化による生活困難を抱える人の社会進出や経済的自立の道を開くだけでなく、男性が家庭や地域における役割を担うための環境整備や男性の日常生活支援にもつながります。女性も男性も仕事と家庭のバランスを上手にとりながら生活していくためには、健康で豊かな生活のための時間が確保され、多様な働き方・生き方を選択できるような環境整備が求められています。

(1)職場における意識啓発と就労支援

仕事を持つ男女が、仕事と子育てや介護などの家庭責任との両立が過重負担となることなく、バランスよくこなすことができるよう育児休業制度等の浸透、労働時間短縮の啓発に努めます。また、女性にとって妊娠・出産・育児が仕事を行うことでの差別につながらないように、企業や事業主に対し、母性保護に関する啓発を行います。

(2)就労による経済的自立の支援

女性も男性も性別にとらわれることなく、個々の能力と志向に応じて職業を選択し、仕事を行うことができるよう、雇用する側、働く側の双方に対して、就業の機会を広げるための啓発を行います。

(3)多様な働き方への支援

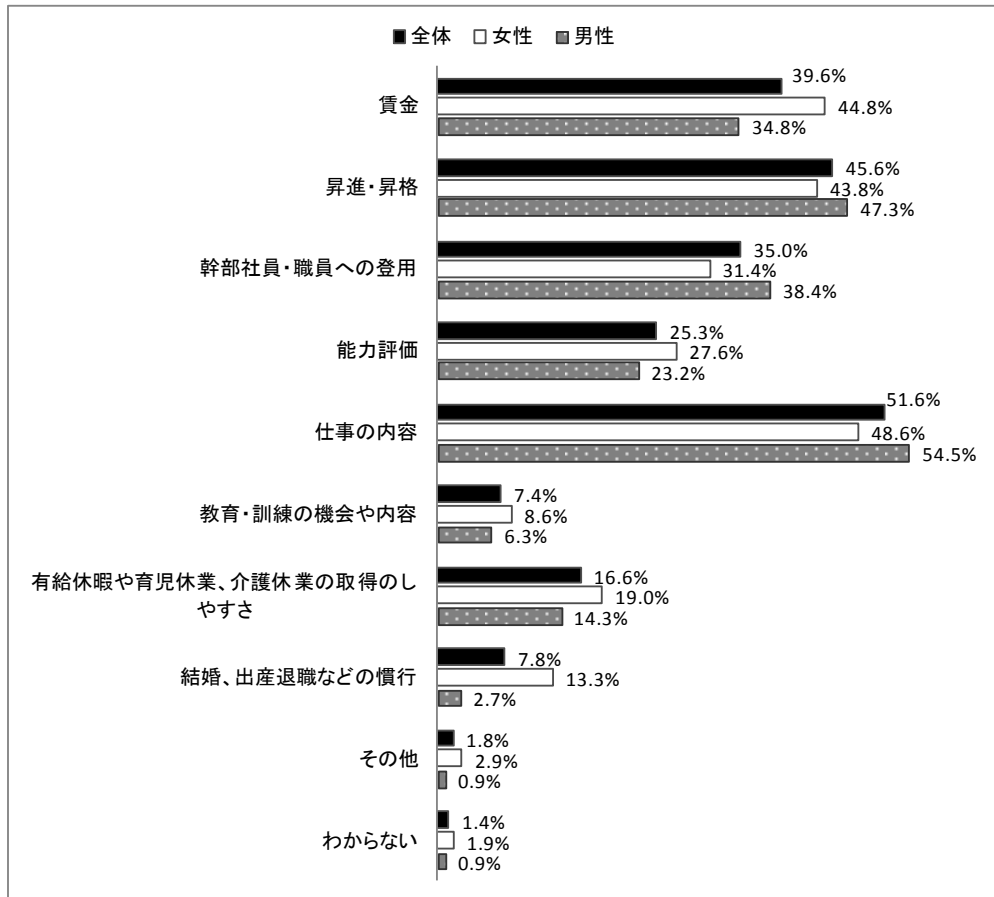
一人ひとりが個々の能力を十分に発揮し、活用するために、さまざまな分野での就業に関する相談の機会及び情報提供の充実を図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。ここでいう「生活」とは家庭生活に限らず、スキルアップを目指した学習活動や地域への貢献活動を含む広義の生活を指します。

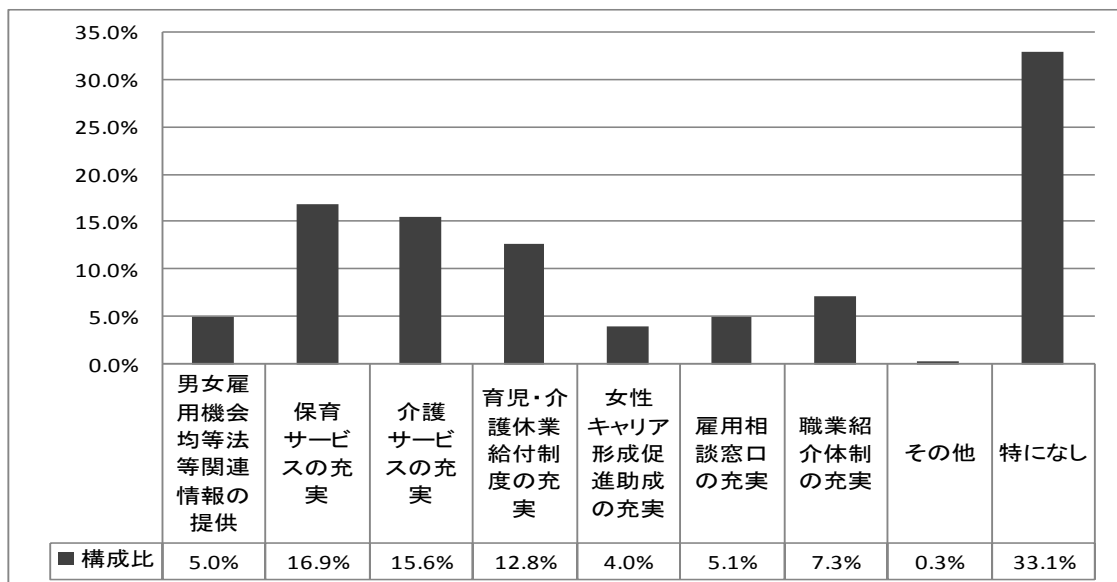
企業活動においては、個人の生産性や能力を高め、結果的に会社に大きなメリットをもたらすと考えられ注目されています。社会全般では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会につながるものです。

－働く場において差別があると感じることにについて－



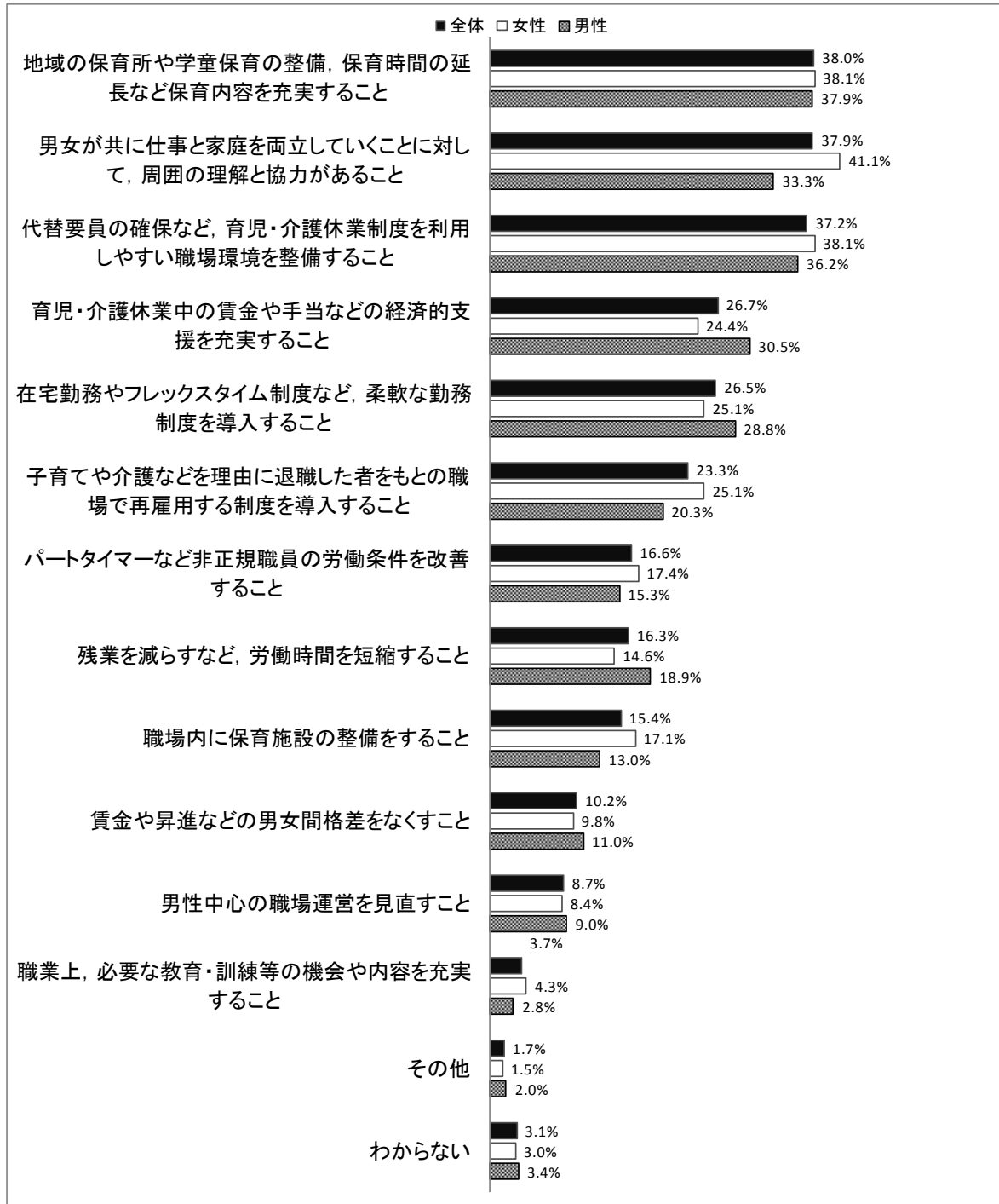
平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

－市内事業所において男女均等待遇を進める上で行政や公的機関に望むこと－



平成 20 年度八千代市男女共同参画社会形成に向けての事業所調査

－男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備について－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

2. 家庭における男女共同参画

固定的な性別役割分担意識により、現状では、家事・育児・介護における役割の多くを女性が担っています。一方、男性は仕事中心となることが多く、家庭とのかかわりが希薄になりがちです。

「男は仕事、女は家庭」という根強い性別役割分担意識は、時として、職場で女性が働くことをはばむ要因となったり、男性が家庭や地域にかかわりにくくしており、これまで男女の選択の幅を狭めるものとなっていました。

一人ひとりが、自分自身の生き方を選択し、男女が共に家庭にかかわり、安定した家庭生活を築き支えていくことが大切です。そのためには、性別役割分担意識の是正と、ライフスタイルの変革が望まれます。

家庭の中では、男女を問わず、子どもの時から、自立した生活ができる知識や技術を身につけるとともに、男性が家庭生活にかかわれるよう学習の機会を設けることが必要です。

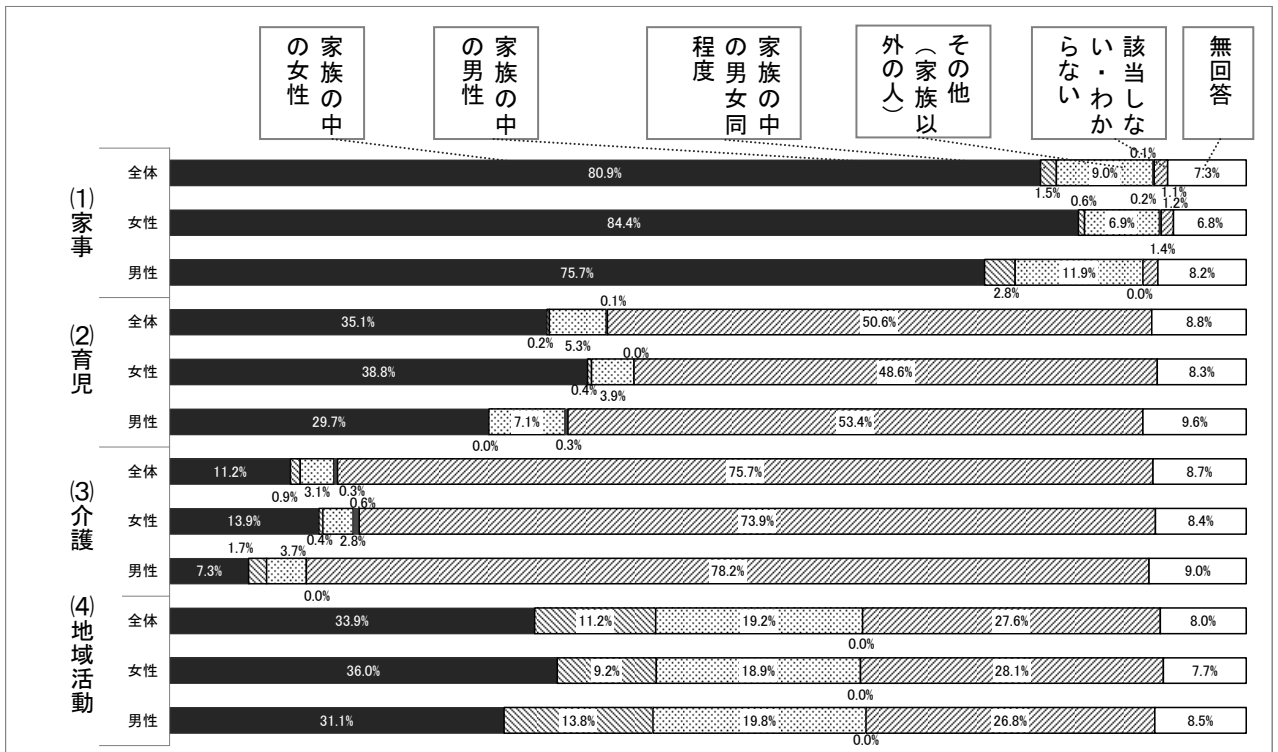
(1)家事・育児への共同参画

家庭における家事・育児を男女が共同で行い、家庭への男性の参画を推進するための意識づくりを行います。また、男性が家事等を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

(2)介護への共同参画

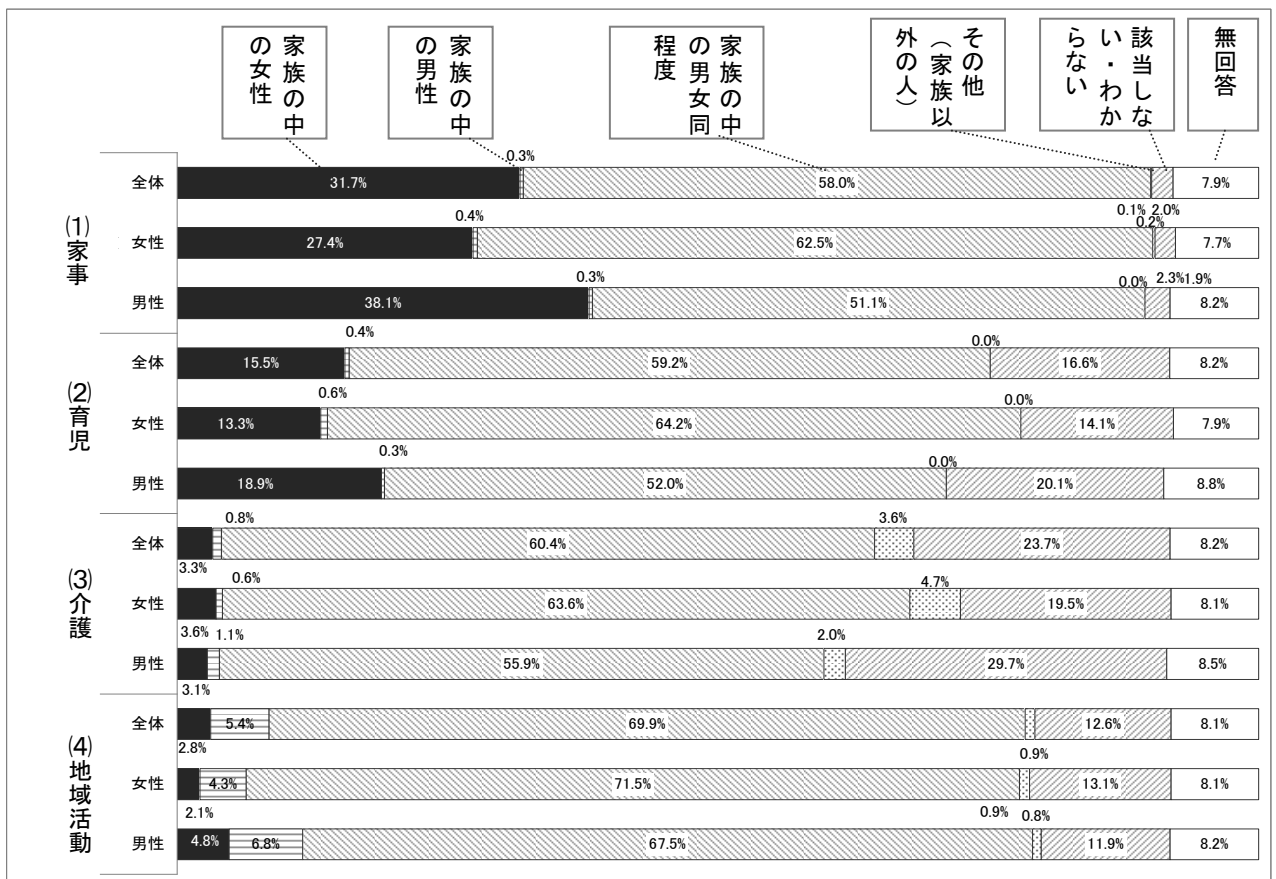
介護を男女が共同で行い、介護への男性の参画を推進するための意識づくりを行います。また、男性が介護に関する知識や技能を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

－家庭において、家事・育児・介護・地域活動を主に誰が行っているか－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

－理想として、家事・育児・介護・地域活動をどのように分担するのがよいと思うか－



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

3. 多様な生き方を選ぶための条件の整備

自分の人生を自分がどのように生きるかを考えることは当然のことです。多様な生き方があるのだということ認識し、自分の考えを持ち、個性を活かしていきいきと暮らすためには、多様な生き方を選ぶための条件の整備が望まれます。

多様な生き方があることに気づき、いきいきと暮らすためには、学び続けることが大切であり、生涯にわたる学習機会の充実が望まれます。女性も男性も仕事と家庭のバランスを上手にとりながら多様な生き方をしていくために、女性にはより一層職業能力形成の機会充実が、男性にとっては家事や育児、介護等の学習機会が求められています。

また、男女ともに一人ひとりが一生を通じて豊かな生活ができるよう地域活動支援や知識、経験、学習成果を活かす機会の提供などの生きがい対策も必要です。

さらに、男性は仕事中心の生き方となることが多く、家事や地域生活に必要なスキルを身につける機会が少ないことや、家庭や地域とのかかわりが希薄になりがちであるなどから男性の日常生活支援が必要な例がみられるため、男性の家庭や地域における役割を担うための環境整備、男性の日常生活支援が必要です。

(1)生涯にわたる学習機会の整備

一人ひとりが自分の能力や希望によって自分自身の生き方を自由に選択できるよう、生涯にわたって学び続けるための場や機会、内容の充実を図ります。

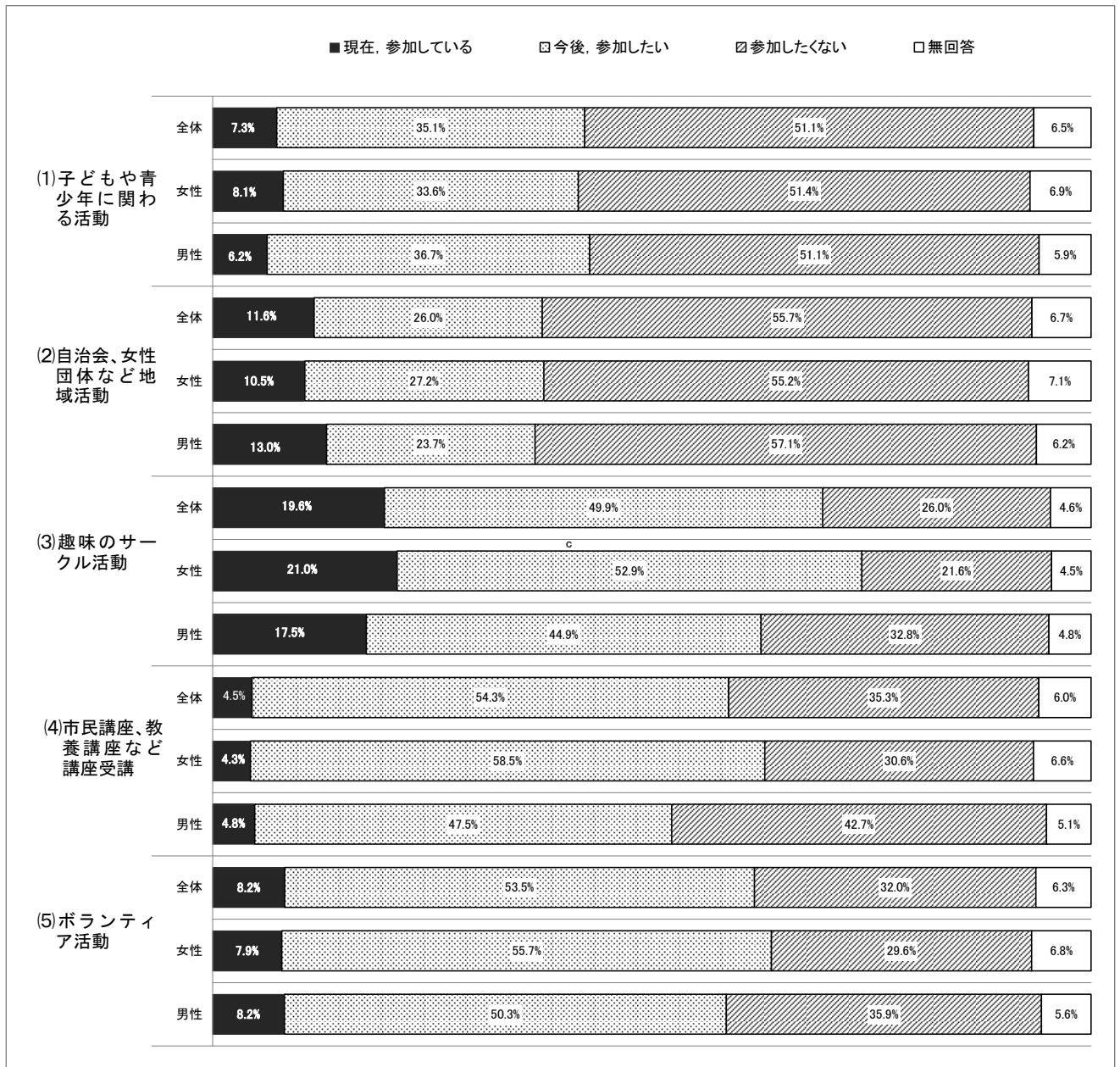
(2)生きがい対策の推進

一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち、一生を通じて豊かな生活を送ることができるよう、地域活動への参加や高齢者の就労の支援などを行います。

(3)男性の多様な生き方への条件整備

男性が多様な生き方ができるよう男性の日常生活支援や男性の参画が少ない分野への参画推進への条件整備を行います。

—現在参加している社会活動、または今後参加したいと思う活動—



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

IV 健やかに暮らす

—いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—

私たち一人ひとりが、生涯にわたって、仕事や家庭、地域社会にいきいきと参画するためには、心身の健康が不可欠です。そのためには、自らの健康の保持増進に努めることができるよう、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談の推進体制が望まれます。また、自分の生き方を選択し、自分の能力を発揮するためには、個人の尊厳の保持と生活の自立を支援する福祉の充実が重要です。

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化等、社会が急速に変化する中で、妊娠・出産・子育てをめぐる母子の医療と福祉、高齢者や障害を持つ人への福祉、生活習慣病予防や介護予防などライフサイクルを通じた課題は多岐にわたり、また、性別によっても異なります。

そこで、私たちが豊かでいきいきとしたライフスタイルをつくりあげていくためには、それぞれの状況やライフステージに応じた適切な支援が行われることが必要です。

1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

- (1)健康づくりの充実
- (2)母子保健の充実

2. 自立した生き方を支える福祉の充実

- (1)多様な子育て環境の整備
- (2)ひとり親家庭の自立の推進
- (3)高齢者・障害者福祉の充実

1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

一人ひとりが主体的に多様な生き方を選択し、生涯にわたりいきいきと生活を送るためには、心身の健康が大切です。自分の心と体の健康について考え、自分自身の健康状態に応じた健康管理ができるようにするためには、年代や個々に応じた健康診査や相談体制の推進が必要です。

また、妊娠・出産をとりまく事柄については、安心して安全な環境を整えることが大切です。そして、女性自身が、主体性を持って妊娠・出産を選び取っていくことの必要性を理解し、それに対する配慮を行うことが求められます。そのためには、子どもを出産するという役割をもつ女性と乳幼児を対象とする母子保健を充実することが重要です。

(1)健康づくりの充実

一人ひとりが自分の健康に関心をもち、いきいきとした生活を送れるよう、健康に関する活動を支援します。また、心の健康も含めた健康づくりのための、健康診査・相談等を実施します。

(2)母子保健の充実

安心して安全な妊娠・出産育児のための、母子保健に関する施策の充実を図ります。また、女性自身がより主体的に妊娠・出産ができるよう、保健事業の推進に努めます。

－母子保健に係る人口動態－

	出生		死亡				死産		周産期 死亡	婚姻	離婚	合計 特殊出生率
	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	乳児 率 (人口千対)	新生児 率 (人口千対)	自然 死産 率 (人口千対)	人口 死産 率 (人口千対)				
千葉県	52,306	8.7	47,149	7.8	2.5	1.1	12.5	12.0	4.0	6.0	2.02	1.29
八千代市	1,774	9.5	1,191	6.4	1.7	1.1	9.4	12.1	3.4	5.8	2.05	1.33

平成20年度千葉県人口動態総覧

2. 自立した生き方を支える福祉の充実

核家族化の進行に伴い、主に女性が担っている子育てや介護を社会全体で担えるようにするとともに、急速に高齢化が進む中、高齢者が自らの能力や経験を生かしながら自立してその人らしく地域で暮らすことができる仕組みが必要です。また、障害を持つ人や、ひとり親家庭が安心して生活できるよう一層の支援を図る必要があります。

また、要介護者を抱える家庭にあっては介護する家族の負担の問題も深刻なものとなっています。特に、性別役割分担意識から、介護は女性の仕事とみなされがちで、女性の過重負担を招いています。

高齢者、障害者の自立や生活の安定は、「八千代市高齢者保健福祉計画」、「八千代市第3次障害者計画」等に委ね、ここでは核家族の増加に伴う子育て環境の整備、高齢化社会における介護労働の問題とひとり親の家庭の生活の安定に重点をおいて、対策を進めていきます。

誰もがいきいきと暮らすためには、個々の人が自立した一人の人間であることを認め、尊重したうえで、自立した生き方のできる条件を整備することが必要です。

(1)多様な子育て環境の整備

安心して子育てができるよう、保育ニーズにあった事業、相談、情報提供を充実します。また、子育て期も積極的に社会参画できるよう環境の整備をします。

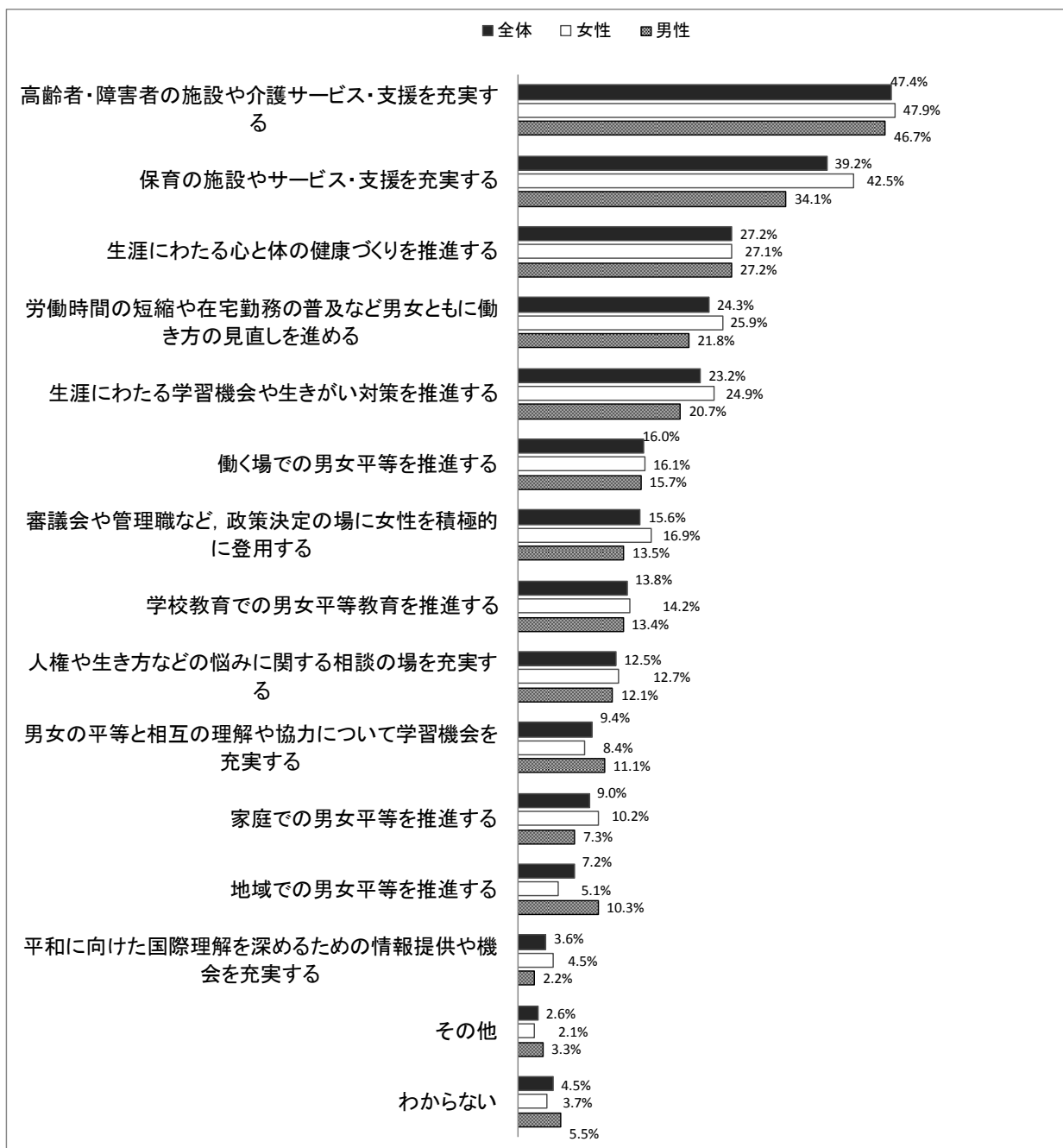
(2)ひとり親家庭の自立と生活の安定

ひとり親の家庭が安心して暮らせるよう生活の安定に向けて支援します。

(3)高齢者・障害者福祉の充実

高齢者や、障害者が、要介護となった時の女性の介護への負担を軽減するための施策の充実に努めます。

—八千代市に力を入れてほしいと思うことについて—



平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査

V みんなで推進する

—推進体制の整備と協働の推進—

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは非常に広範囲な分野にわたっています。そのため、本計画を効果的に推進していくには、市民や関係機関との協働・連携体制の構築や計画の推進体制の整備・強化が必要です。

今後さらに男女共同参画を推進していくため、やちよ男女共同参画プラン懇話会委員からの意見聴取やパブリックコメントの実施など市民参加を推進し広く意見を取り入れ、国や県、近隣自治体をはじめとした関係機関と連携し、協働・連携体制を構築するとともに、プランの進行管理を強化し、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組む必要があります。また、男女共同参画社会づくりの拠点として設置されている男女共同参画センターの充実も図りながら男女共同参画の着実な推進を図ります。

1. 連携・協働体制の構築

- (1)市民参加の推進
- (2)国・県・近隣自治体との連携・協力

2. 推進体制の強化

- (1)男女共同参画センターの充実
- (2)庁内推進体制の整備・拡充
- (3)計画の進行管理の充実

1. 連携・協働体制の構築

今後さらに男女共同参画を推進していくため、男女共同参画事業への市民参加の推進や男女共同参画施策への市民意見の導入を図るとともに、国や県、近隣自治体をはじめとした関係機関と連携し、男女共同参画の推進を図ります。

(1)市民参加の推進

男女共同参画事業への市民参加の推進や男女共同参画施策へ市民意見を導入し、男女共同参画の推進を図ります。

(2)国・県・近隣自治体との連携・協力

国や県、近隣自治体をはじめとした関係機関と連携し、男女共同参画の推進を図ります。

2. 推進体制の強化

男女共同参画を推進していくには、市役所が男女共同参画のモデルとなるようプランの進行管理を強化し、市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組むとともに、男女共同参画社会づくりの拠点として設置されている男女共同参画センターの充実も図り、男女共同参画の着実な推進を図ります。

(1)男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会づくりの拠点として設置されている男女共同参画センターの充実を図り、男女共同参画の推進を図ります。

(2)庁内推進体制の整備・拡充

市職員の男女共同参画に対する意識を啓発し、男女共同参画のモデルとなるよう市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組み男女共同参画の推進を図ります。

(3)計画の進行管理の充実

プランの進行管理を強化し、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう、率先して施策に取り組み男女共同参画の推進を図ります。

－第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画進捗状況－

主要課題	年度	所管課評価									
		A(積極的に推進を図り達成した)		B(ほぼ達成した)		C(達成できなかった)		D(未実施・休止・廃止だった)		計	
		事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
I 等しく認めあう 男女平等の意識づくり	18	24	53.3%	19	42.2%	0	0.0%	2	4.4%	45	100.0%
	19	20	44.4%	27	51.1%	0	0.0%	1	4.4%	48	100.0%
	20	21	41.2%	28	54.9%	1	2.0%	1	2.0%	51	100.0%
II 共につくりだす あらゆる場への男女共同 参画	18	16	44.4%	20	55.6%	0	0.0%	0	0.0%	36	100.0%
	19	13	33.3%	22	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	35	100.0%
	20	13	34.2%	25	65.8%	0	0.0%	0	0.0%	38	100.0%
III 自分らしく生きる いろいろな生き方を選べる 環境づくり	18	12	32.4%	22	59.5%	1	2.7%	2	5.4%	37	100.0%
	19	12	34.3%	25	62.9%	1	2.9%	0	0.0%	38	100.0%
	20	17	38.6%	25	56.8%	1	2.3%	1	2.3%	44	100.0%
IV 健やかに暮らす いきいきと暮らすための健 康と福祉の増進	18	42	53.8%	32	41.0%	0	0.0%	4	5.1%	78	100.0%
	19	38	50.7%	36	46.6%	0	0.0%	2	2.7%	76	100.0%
	20	45	49.5%	43	47.3%	0	0.0%	3	3.3%	91	100.0%
V 広く手をつなぐ 進展する国際化への対応	18	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100.0%
	19	5	55.6%	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%	9	100.0%
	20	6	60.0%	3	30.0%	1	10.0%	0	0.0%	10	100.0%
計	18	99	48.3%	96	46.8%	2	1.0%	8	3.9%	205	100.0%
	19	88	43.6%	113	53.3%	2	1.0%	3	2.1%	206	100.0%
	20	102	43.6%	124	53.0%	3	1.3%	5	2.1%	234	100.0%

平成21年度第2次やちよ男女共生プラン第2期実施計画進捗状況報告書

第 4 章

第 1 期 実施計画

I 等しく認めあう

－男女共同参画の意識づくり－



1 固定的な意識の是正

- (1) 性別による役割分担意識・慣習の是正
- (2) 一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透
- (3) 性別による役割分担意識の是正のための調査・研究

2 男女の人権擁護

- (1) ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり
- (2) セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

3 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1) 保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進
- (2) 家庭や地域における意識づくりの推進

I 等しく認めあう

1 固定的な意識の是正

(1) 性別による役割分担意識・慣習の是正

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識をなくし、それに基づく男女不平等の慣習やしきたりなどを改めるための啓発を行い、女性と男性とが等しく認めあうことのできる社会的な風土づくりを推進します。

①固定的性別役割分担意識に基づく意識・慣習の是正

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
1	<p><講演会・講座の開催></p> <p>男女平等意識の向上、男女共同参画社会の実現のために講演会・講座等を通じて啓発を行います。</p> <p>◆男女共同参画講座</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
2	<p><男女平等に関する啓発活動の推進></p> <p>男女共同参画社会の形成のため、啓発事業や啓発活動を行うことにより男女平等意識の推進を図ります。</p> <p>◆男女共同参画社会づくり啓発事業</p> <p>◆男女共同参画社会づくり推進期間にあわせた啓発</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター
3	<p><男女共同参画に関する資料の充実></p> <p>男女共同参画に関するビデオや書籍等を収集し、貸し出しを行うことによって、男女平等意識の向上を図ります。</p> <p>◆視聴覚教材センター事業</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 図書館 生涯学習振興課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
4	<p><広報やホームページの活用></p> <p>男女平等の視点に立った意識づくりのために、広報やホームページを通じて男女共同参画社会づくりに関する情報の提供を行います。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター

■指標

	項目	現況値	目標数値
1	男女共同参画社会が進んでいると感じている市民の割合	12.5%	15.0%
2	夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方について反対だと思う市民の割合	32.2%	50.0%

(2) 一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透

一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮して生きられるよう、自らの人生は自分自身が決定するとの意識を持ち、互いの人格を認めあい人権を尊重しあうこと、すなわち、「個」としての人権・人格を尊重する意識の浸透を促進します。

①一人ひとりの人権・人格の尊重意識の浸透

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
5	<p><講演会・講座の開催></p> <p>一人ひとりの人権や人格を尊重する意識の浸透につとめる講演や講座を実施します。</p> <p>◆人権啓発活動活性化事業</p> <p>◆男女共同参画講座</p> <p>◆社会人権教育地区別研修会</p>						健康福祉課 男女共同参画センター 生涯学習振興課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
6	<p><相談の場の提供、相談の実施></p> <p>人権に関するさまざまな悩み等について人権相談の場を提供します。</p> <p>また、悩みをかかえる女性に対して電話相談を行います。</p> <p>◆人権相談</p> <p>◆女性、こころの悩み電話相談</p>						健康福祉課 男女共同参画センター
		○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	

(3) 性別による役割分担意識の是正のための調査・研究

男女共同参画の推進に向けての課題は、社会に対応して変化していきます。市民の実態や意識の調査・研究、女性に関連した情報の収集・整理を行い、市民への提供を含めて、課題の把握と解決への取り組みを進めます。

①意識調査等関連情報の収集・整理・提供

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
7	<p><男女共同参画に関する調査の実施></p> <p>男女共同参画に関わる諸問題の意識と実態を把握し、関係施策等への反映に努めます。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課
8	<p><男女共同参画に関する情報提供></p> <p>男女共同参画の推進に向けて情報の収集・整理を行い、市民への提供を行います。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター
		○	○	○	○	○	

2 男女の人権擁護

(1) ドメスティックバイオレンスの発生を防ぐ意識づくり

暴力が人権侵害であることについて意識啓発を行います。また、家庭や地域における暴力の根絶に向けて相談体制の充実を図ります。

①人権が擁護される社会の形成

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
9	<p><暴力行為を許さない意識づくり></p> <p>配偶者・パートナー等からの暴力を阻止し、被害者の保護を図るため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき講座、広報、意識啓発を行います。</p>	○	○	○	○	○	<p>子育て支援課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画センター</p>
10	<p><相談の実施></p> <p>暴力を受けた（受けている）人のための相談体制の充実を図り、被害者の立場を十分に考慮した対策に努めます。</p> <p>◆女性、こころの悩み電話相談</p>	○	○	○	○	○	<p>子育て支援課</p> <p>男女共同参画センター</p>



(2) セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

市内事業所や市役所等の職場へセクシュアルハラスメント防止の意識啓発を行います。
また、職場におけるセクシュアルハラスメント防止に向けて相談体制の充実を図ります。

①セクシュアルハラスメント防止対策と体制整備

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
11	<p><市内事業所や市役所等の職場への意識啓発と相談体制の充実></p> <p>市内事業所や市役所等の職場へセクシュアルハラスメント防止に関する情報提供による意識啓発に努めます。また、市職員の相談体制や研修の充実を図ります。</p> <p>◆市職員のセクシュアルハラスメントに関する相談</p>	○	○	○	○	○	商 工 課 男女共同参画課
		○	○	○	○	○	職 員 課

3 男女平等の視点に立った教育の推進

(1) 保育園・幼稚園・学校における意識づくりの推進

互いの人格を認めあい主体的に生き方を選択する力を育成し、固定的な性別役割にとらわれずに個人の能力・適性をいかすことのできる男女平等の視点に立った保育及び教育を推進します。また、男女ともに主体的な選択と能力・適性をいかすことのできる保育及び教育を行います。

①男女共同意識の啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
12	<p><保育園・幼稚園・小中学校における男女平等の視点に立った保育・教育の推進></p> <p>幼児・児童生徒の発達段階に応じて、男女平等の意識を形成する視点から、保育及び教育を推進します。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 学務課 指導課
13	<p><人権講演・運動の支援></p> <p>人権擁護委員が、中学生を対象にした人権作文の募集に伴う人権問題について「人権講演会」の開催を支援します。また、小学生を対象にした「人権の花運動」を支援します。</p> <p>◆人権講演・人権の花運動への支援</p>	○	○	○	○	○	健康福祉課
14	<p><男女平等の視点に立った保育・生徒指導のための研修の充実></p> <p>男女平等の意識を形成する視点から、男女の性別にとらわれず、一人ひとりの子どもの個性を十分に伸ばすために、保育・生徒指導方法の工夫・改善を推進します。</p> <p>◆保育士研修会</p> <p>◆生徒指導主任（主事）・長欠担当者研修会</p> <p>◆各種会議等における指導・助言・啓発</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 指導課 指導課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
15	<p><小中学校担当教員の学校人権教育研修会の実施></p> <p>性別も含めた学校教育における人権教育の正しい認識と日常化、実践化を図るため、啓発ビデオ視聴や講義の研修を開催します。</p>	○	○	○	○	○	指 導 課

②男女ともに主体的な選択と能力・適性をいかすことのできる教育の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
16	<p><教育内容に応じた混合名簿の活用></p> <p>指導内容や必要性に応じて、男女混合名簿を使用します。</p>	○	○	○	○	○	指 導 課
17	<p><学校における総合的な学習の時間、キャリア教育の充実></p> <p>児童・生徒が進路について自分で考え、選択できるように、具体的な活動や実体験を通して、働くことの大切さを学び、勤労観、職業観を育てます。また、地域人材や社会人講師を招き、主体的な進路選択意識の啓発を行います。</p>	○	○	○	○	○	指 導 課
18	<p><進路指導担当教職員の研修の充実></p> <p>児童・生徒一人ひとりが個性や希望に応じて進路を選択できるように、中学校進路指導研究協議会に教職員を派遣し、個々を大切にされた進路指導の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	指 導 課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
19	<p><中学校における技術家庭科授業の男女共修の充実></p> <p>男女が共に生活の自立を果たし、その上で協力関係を築いていくことができるよう、男女共修による家庭科、技術科の授業内容の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	指 導 課
20	<p><技術家庭科担当教員研修の充実></p> <p>小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科の教員を対象にした研修に教職員を派遣し男女共修の意義の理解と指導内容の工夫・充実を図ります。</p> <p>◆中学校技術家庭科実技研修会</p> <p>◆小学校家庭科実技研修会</p>	○	○	○	○	○	指 導 課 指 導 課
21	<p><小、中学校における性教育の推進></p> <p>健康教育の取り組みの中でエイズ教育と共に、適切な性教育の推進を行います。</p> <p>また、国・県からのリーフレット等を用い、性教育の推進に努めます。</p>	○	○	○	○	○	保 健 体 育 課



(2) 家庭や地域における意識づくりの推進

家庭や地域における男女共同参画を進めるための学習機会を充実し、意識の啓発を行います。

①家庭や地域における男女共同参画推進のための学習機会の充実と啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
22	<p><家庭や地域に関する講座の実施> 家庭や地域において、男女が共に家庭生活や地域活動を担うことができるよう講座を行います。</p> <p>◆男女共同参画講座 ◆生活自立に関する講座</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター 公民館
23	<p><家庭教育の支援> 家庭教育に関する学習を年齢に合わせ学級ごとに継続的かつ集団的に行い、ゆとりをもって子育てができるように支援します。</p> <p>◆家庭教育講演会 ◆幼児親子学級講師・担当者研修会 ◆家庭教育学級だよりの発行 ◆家庭教育学級の開催</p>	○	○	○	○	○	生涯学習振興課 生涯学習振興課 公民館 生涯学習振興課 公民館

■指標

	項目	現況値	目標数値
3	家庭教育学級設置数	13学級	17学級

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
24	<p><男女で子育てする意識の啓発></p> <p>男女で子育てする意識を啓発するため、ホームページなどで子育てに関する情報の提供や男女ともに参加しやすい行事などを推進します。</p>	○	○	○	○	○	元気子ども課 子育て支援課 (地域子育て支援センター) (保育園) 男女共同参画課 男女共同参画センター
25	<p><父親の子育て推進></p> <p>夫婦での子育てを推進するため、父親向けの行事の開催や土曜日の開放について各地域子育て支援センターで検討します。</p>	○	○				子育て支援課 (地域子育て支援センター)



Ⅱ 共に作りだす

－あらゆる場への男女共同参画－



- 1 政策・方針決定の場への男女共同参画
 - (1) 行政における多様な参画の推進
 - (2) 男女共同参画のための指導者等の人材発掘・育成
- 2 地域での男女共同参画
 - (1) まちづくりへの多様な参画の推進
 - (2) 多様な主体のネットワーク化による連携・協働
- 3 国際社会への理解と交流の推進
 - (1) 平和と国際社会への理解
 - (2) 国際交流の推進

Ⅱ 共に作りだす

1 政策・方針決定の場への男女共同参画

(1) 行政における多様な参画の推進

政策・方針決定の場へ女性の意見がより反映されるように、審議会・委員会等に女性の登用を推進するとともに、公募委員の登用を推進し、市民参加の機会を拡充します。

①審議会・委員会等における女性の登用の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
26	<p><審議会等における女性委員比率目標達成></p> <p>政策・方針決定の場に女性の視点や意見を積極的に反映するため、市が設置する審議会等の女性委員の割合を目標値に達成することとし、すべての審議会等に女性が委員として参画することを推進します。</p>	○	○	○	○	○	関係各課

■指標

	項目	現況値	目標数値
4	各種委員会等における女性委員の登用率	30.0%	35.0%

②審議会・委員会等における市民登用の機会均等

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
27	<p><審議会・委員会等委員における公募委員登用機会均等></p> <p>審議会等委員の選任にあたっては、可能なかぎり公募による委員の選任に努めるとともに、公募の際には、男女の区別なく広く市民一般の参加が推進されるよう、登用機会の均等を図ります。</p>	○	○	○	○	○	関係各課

■指標

	項目	現況値	目標数値
5	各種審議会等における公募による市民委員の割合	8.9%	20.0%



(2) 男女共同参画推進のための指導者等の人材発掘・育成

指導者育成のための学習機会を充実するとともに、交流の機会を充実し、ネットワークの形成を支援します。

①指導者育成のための学習機会・交流機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
28	<p><リーダーの育成> リーダー育成の講座を開催するとともに、講座受講後の活動の支援を行います。</p> <p>◆ リーダー育成の講座</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
29	<p><交流のための場・機会の提供> 自主学習グループの交流、育成のための場を提供するなどの支援を行うとともに、講座を開催し、グループの育成を図ります。</p> <p>◆ 利用者研修会</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

2 地域での男女共同参画

(1) まちづくりへの多様な参画の推進

地域全体において、まちづくりへの多様な参画を推進し、男女が共同して地域づくりへ参画する意識づくりを行います。また、市民活動団体等の地域活動・ボランティア活動への支援・育成を行います。

①まちづくりへの男女共同参画

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
30	<p><自治会の支援・育成></p> <p>自治会活動の活性化を図り、市民の積極的な地域活動への参画が促進されるよう、補助金の交付等を行い、自治会の支援・育成に努めます。</p>	○	○	○	○	○	生活安全課
31	<p><自主防災組織創設・育成事業></p> <p>「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、自治会などを中心とした自主防災組織の創設・育成を推進するとともに、自主的な防災活動の一層の支援に努めます。</p>	○	○	○	○	○	総合防災課
32	<p><防災意識の普及・啓発></p> <p>災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、広く市民を対象とした講座の開催をすることにより、市民の防災意識の普及・啓発に努めます。</p>	○	○	○	○	○	総合防災課
33	<p><市民活動サポートセンターの運営></p> <p>市民活動団体に利用者相互の交流の場を提供する交流支援、事務的な活動の場を提供する活動支援、情報の収集と発信の場を提供する情報支援を実施し、団体の活動を支援します。</p>	○	○	○	○	○	市民活動サポートセンター

■指標

	項目	現況値	目標数値
6	自主防災組織数	117組織	149組織

②地域活動・ボランティア活動の支援・育成

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
34	<p><市民活動団体支援金の交付> ボランティア活動と納税に対する関心を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援を図るため、市民が選択した団体に、個人市民税の1%相当額を支援金として交付します。</p> <p>◆ 八千代市市民活動団体支援金交付制度（1%支援制度）</p>	○	○	○	○	○	総合企画課
35	<p><女性消防団員の事業参画推進> 地域の防災指導及び応急手当指導員として防災活動、応急手当の普及啓発活動を積極的に実施します。</p>	○	○	○	○	○	消防総務課
36	<p><活動に関する情報提供の充実> 地域活動・ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	青少年課 公民館
37	<p><ボランティア活動の環境整備> ボランティア活動の場の提供やボランティア育成のための学習会、小中学校への出前講座を支援し、ボランティア活動の環境の整備を行います。</p> <p>◆ ボランティア活動の場の提供</p> <p>◆ 講習会の開催、小中学校への出前講座</p>	○	○	○	○	○	健康福祉課 (社会福祉協議会) 健康福祉課 (社会福祉協議会)

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
38	<p><生涯学習ボランティアバンクの運営></p> <p>各分野において知識、技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい者に紹介することによって、市民相互の生涯学習活動を支援し、学びを通じた地域のつながりの再生と生涯学習社会の実現を図ります。</p> <p>◆生涯学習ボランティアバンク</p>	○	○	○	○	○	生涯学習振興課
39	<p><地域集会施設の整備></p> <p>地域での集会活動の活性化が図られるよう、自治会等が行う集会施設の整備を支援します。</p>	○	○	○	○	○	生活安全課
40	<p><リサイクル等のイベントの開催></p> <p>ごみの減量化やリサイクルの促進のため、リサイクルフェアやフリーマーケット等の開催を通じて、環境を大切にしまちづくりを促進します。</p> <p>◆フリーマーケット</p> <p>◆リサイクルフェア</p> <p>◆ゴミゼロ運動</p>	○	○	○	○	○	クリーン推進課 クリーン推進課 クリーン推進課

■指標

	項目	現況値	目標数値
7	女性消防団員数	12人	30人

(2) 多様な主体の連携・協働

男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進していくため、地域の様々な分野での多様な主体が連携・協働して推進することにより、地域において大きな流れをつくるとともに、多様な主体による身近な活動を支援し実践的に男女共同参画を推進します。

①多様な主体の連携・協働

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
41	<p><男女共同参画に関するネットワークづくり></p> <p>男女共同参画センター利用者連絡会の設置や市内女性団体・NPO等のネットワークづくりを検討し、連携・協働して男女共同参画を推進します。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター
42	<p><地域子育て支援ネットワークの構築></p> <p>地域子育て支援ネットワークの構築をテーマに、支会・自治会・民生委員児童委員・主任児童委員・母子保健推進員・更生保護女性会・幼稚園・保育園・公民館・子ども相談センター・母子保健課・子ども支援センターすてっぷ21、長寿会・民間託児施設・NPO子どもネット八千代・社会福祉協議会等の関係機関や団体が参加して地域会議子育て情報交換会を開催します。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 (地域子育て支援センター) 母子保健課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
43	<p><地域活動団体の支援・連携></p> <p>地域の団体との連携の強化相互協力体制の充実を図ります。また、その他地域活動に従事する各種団体の支援・育成に努めます。</p> <p>◆文化団体の支援・連携</p> <p>◆青少年育成団体の支援・連携</p> <p>◆青少年学校外活動支援事業実行委員会の支援・育成</p> <p>◆PTA連絡協議会の支援・連携</p> <p>◆地域活動団体との連携</p> <p>◆講座後の自主グループの支援・連携</p>	○	○	○	○	○	文化・スポーツ課 青少年課 青少年課 指導課 公民館 郷土博物館
44	<p><関連施設・機関とのネットワーク化></p> <p>関連施設や機関との連携を図ることにより、活動の充実に努めます。</p>	○	○	○	○	○	公民館
45	<p><広報女性版の発行></p> <p>一般公募した女性記者との協働により、日常生活の問題を市民と一緒に考えるために広報女性版を発行します。</p>	○	○	○	○	○	広報広聴課

3 国際社会への理解と交流の推進

(1) 平和と国際社会への理解

市民一人ひとりが尊重される平和な社会をつくり出すためには、人種・民族・文化・男女の壁を越えて、相手を寛大に受け止める人材を育成していく必要があります。平和に向けた国際理解を深めるため、国際化について学んだり、情報を得たりする機会の充実に努めます。また外国人に対するコミュニケーション支援の充実に努めます。

①平和と国際社会理解のための意識づくり

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
46	<p><平和に向けた国際社会理解への意識づくり> 八千代こども国際平和文化基金事業の国際理解事業の一環として、国際平和作文コンクールを実施します。対象は、小学5年生と中学2年生。課題は、日本ユニセフ協会が制作したビデオや新聞・テレビを見ての平和・飢餓・環境破壊についての感想を作文として募集します。</p> <p>◆国際平和作文コンクール</p>	○	○	○	○	○	国際推進室
47	<p><外国語指導助手による国際理解教育の推進> 外国文化を背景に持つ外国語指導助手を小・中学校に配し、英語活動及び英語の授業を通して生徒のコミュニケーション能力の育成を図り、異文化とのふれあい等の機会が得られるようにし、国際理解教育の推進を図ります。</p> <p>◆外国語指導助手派遣事業</p>	○	○	○	○	○	指導課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
48	<p><情報の提供と学習機会の充実></p> <p>女子差別撤廃条約や男女共同参画に関する国連会議などの国際的な動向について、情報提供をします。</p> <p>また、途上国や諸外国における女性の参画の必要性について情報提供をするとともに、学習機会の充実を図ります。</p> <p>◆国際的な男女共同参画に関する事業</p>	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	男女共同参画課 男女共同参画センター
49	<p><外国人に対するコミュニケーション支援></p> <p>市民としての義務、生活上のルールや習慣、防災に関する情報などを多言語によって情報提供します。</p> <p>また、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう外国人相談窓口を設置します。</p> <p>◆外国人に対する情報提供、相談業務</p> <p>◆日本語の学習機会の提供</p> <p>◆多言語による防災に関する情報提供</p>	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	国際推進室 国際推進室 総合防災課
50	<p><外国人児童生徒の教育推進事業></p> <p>小中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒に対して、八千代市に在住している外国語の分かる人材を派遣し、日本語指導や学校生活への適応を支援します。</p>	○	○	○	○	○	指導課
51	<p><八千代市多文化共生プランの推進></p> <p>すべての人々が互いの文化を認め合い、対等な関係を築きながら誰もが自立して暮らすことができる「多文化共生社会」の形成を目指すため、「互いの文化を認め合い、誰もが住みやすいまちづくり」を目標に計画を推進します。</p>	○	○	○	○	○	国際推進室

(2) 国際交流の推進

国際交流活動を通して多くの市民に国際理解を深めてもらうために、八千代市国際交流協会への支援や交流機会の充実を図ります。また、国際交流事業が市民によって主体的に行われるよう、継続した人材育成を行います。

①国際交流関係団体への支援

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
52	<p><八千代市国際交流協会への支援></p> <p>市内在住外国人の増加や、市民の国際化に対する関心が高まってきていることから、国際交流関係団体の窓口である八千代市国際交流協会への支援を行います。</p>	○	○	○	○	○	国際推進室

②交流機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
53	<p><国際交流事業の充実></p> <p>八千代市国際交流協会が行っている、国際姉妹都市であるタイラー市との、親善訪問団の派遣や受け入れを支援します。また、八千代こども国際平和文化基金事業であるタイ王国バンコクへの八千代こども親善大使の派遣とバンコクこども親善大使の受け入れ事業を実施します。さらに、こども親善大使のOBOG会「ダイラックアン」の国際交流活動を支援します。</p> <p>◆国際姉妹都市タイラー市との交流事業</p> <p>◆こども親善大使の派遣・受け入れ事業</p>						
		○	○	○	○	○	国際推進室
		○	○	○	○	○	国際推進室

Ⅲ 自分らしく生きる

ーワーク・ライフ・バランスの推進ー



1 働く場における男女共同参画

- (1) 職場における意識啓発と就労支援
- (2) 就労による経済的自立の支援
- (3) 多様な働き方への支援

2 家庭における男女共同参画

- (1) 家事・育児への共同参画
- (2) 介護への共同参画

3 多様な生き方を選ぶための条件の整備

- (1) 生涯にわたる学習機会の整備
- (2) 生きがい対策の推進
- (3) 男性の多様な生き方への条件整備

Ⅲ 自分らしく生きる

1 働く場における男女共同参画

(1) 職場における意識啓発と就労支援

企業・団体・公的機関やその従業員に対して、男性も女性も職業人として対等な立場であるとの考え方を浸透させ、女性がその能力を十分に発揮できるように、男女平等への認識を深めるための啓発を行います。また、職場における男女平等を推進するための相談や情報提供の機会を充実します。

①企業・団体・公的機関及びその従業員に対する意識の啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課		
		23	24	25	26	27			
54	<p><職場における男女平等意識の啓発></p> <p>企業及び労働者を対象に、職場における男女平等に関する国・県等で作成したパンフレット等を用い、男女平等の情報提供に努めます。</p> <p>また、市職員を対象に男女共同参画に関する研修を行います。</p> <p>◆男女平等の意識啓発</p> <p>◆市職員研修</p>	○	○	○	○	○	商 職	工 員	課 課
55	<p><八千代市特定事業主行動計画の推進></p> <p>八千代市特定事業主行動計画において、男性職員に対して子育ては、男女が共同して取り組んでいくものという考えを醸成していくことや職場内における固定的な性別役割分担意識を是正していくことが重要であることから、職員の勤務環境やその他の次世代育成支援対策に関する事項について策定された計画を推進します。</p>	○	○	○	○	○	職	員	課

■指標

	項目	現況値	目標数値
8	市男性職員の育児休業取得人数	3人	5年間で5人
9	市職員の年次休暇取得日数（年平均）	12.7日	14.6日以上

②男女共同参画推進のための相談・情報提供機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
56	<p><働く場における相談への情報提供></p> <p>働く場における相談に対応するため、相談機関等の紹介を行い、必要に応じた情報提供の実施に努めます。</p>	○	○	○	○	○	商 工 課

③農業・自営業に従事する女性の地位向上のための意識づくり

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
57	<p><家族経営協定の締結促進></p> <p>家族経営が基本で仕事と家庭の区別がつきにくくなりがちな農業において、女性や後継者等が果たす役割を適正に評価し、積極的に経営に参画できるよう、県等と連携を図りながら、「家族経営協定」の締結を促進します。</p>	○	○	○	○	○	農 政 課
58	<p><講座の開催></p> <p>農業において、女性が主体的に経営に参画できるよう、各種講座を開催します。</p> <p>◆農業女性を対象とした講座等の開催</p>	○	○	○	○	○	農 政 課 農業研修センター
59	<p><女性リーダーの育成></p> <p>女性が積極的に経営に参画し、農業における男女共同参画社会の実現を推進するため、女性農業者団体等のネットワーク化及び女性リーダーの育成を図ります。</p> <p>◆女性指導農業士及び農業士等の育成</p> <p>◆女性農業者団体への支援</p>	○	○	○	○	○	農 政 課 農業研修センター 農 政 課 農業研修センター

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
60	<p><農業部門における政策や方針決定の場への女性の登用促進></p> <p>農業従事者の約5割を占める女性は農業の重要な担い手となっています。また、食や農産物の安全・安心へ関心が高まるなか、農業活性化には女性の視点が重要ともいわれています。このことから、関係機関と連携を図りながら、農業部門における政策や方針決定の場への女性の登用促進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	農 政 課

■指標

	項 目	現況値	目標数値
10	家族経営協定の締結件数	11件	21件

(2) 就労による経済的自立の支援

女性も男性も性別にとらわれることなく、個々の能力と志向に応じて職業を選択し、仕事を行うことができるよう、雇用する側、働く側の双方に対して、就業の機会を広げるための啓発を行います。また、育児休業制度等、男女の就労を支援する法制度等の周知を図ります。

①男女の職域拡大

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
61	<p><パンフレット等による情報提供></p> <p>国・県等で作成したパンフレット等を用い、女性の雇用促進、職域拡大等の情報提供に努めます。</p>	○	○	○	○	○	商 工 課
62	<p><消防本部における女性の職域拡大></p> <p>意欲・適性に応じた職員配置を行い女性消防職員の職域拡大に努めます。</p>	○	○	○	○	○	消 防 総 務 課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
63	<p><シルバー人材センターへの支援></p> <p>就労意欲のある高齢者の社会参加を促進するために、運営費の補助等により、シルバー人材センターの運営を支援します。</p>	○	○	○	○	○	長 寿 支 援 課

■指標

	項 目	現況値	目標数値
11	シルバー人材センター登録者数	735人	1,000人

②職業に関する相談・情報提供機能の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
64	<p><職業相談・情報提供の実施></p> <p>経済的な自立の支援を図るために、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」における職業相談及び情報提供への協力を努めます。</p>	○	○	○	○	○	商 工 課

③女性の生涯を通じた能力開発支援

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
65	<p><技術講習会への参加の啓発></p> <p>関係機関が実施する技術講習講座等の情報提供に努めます。</p>	○	○	○	○	○	商 工 課
66	<p><女性の就業対策の推進></p> <p>結婚・出産等を機に職を離れた女性に、再就職や起業のための情報提供を行うとともに、それに伴う判断能力や職業人としての適応力を養い、求職・企業活動が出来るように講座を行います。</p> <p>◆女性チャレンジ支援セミナー</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
67	<p><市職員の人員の配置> 働く場において、女性が男性と均等な機会を与えられ、女性の意欲と能力を十分に発揮することができるよう管理監督者等への積極的な登用を図ります。</p>	○	○	○	○	○	職員課

(3) 多様な働き方への支援

仕事を持つ男女が、仕事と子育てや介護などの家庭生活や地域貢献・学習活動との両立をバランスよくこなし多様な働き方ができるよう育児休業制度等の浸透、労働時間短縮の啓発に努めます。

また、女性にとって、妊娠・出産・育児が仕事を行う上で差別につながらないように、企業や事業主に対し、母性保護に関する啓発を行います。

①育児休業・介護休暇等制度、再雇用特別措置等の啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
68	<p><子育て・介護と仕事との両立のための制度等の周知> 育児・介護休業法や再雇用制度等の周知を行い、意識啓発、情報提供に努めます。</p>	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	子育て支援課 商工課

②労働時間短縮の啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
69	<p><労働時間短縮に関する啓発活動の実施> 仕事と家庭生活や地域・学習活動との両立を加重な負担なくできるよう、労働時間短縮の啓発の情報提供に努めます。</p>	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	男女共同参画センター 商工課

③企業・事業主に対する母性保護の啓発

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
70	<p><母性保護に関する啓発活動の実施></p> <p>女性にとって妊娠・出産・育児が仕事を行う上で差別につながらないように、パンフレット等により母性保護制度に関する情報提供に努めます。</p>	○	○	○	○	○	商 工 課



2 家庭における男女共同参画

(1) 家事・育児への共同参画

家庭における家事・育児等を男女が共同で行い、家庭への男性の参加を促進するための意識づくりを行います。また、男性が家事等を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

①家事・育児への意識啓発と学習機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
71	<p><子育て体験学習の推進></p> <p>初めて子育てをする方を対象に、育児体験を通して、子育てする意識の啓発と子育てへのサポートを行います。</p> <p>◆パパとママの子育て教室</p> <p>◆はじめてパパ・ママ保育体験</p>						母子保健課 子育て支援課 (地域子育て支援センター)
72	<p><男性のための料理教室></p> <p>家事等を男女が共同で行う意識づくりとともに、男性が家事等を身につけ、家庭への男性の参加を促進することができるよう、男性のための料理教室を実施します。</p>	○	○	○	○	○	公民館

(2) 介護への共同参画

家庭への男性の参加を促進するため、介護を男女が共同で行い、介護への共同参画の意識づくりや学習機会の充実を図ります。

①介護への意識啓発と学習機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
73	<p><家族介護者支援の実施></p> <p>介護をする家族を対象に、講演会や講座、家族交流会等を通じて、介護に関する理解や適切な介護方法や福祉用具の活用に関する情報提供を行い、介護者の身体的・精神的負担を軽減し、抱え込まない介護を推進します。</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課
74	<p><高齢者介護や虐待に関する講座の実施></p> <p>誰もが尊厳をもって生涯を暮らせるように、要望に応じて、高齢者虐待防止や認知症サポーター養成のための講座を実施します。</p>	○	○	○	○	○	地域包括支援センター



3 多様な生き方を選ぶための条件整備

(1) 生涯にわたる学習機会の整備

一人ひとりが、自分の能力や希望によって自分自身の生き方を自由に選択できるよう、生涯にわたって学び続けるための場や機会の内容の充実を図ります。

①学習機会の整備・拡充

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
75	<p><生涯学習活動の推進></p> <p>一人ひとりが自分の能力や希望によって自分自身の生き方を自由に選択できるよう、まちづくりふれあい講座等により生涯にわたって学び続けるための機会の整備・拡充に努めます。</p>	○	○	○	○	○	生涯学習振興課
76	<p><講座の開催やグループ活動への支援></p> <p>市民の自主的運営による各種グループ・サークルの活動が活発に行われることを願い、その支援を進めます。</p> <p>◆市民文化祭の開催・文化団体活動の支援</p> <p>◆自主学習グループへの支援</p> <p>◆主催講座の開催・サークル連絡会の支援</p>	○	○	○	○	○	文化・スポーツ課 男女共同参画センター 公民館
77	<p><図書館ネットワークの活用></p> <p>ネットワークされた電算システムの適正な運用及び物流システムの活用により、各館の資料・情報の共有化を図り、利用者のニーズにあった資料・情報提供を行います。</p> <p>さらに、ホームページを充実し図書館からの情報発信に努めます。</p>	○	○	○	○	○	図書館

■指標

	項 目	現況値	目標数値
12	生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	17.7%	50.0%
13	公民館主催講座数	585講座	690講座
14	公民館サークル数	388サークル	395サークル

②子ども連れでいける施設の整備

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
78	<p><子ども連れでいける施設の整備・活用> 講座の開催時の一時保育など、子ども連れでも利用しやすいよう施設の整備・活用を図ります。</p> <p>◆つどい・講座開催時の一時保育 ◆男女共同参画講座開催時の一時保育 ◆公民館主催講座開催時の一時保育 ◆図書館における児童サービス充実・利用促進</p>						関係各課 男女共同参画センター 公民館 図書館

(2) 生きがい対策の推進

一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち、一生を通じて豊かな生活を送ることができるよう、地域活動への参加や学習機会の提供などを行います。

①地域活動への参加の促進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
79	<p><高齢者の生きがい対策の充実></p> <p>単位老人クラブ・長寿会連合会への運営費補助、長寿会連合会主催の各種事業への運営協力及びふれあい大学校・地域デビュー講座等により、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。さらに、高齢者グループ等の自主的活動を支援し、高齢者の文化活動等への参加を促進し高齢者の生きがい対策の充実を図ります。</p> <p>◆単位老人クラブ、長寿会連合会の運営費補助</p> <p>◆連合会主催事業運営協力</p> <p>◆ふれあい大学校運営</p> <p>◆地域デビュー講座の開催</p> <p>◆高齢者学習グループ支援・育成</p>						長寿支援課 長寿支援課 長寿支援課 長寿支援課 生涯学習振興課
80	<p><ボランティアの指導力の活用></p> <p>これまでの人生で得た知識や特技を地域の人々に伝えていきながらお互いの心のふれあいを図り、地域の教育力を高めます。</p> <p>◆ふれあい教室</p> <p>◆伝承文化支援活動</p>						生涯学習振興課 文化伝承館

■指標

	項目	現況値	目標数値
15	老人クラブ登録者数	3,477人	4,200人

②学習の成果をいかす機会の提供

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
81	<p><学習発表会等の開催> 各公民館サークルの発表会や各館連携による発表会を実施します。また、これにより、サークル間等の交流機会の充実を図ります。</p> <p>◆市民文化祭の支援 ◆公民館まつり</p>	○	○	○	○	○	文化・スポーツ課 公民館
82	<p><学習成果の活用> 講座修了者を主催講座やサークル活動等の講師や生涯学習ボランティアとして協力をお願いします。</p> <p>◆スポーツ指導員認定講習会 ◆スポーツ教室等の開催 ◆青少年団体指導者養成講座の開催 ◆縄文土器作り・竹細工講座の開催</p>	○	○	○	○	○	文化・スポーツ課 文化・スポーツ課 青少年課 郷土博物館

■指標

	項目	現況値	目標数値
16	スポーツ指導者数	292人	670人



(3) 男性の多様な生き方への条件整備

男性は仕事中心の生き方となることが多く、家事や地域生活に必要なスキルを身につける機会が少ないことや、家庭や地域とのかかわりが希薄になりがちであるなどから男性の日常生活支援が必要な例がみられるため、男性に対して多様な生き方の選択を可能にし個人の人生を充実させることができるよう、男性の家庭や地域における役割を担うための環境整備、男性の日常生活支援をするとともに、男性の参画が少ない分野への参画支援を行います。

①男性の日常生活支援

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
83	<p><男性の趣味・仲間づくり講座の開催></p> <p>男性を対象として、趣味・仲間づくりを目的にした講座や料理教室などの充実を図り、男性の日常生活支援の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	公民館

②男性の参画が少ない分野への参画推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
84	<p><男性の多様な分野への参画の支援></p> <p>男性が経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活が送れるようにするため、男女共同参画講座などを開催し、男性の多様な分野への参画の推進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

IV 健やかに暮らす

—いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—



1 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの充実
- (2) 母子保健の充実

2 自立した生き方を支える福祉の充実

- (1) 多様な子育て環境の整備
- (2) ひとり親家庭の自立の推進
- (3) 高齢者・障害者福祉の充実

IV 健やかに暮らす

1 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

一人ひとりが自分の健康に関心をもち、いきいきとした生活を送れるよう、健康に関する活動を支援します。また、心の健康も含めた健康づくりのための、健康診査・相談等を実施します。

①市民が主体的に自分たちの健康づくりに取り組むシステムづくり

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
85	<p><地域組織活動の支援></p> <p>「健康なまちづくり」を目指して、健康づくりの視点を持った住民の組織・グループが地域に根づいた主体的な活動に取り組み、地域の健康観を高められるように活動の支援を行っていきます。</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課
86	<p><スポーツ・レクリエーション事業の実施></p> <p>各種スポーツ教室や講習会、市民体力テスト等を開催し、健康・体力の増進を図るとともに、市民のスポーツ活動の普及に努めます。</p> <p>◆市民体力テスト</p> <p>◆市民レクリエーション大会</p> <p>◆ニューリバーロードレース in 八千代</p> <p>◆ウォークラリー大会</p>	○	○	○	○	○	文化・スポーツ課
		○	○	○	○	○	文化・スポーツ課
		○	○	○	○	○	文化・スポーツ課
		○	○	○	○	○	文化・スポーツ課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
87	<p><生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点を重視し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の年代に応じた健康保持増進を図るとともに、HIV/エイズ、性感染症について学習機会や情報の提供を行います。</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課 男女共同参画センター

②健康診査・健康相談等の実施

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
88	<p><健康診査の実施> 疾病の早期発見・早期治療とともに「自分の体について知る機会となり、健康的な生活習慣を見直すきっかけ」となるように健康診査、がん検診等を実施します。</p> <p>◆特定健康診査・特定保健指導</p> <p>◆各種がん検診</p> <p>◆成人歯科健康診査</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課 国保年金課 健康づくり課 健康づくり課
89	<p><健康相談の実施> 電話や来所による相談を実施し、必要に応じて関係機関を紹介します。相談業務は、メンタルヘルスケアの視点も取り入れて実施します。</p> <p>◆電話・来所による健康相談</p> <p>◆精神保健福祉相談</p> <p>◆市職員のメンタルヘルス相談</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課 障害者支援課 職員課

■指標

	項 目	現況値	目標数値
17	定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	56.3%	70.0%

③心身の健康づくり対策の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
90	<p><健康に関する知識の普及・啓発></p> <p>市民一人ひとりが、健康な生活を送れるよう、講座や情報提供を実施し、また健康づくりの各種講座の中に、メンタルヘルスケアの問題を取り入れ、対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康教育 ◆こころの健康づくりフェア ◆精神障害者の家族支援教室 ◆健康づくり講座 ◆市職員のメンタルヘルス研修 						健康づくり課 障害者支援課 障害者支援課 男女共同参画センター 職員課

■指標

	項 目	現況値	目標数値
18	自分が健康だと感じている市民の割合	75.1%	80.0%

(2) 母子保健の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるためには、妊娠・出産・乳幼児期の子育て支援にとどまらず、これから親になる思春期世代までを包括した母子保健事業の推進に努めます。

①個別のニーズに配慮した母子保健の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
91	<p><健康教育・健康診査・健康相談の実施></p> <p>妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない子育て支援の中で、養育支援を必要とする家庭に対し早期から関わりを持ち、医療等が必要な場合はスムーズに医療機関や相談機関につなげられるようにします。</p> <p>また、地域子育て支援センター等と連携して身近な所での仲間づくりを支援し、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。</p> <p>◆母子健康手帳交付</p> <p>◆マタニティ講座</p> <p>◆健康診査（妊婦・乳児・幼児）</p> <p>◆訪問事業（新生児・乳児家庭全戸等）</p> <p>◆赤ちゃん広場（4か月・10か月児）</p> <p>◆相談事業（食生活・歯科・電話）</p>						
		○	○	○	○	○	母子保健課
		○	○	○	○	○	母子保健課
		○	○	○	○	○	母子保健課
		○	○	○	○	○	母子保健課
		○	○	○	○	○	母子保健課
		○	○	○	○	○	母子保健課
92	<p><子ども医療費助成事業></p> <p>子どもの医療費を負担する保護者にその一部等を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康対策の充実に努めます。</p>	○	○	○	○	○	元気子ども課

②性に関する心とからだの保健事業の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
93	<p><思春期の性と生に関する取り組み></p> <p>思春期保健ネットワーク会議を基盤として、保護者への性と生に関する知識と情報の提供と思春期の子が自分の性と生を大事にするための教育の環境整備などを推進します。</p>	○	○	○	○	○	母子保健課 保健体育課
94	<p><講座の実施・指導の協力></p> <p>講座を通じて、性に関する正しい知識を身につけることができるよう努めます。</p> <p>保健体育課では、小中学校や家庭教育学級等への講師の依頼に対応します。公民館においては、家庭教育学級や女性学級のカリキュラムに、積極的に組み込んでいきます。</p> <p>◆小中学校における性教育の推進</p> <p>◆公民館における性教育の推進</p>						保健体育課 公民館

③食育の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
95	<p><食育の取り組み></p> <p>行政・市民・関係機関と連携し、食育を推進します。</p> <p>具体的には、保育園・幼稚園・小中学校・公民館等を通じ、乳幼児期から学童期にかけての子どもや保護者を対象とした食教育活動の推進を図ります。また、八千代産の新鮮な食材を給食や食の流通を通じて、子どもを中心とした市民に提供するための地産地消のシステムを作り、子どもの味覚を育てる食育の推進を図ります。加えて、活動の発信や情報提供を紙面やインターネットにより行い、啓発活動や理解・協力者のネットワーク化を推進します。</p>	○	○	○	○	○	母子保健課 農政課 保健体育課



2 自立した生き方を支える福祉の充実

(1) 多様な子育て環境の整備

安心して子育てができるよう、保育ニーズにあった事業、相談、情報提供を充実します。
また、子育て期も積極的に社会参加できるよう、環境の整備を行います。

①保育ニーズにあわせた保育事業の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
96	<p><保育園事業の充実></p> <p>働く女性の増加や核家族化の進行に伴い、高まる保育需要の個々のニーズに対応させて、安心して子育てができるよう、保育の環境整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害児保育の推進 ◆保育園の地域開放の促進 ◆延長保育の推進 ◆産休明け保育の推進 ◆乳児保育定員の拡充 ◆私立保育園に対する助成 ◆一時保育の推進 ◆休日保育の実施 	○	○	○	○	○	子育て支援課
97	<p><病児・病後児保育事業></p> <p>保育園や学童保育所等に通園している児童で、病気の回復期にある児童または病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難でかつ保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難な児童を一時的に預かります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
98	<p><ファミリーサポートセンター事業の充実></p> <p>仕事と家庭の両立支援及び児童の福祉を目的に、子どもをもつ全ての家庭への子育て支援としてファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

■指標

	項目	現況値	目標数値
19	一時保育の受け入れ施設数	5ヶ所	7ヶ所
20	保育園待機児童数	206人	0人

②学童保育の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
99	<p><学童保育事業の充実></p> <p>小学校1～3年生の児童及び配慮を要する4～6年生の児童で、放課後など、保護者の適切な監護を受けられない場合、保護者に代わり保育指導にあたります。</p> <p>なお、待機児童を解消するため、新設等の定員増について検討し、充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

③情報提供・相談機能の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
100	<p><子ども相談センターの充実></p> <p>家庭相談員による子育ての相談・援助活動の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子ども相談センター
101	<p><地域子育て支援センター機能の充実></p> <p>地域子育て支援センターにおいて親子が安心して遊び、交流する場を提供するとともに、相談や情報提供、親の学習支援など、保育士、栄養士や看護師等の専門職の特徴を活かした支援を実施します。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 (地域子育て支援センター)

④児童の健全育成、親の交流機会の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
102	<p><講座の開催></p> <p>児童の健全育成をめざして、子育てに関する情報提供などのための講座を開催します。</p> <p>図書館では、子どもの時から本に親しんでもらうための講座やお話し会等を開催します。</p> <p>◆親子学級・親子体操教室・家庭教育学級・こども教室</p> <p>◆子どもと本の講座・お話し会</p>	○	○	○	○	○	公民館 図書館
103	<p><安心して子育てができる地域づくり></p> <p>妊娠期から出産、乳幼児期まで安心して子育てができる地域づくりを実現させるため、地区担当保健師、保育士が地域活動計画を策定し、地域の特徴を生かした子育て支援を推進していきます。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 (地域子育て支援センター) 母子保健課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
104	<p><親学習支援事業の実施></p> <p>育児上の身近な問題を取り上げ、親同士が話し合う事で育児力を向上させる参加型、体験型の学習機会を提供します。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課 (地域子育て支援センター)
105	<p><児童会館の機能の充実></p> <p>子どもの居場所としての児童会館の機能の充実を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

■指標

	項目	現況値	目標数値
21	八千代市が子育てしやすいまちと感じている市民の割合	49.7%	55.0%



(2) ひとり親家庭の自立の促進

ひとり親の家庭が安心して暮らせるよう生活の安定に向けて支援します。

①経済の安定と住環境の整備

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
106	<p><母子寡婦福祉資金の貸付></p> <p>母子家庭や寡婦の生活の自立が図られるよう、母親の事業開始時や、児童の高校・大学就学時に、福祉資金の貸付を通して生活の安定・向上を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課
107	<p><ひとり親家庭等の医療費助成></p> <p>一定の所得を超えない世帯の、親及び児童が18歳に達する年度まで医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課
108	<p><ひとり親家庭の児童育成のための経済的支援の充実></p> <p>ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給を行います。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課
109	<p><母子生活支援施設への入所></p> <p>母子家庭で経済的理由や住居がない等の事情により、児童の監護を十分果たすことができない家庭を入所させ、母子の福祉の増進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
110	<p><母子家庭高等技術訓練促進支援事業及び母子家庭自立支援教育訓練助成事業></p> <p>母子家庭の母親が、看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得のために養成校に通った場合、一定期間の訓練促進費を支給し、生活の安定を図ります。また、市が指定した就職のための教育訓練を受講した場合、その費用の一部を給付します。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課
111	<p><母子世帯向け市営住宅></p> <p>母子家庭の住居安定と福祉の増進を図るため、母子世帯向け市営住宅の供給を図ります。</p>	○	○	○	○	○	建築指導課

■指標

	項目	現況値	目標数値
22	ひとり親（母子）家庭の就業率	89.8%	92.0%

②生活支援の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
112	<p><ひとり親家庭等日常生活支援事業></p> <p>親の一時的な疾病により、生活・家事が困難な母子家庭等に、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し日常生活の支援をします。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課
113	<p><母子自立支援員による情報の提供及び相談の充実></p> <p>母子家庭等に対し、日常生活や子育て等に関する情報提供・相談を行います。</p>	○	○	○	○	○	子育て支援課

③緊急時対応の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
114	<p><緊急時の児童相談所との連携></p> <p>母親の疾病等により、子どもの面倒がみられない場合、児童相談所と連携し、一時的に児童福祉施設に児童を入所させ、生活援助を行います。</p>	○	○	○	○	○	子ども相談センター

(3) 高齢者・障害者福祉の充実

誰もが、住み慣れた地域で明るく生きがいのある生活を送れるよう、高齢者や障害のある方の尊厳の保持に努め、自立した生活を支援するために、地域連携による地域での介護力を高めるための施策の推進に努めます。

①自立援助の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
115	<p><地域包括支援センターにおける相談事業></p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者やその家族からの介護に関する心配ごとや悩み、健康や福祉、生活に関すること等の相談を受け、個々の状況に応じ、介護サービスや福祉サービスの紹介などを行い、必要があれば専門相談機関等につながるよう支援をします。</p>	○	○	○	○	○	地域包括支援センター
116	<p><ホームヘルパーの派遣></p> <p>日常生活を援助する必要があるひとり暮らしの高齢者等や精神障害者等に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助を行います。ただし、介護保険で非該当になった方に限りません。</p> <p>◆高齢者ホームヘルプサービス事業</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
117	<p><日常生活用具・補装具の給付・貸与> ひとり暮らし高齢者に対して、電磁調理器などの日常生活用具を給付または貸与します。障害児者に対しては、日常生活の便宜を図ることを目的に日常生活用具費を、また身体障害者の方の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的に補装具費を支給します。</p> <p>◆高齢者日常生活用具給付等事業 ◆日常生活用具費及び補装具費の支給</p>						長寿支援課 障害者支援課
118	<p><入浴サービス事業> 自宅において入浴が困難な障害児者に移動入浴車の特殊浴槽で、入浴サービスを行います。</p>	○	○	○	○	○	障害者支援課
119	<p><生きがいデイサービス事業> 精神的・身体的状況等により、家にとじこもりがちな高齢者に対し、デイサービスセンターに通所し、生活指導・趣味活動などのサービスを受けて、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持の向上を図ります。ただし、介護保険で非該当となった方に限ります。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
120	<p><配食サービス事業の推進></p> <p>ひとり暮らしの高齢者・障害者の方に、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに安否確認を行い、その自立援助を推進します。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課 障害者支援課
121	<p><介護用品購入費助成事業の実施></p> <p>自宅において、排泄等の介護を要する、寝たきり等の状態にある高齢者に紙おむつなどの介護用品購入費用の一部を助成します。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課
122	<p><訪問指導の実施></p> <p>保健師・理学療法士・歯科衛生士・栄養士が高齢者や障害者の自立と介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的に、実際の生活状況を見ながら相談に応じ、必要に応じて専門機関の情報提供等を行います。</p>	○	○	○	○	○	健康づくり課

②緊急時対応の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
123	<p><短期入所・緊急一時保護></p> <p>在宅の介護を必要とする高齢者及び障害児者の家族が疾病等によって一時的に介護困難となった場合、指定する施設への保護を行います。なお、高齢者については、介護保険制度利用者以外の方になります。</p> <p>◆高齢者緊急一時保護事業</p> <p>◆障害児者の短期入所事業</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課 障害者支援課
124	<p><緊急通報システム設置></p> <p>ひとり暮らし高齢者や重度の障害者が、急病などの緊急時に即時に連絡がとれるよう、緊急通報装置を設置し、委託された業者が緊急通報があった場合に、即時に必要な対応をします。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課 障害者支援課
125	<p><徘徊高齢者家族支援サービス事業の推進></p> <p>徘徊する心配のある高齢者を介護している家族の方が、行方不明となった高齢者をGPSによって探索するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成し、徘徊高齢者を早期発見できるよう安全の確保に努め、家族への支援を推進します。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課

③地域のサポート・ネットワークへの支援

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
126	<p><SOSネットワーク事業の推進></p> <p>徘徊により、行方不明となった高齢者・知的障害者を警察署等の協力団体によるネットワークや防災行政無線を利用することにより、早期に発見・保護し、安全の確保に努め、事業の推進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	長寿支援課 障害者支援課

V みんなで推進する

－推進体制の整備と協働の推進－



1 連携・協働体制の構築

- (1) 市民参加の推進
- (2) 国・県・近隣自治体との連携・協力

2 推進体制の強化

- (1) 男女共同参画センターの充実
- (2) 庁内推進体制の整備・拡充
- (3) 計画の進行管理の充実

V みんなで推進する

1 連携・協働体制の構築

(1) 市民参加の推進

市民の意見を幅広く取り入れるために、やちよ男女共同参画プラン懇話会の開催や市民を対象とした各種調査などを実施するとともに、男女共同参画センター利用団体と連携・協働し、市民の参加の推進を図ります。

①男女共同参画事業への市民参加の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
127	<p><市民参加の推進></p> <p>やちよ男女共同参画プラン懇話会の開催や男女共同参画センター利用団体と連携・協働し、市民の参加の推進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター

②男女共同参画施策への市民意見導入の推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
128	<p><市民意見導入の推進></p> <p>男女共同参画に関する各種調査の実施やパブリックコメントの実施など、市民の幅広い意見の導入を推進します。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課

(2) 国・県・近隣自治体との連携・協力

国、県、近隣自治体や関係機関と連携を図りながら施策の取り組みを推進するとともに、情報提供や情報交換を行い、効果的な事業の実施を図ります。

①国・県・近隣自治体と連携した取り組みの推進

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
129	<p><国・県・近隣自治体との連携> 国、県、近隣自治体との連携を図りながら施策の取り組みを推進し、効果的な事業の実施を図ります。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター

②国・県・近隣自治体の情報提供

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
130	<p><国・県・近隣自治体の情報提供、交換> 市民や職員に対し、国、県、近隣自治体の実施する講座や学習会の情報提供を行います。 また、ちば男女共同参画行政担当者連絡会議において県内各市との情報交換をします。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 男女共同参画センター

2 推進体制の強化

(1) 男女共同参画センターの充実

市民とともに男女共同参画社会づくりを進める拠点としての役割を果たすために、施設の周知を図るとともに、他団体とのネットワークづくりを検討し、協働の推進を図ります。

①男女共同参画センターの周知と機能の充実

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
131	<p><男女共同参画センターの周知と機能充実> 男女共同参画に関する拠点施設として周知を図り、わかりやすく利用しやすい施設づくりに努めます。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

②効果的な情報発信の実施

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
132	<p><効果的な情報発信の実施> ホームページ、広報紙、施設内掲示等により、広く男女共同参画に関する情報提供を実施します。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

③他団体への支援と協働

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
133	<p><他団体への支援と協働> 男女共同参画センター利用団体との連携・協働や市内団体・NPO等のネットワークづくりを検討し、市民や事業者へ支援するとともに男女共同参画社会づくりの協働の推進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画センター

(2) 庁内推進体制の整備・拡充

男女共同参画を推進していくため庁内推進組織を設置し組織的に取り組みます。また、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組むことで施策の推進を図ります。

① 庁内推進組織の構築

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
134	<p><庁内推進組織の設置> やちよ男女共同参画プランの推進を図るため、庁内に推進組織を設置します。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課

② 市職員への研修機会の提供

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
135	<p><市職員への研修機会の提供> 各種職員研修において男女共同参画に関する研修を実施し、市職員に対し意識啓発を図ります。 また、国、県等の実施する講座、研修の情報提供をし、積極的な参加を図ります。</p> <p>◆国・県等の講座、研修の情報提供 ◆各種職員研修における男女共同参画に関する研修の実施</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課 職員課

(3) 計画の進行管理の充実

計画の実効性を高めるために、計画の進行状況を管理し評価するとともに、市民や市職員に対し計画の周知及び進行状況の公表を行います。

①計画の進行管理・評価

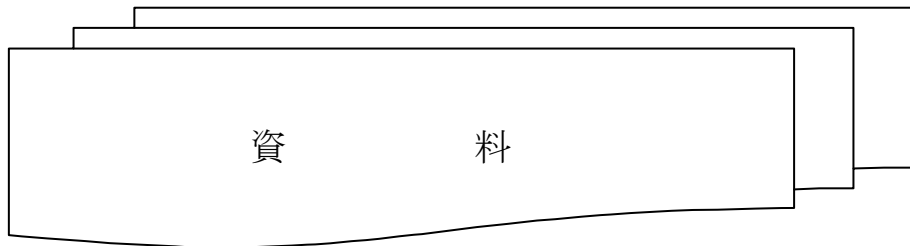
	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
136	<p><計画の進行管理・評価> 効果的な計画の進行管理を実施するとともに、庁内会議ややちよ男女共同参画プラン懇話会における評価、意見を導入し、計画の推進を図ります。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課

②計画の周知

	具体的な取り組み	実施年度					所管課
		23	24	25	26	27	
137	<p><計画の周知> 市民や市職員に対するやちよ男女共同参画プランの周知及び進行状況の公表を行います。</p>	○	○	○	○	○	男女共同参画課

■指標

	項目	現況値	目標数値
23	やちよ男女共同参画プランの取り組みについて積極的に推進を図り達成した割合	39.8%	50.0%



- やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領
- やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿
- 八千代市男女共同参画推進会議設置要綱
- やちよ男女共同参画プラン指標一覧
- 八千代市の男女共同参画に関する意識調査報告書のまとめ
- 男女共同参画社会形成に向けての事業所調査報告書のまとめ
- 男女共同参画に関する世界・国・千葉県の動き
- 男女共同参画社会基本法
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- 用語の解説

やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領

(設置)

第1条 本市における男性や女性が抱える問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、やちよ男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について提言を行う。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生涯学習部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (省略)

やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿

(任期/平成 21 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日)

No.	氏 名	所 属 団 体 等
1	えのさわ まりこ 江野澤 眞利子	八千代市農業協同組合女性部部长
2	おくやま こ 奥山 けい子	東京成徳大学教授
3	たなか ひろゆき 田中 宏行	八千代商工会議所専務理事
4	なかむら ひろゆき 仲村 弘行	八千代市人権擁護委員
5	にしの せつこ 西野 節子	八千代市女性団体連絡協議会副会長
6	あらぼり まりこ 荒堀 眞理子	市 民 公 募
7	いわさ はるみ 岩佐 はるみ	市 民 公 募
8	こばやし ちよみ 小林 千代美	市 民 公 募
9	すがわら かつみ 菅原 かつみ	市 民 公 募
10	くろさわ たかし 黒沢 崇	市 民 公 募

(敬称略)

○八千代市男女共同参画推進会議設置要綱

平成4年8月1日

訓令乙第11号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、八千代市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は、生涯学習部次長の職にある者をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 総括幹事は、必要の都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、推進会議の所掌事項に関する専門的な調査及び検討並びに推進会議の会議に付議すべき事項の事前調整及び調査を行うものとする。
- 5 総括幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(研究会)

第7条 会長は、推進会議の所掌事項に関する基本的な課題の調査及び研究のため、必要があると認めるときは、研究会を設置することができる。

2 研究会は、会長が指名する職員をもって組織し、研究会の長は、会長が幹事から指名する。

3 研究会の長は、研究会において調査及び研究した結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、生涯学習部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (省略)

別表第1(第3条第3項)

総務企画部長
安全環境部長
健康福祉部長
子ども部長
産業活力部長
教育委員会教育次長

別表第2(第6条第2項)

総務企画部	総合企画課長
	職員課長
健康福祉部	健康福祉課長
	長寿支援課長
	健康づくり課長
子ども部	子育て支援課長
	母子保健課長
生涯学習部	生涯学習振興課長
	青少年課長
安全環境部	生活安全課長
産業活力部	農政課長
	商工課長
教育委員会	指導課長
	保健体育課長

指標一覧

	主要課題	項目	目標値 設定計画	現況値	目標数値 (平成27年度末)
1	Ⅰ 等しく認めよう	男女共同参画社会が進んでいると感じている市民の割合	総合計画	12.5%	15.0%
2		夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方について反対だと思う市民の割合	男女共同参画プラン	32.2%	50.0%
3		家庭教育学級設置数	総合計画	13学級	17学級
4	Ⅱ 共につくりだす	各種委員会等における女性の登用率	総合計画	30.0%	35.0%
5		各種審議会等における公募による市民委員の割合	総合計画	8.9%	20.0%
6		自主防災組織数	総合計画	117組織	149組織
7		女性消防団員数	総合計画	12人	30人
8	Ⅲ 自分らしく生きる	市男性職員の育児休業取得人数	特定事業主 行動計画	3人	5年間で5人
9		市職員の年次休暇取得日数(年平均)	特定事業主 行動計画	12.7日	14.6日以上
10		家族経営協定の締結件数	総合計画	11件	21件
11		シルバー人材センター登録者数	総合計画	735人	1,000人
12		生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	総合計画	17.7%	50.0%

	主要課題	項 目	目標値 設定計画	現況値	目標数値 (平成 27 年度末)
13	Ⅲ 自分らしく生きる	公民館主催講座数	総合計画	585 講座	690 講座
14		公民館サークル数	総合計画	388 サークル	395 サークル
15		老人クラブ登録者数	総合計画	3,477 人	4,200 人
16		スポーツ指導者数	総合計画	292 人	670 人
17	Ⅳ 健やかに暮らす	定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	総合計画	56.3%	70.0%
18		自分が健康だと感じている市民の割合	総合計画	75.1%	80.0%
19		一時保育の受け入れ施設数	次世代育成支援行動計画	5ヶ所	7ヶ所
20		保育園待機児童数	総合計画	206 人	0 人
21		八千代市が子育てしやすいまちと感じている市民の割合	総合計画	49.7%	55.0%
22		ひとり親(母子)家庭の就業率	総合計画	89.8%	92.0%
23	Ⅴ みんなで推進する	やちよ男女共同参画プランの取組について積極的に推進を図り達成した割合	男女共同参画プラン	39.8%	50.0%

平成 21 年度八千代市の男女共同参画に関する意識調査結果報告書のまとめ

I 調査の概要

1 調査の目的

八千代市における市民の男女共同参画に関する意識や生活状況等について把握し、男女共同参画施策を推進する上での基礎資料を得るため。また、調査後の資料を市民への情報提供や次期計画策定に向けて活用するため。

2 調査の内容

男女の地位について
家庭生活等について
職業について
教育について
社会活動について
少子・高齢化について
国際化について
男女共同参画社会の形成に関する意識について

3 調査の方法

- (1) 調査対象者 八千代市在住の 16 歳以上の男女 2,500 人
- (2) 標本抽出方法 住民基本台帳（平成 21 年 10 月 31 日現在）をもとに無作為抽出
- (3) 調査方法 郵送配布・回収
- (4) 調査期間 平成 21 年 11 月 4 日～12 月 1 日

4 回収結果

有効回収数 890 人 有効回収率 35.6%

II 調査のまとめ

1 プロフィール

今回の調査では、市内にお住まいの 16 歳以上の市民 2,500 人に郵送し、890 人に回答のご協力をいただき、うち女性は 59.9%、男性は 39.8%でした。

回答者の年齢は、男女ともに各世代から回答をいただきました。

世帯の状況は、世帯全員で 1～4 人が男女ともに 8 割以上となっています。

有職率は、女性約 4 割、男性約 6 割となっています。

2 男女の地位について

- ・社会全体として、男性の方が優遇されていると感じる割合が多く、男女共同参画の進捗状況は十分ではない

「学校教育の場」、「地域活動」、「健康づくり・福祉において」は「平等」と感じている人の割合が高くなりましたが、「家庭生活」、「職場」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・意識・慣習・しきたり等」、「国際社会」、「社会全体」において、「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合が高くなり、男女共同参画の進捗状況は十分ではありません。

また全体として、「男性の方が優遇されている」と感じている項目が多く、「女性の方が優遇されている」と感じている項目が少なくなりました。

3 家庭生活等について

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考えに「反対」より「賛成」の割合の方が高い
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考えに「賛成」の割合は80代以上、「反対」の割合は10代でもっとも高くなっている
- ・現在の家事・育児・介護の分担は、理想と現実には差がある

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「反対」より「賛成」と回答する割合の方が高くなり、女性と男性の役割を区別する考え方である固定的性別役割分担意識が強く根づいている状況にありました。年齢別に見ると、女性も男性も「賛成」とする者の割合は80代以上、「反対」とする者の割合は10代で、それぞれ高くなっています。若い世代において固定的性別役割分担意識によらない考え方の割合が高く、年齢が高くなるにつれ徐々に固定的性別役割分担意識を持つ人の割合が高くなっています。女性では、50代以上の半数以上が「賛成」、男性では女性と比べて全体的に「賛成」が多く、特に80代以上では93.3%となっています。

平成21年全国調査と比較すると、八千代市では「賛成」の割合が55.4%、「反対」の割合が33.5%となっており「賛成」の割合が高いのに対し、全国調査では「賛成」の割合が41.3%、「反対」の割合が55.1%となっており「反対」の割合が高くなっており、意識改革が少し遅れている傾向にあります。

また家事・育児・介護の分担については、現在は「家族の中の女性」の割合が高いが、理想では「家族の中の男女同程度」の割合が高くなっており、理想と現実には差があることがわかりました。

共働きの割合について、国、千葉県調査と比較すると、共働きをしていない割合は今回の調査では46.0%、県調査では49.5%、全国調査では44.9%でほぼ同数であったものの、共働きをしている割合は今回の調査が28.4%、県調査が48.4%、全国調査が55.1%と大きく開きがあり、夫婦とも働いていない割合が高くなりました。

4 職業について

- ・職場での仕事内容や待遇の面で、性別による差別はないと感じている人の割合がもっとも高い
- ・性別による差別があると感じる回答者は、「仕事の内容」で感じている割合がもっとも高い
- ・男女が共に仕事と家庭を両立していくための環境整備は「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が必要と感じる割合がもっとも高い

- ・女性の職業について「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合がもっとも高い
- ・女性の就業に対する反対意見はほぼない
- ・指導的地位に占める女性割合が増えることについては、70%以上の人が賛成である

職場での性別による差別について、差別はないと感じている割合がもっとも高くなりました。性別による差別があると感じる女性の回答者で、男性の方が優遇されていると感じている場合「賃金」、女性が優遇されていると感じている場合「仕事の内容」で感じる割合がもっとも高くなり、男性の回答者で、男性の方が優遇されていると感じている場合「昇進・昇格」と「仕事の内容」、女性が優遇されていると感じている場合「有給休暇や育児休業、介護休業の取得のしやすさ」で感じる割合がもっとも高くなりました。

現在職業を持っていない人が働いていない理由として、女性は「年齢面の制限のため」、男性は「定年退職したから」といった年齢の面での理由が多くなりましたが、女性は次いで「子育てとの両立が困難だから」の割合が続いており、仕事と子育ての両立支援が必要な状況となっています。

男女が共に仕事と家庭を両立していくための環境整備は、「地域の保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が必要と感じる割合がもっとも高くなり、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を求める意見が多くなりました。

女性が職業をもつことについて、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える「一時中断・再就職」支持の割合は 47.2%、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える「継続就業」支持の割合は 25.2%となっており、「一時中断・再就職」支持が「継続就業」支持を上回るとともに、「女性は職業を持たない方がよい」等の女性の就業に否定的な意見はほぼありませんでした。そのため、再就職の支援をするとともに、就業継続支援の拡充が必要な状況となっています。

平成 21 年の全国調査と比較すると、「一時中断・再就職」支持の割合は 31.3%、「継続就業」支持の割合は 45.9%となっており、「継続就業」支持が「一時中断・再就職」支持を上回り、女性の就業を肯定的に捉える傾向が強くなっています。

女性の就業状況については、平成 19 年の前回調査では女性の有業率が 27.1%であったものが、今回の調査では 4 割を超え、女性の就業者は増加しています。

また、さまざまな職業分野で指導的地位に占める女性の割合が増えることについて、肯定的な意見が 7 割を超えました。

5 教育について

- ・学校教育の場については、約 6 割の人が男女平等だと考えている
- ・性別にとらわれない教育の意識拡大がうかがえる

「性別にとらわれず、勇気や決断力、思いやりを身につけさせる方がよい」、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」は、「そう思う」の割合が約 9 割となり、性別にとらわれない教育の意識拡大がうかがえます。

学校教育や生涯学習を通じて、男女平等の意識を養うことにより、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立した人間として考え、判断し行動できるよう、男女平等

の視点に立った教育を行う必要があります。

6 社会活動について

- ・ **趣味のサークル活動、市民講座などの講座受講、ボランティア活動に「今後、参加したい」という割合が高く、参加意欲がうかがえる**

趣味のサークル活動、市民講座などの講座受講、ボランティア活動に「今後、参加したい」という回答者の割合が高くなり、社会活動や生涯学習に対する参加意欲、社会への貢献意欲がうかがえます。

しかし、子どもや青少年に関わる活動、自治会・女性団体など地域活動に対しては「参加したくない」が50%を超え参加意欲が高くなく、地域社会への参画促進や生涯学習への支援、地域での子育て支援体制の充実が必要な状況にあります。

7 少子・高齢化について

- ・ **出生率が低下している原因は、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組みが整っていない」と感じている人の割合が高い**
- ・ **高齢社会で豊かに暮らすには、「医療制度やサービスが充実していること」と感じている人の割合が高い**

出生率が低下している原因は、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」と感じている人の割合が高くなりました。次いで、「子育てに経費がかかりすぎる」や「結婚しない人が増えた」の割合が高くなっており、仕事と子育てを両立させる社会基盤の整備や子育てにかかる経費の問題があり、子育てしづらい状況にあると考えられています。育児・介護休業法に規定されている育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るといった子育てと仕事の両立のための制度の定着促進・充実を図る必要があります。

高齢社会で豊かに暮らすには、「医療制度やサービスが充実していること」と感じている人の割合が高くなりました。高齢者が安心して暮らせるように、健康づくり支援、介護予防のための取り組み、介護サービスの充実を図る必要があります。

また、「趣味などを楽しむ機会があること」と感じている人の割合は5割以上であることから生涯学習の推進、「高齢者の働く機会があること」と感じている人の割合が4割以上であることから就業支援の推進が重要な状況となっています。

8 国際化について

- ・ **男女共同参画の視点での国際化に「学校教育における国際理解・交流機会の充実」が必要と感じる人の割合が高い**

国際的な視野での男女平等の推進・施策の視点から必要とされていることは、「学校教育における国際理解・交流機会の充実」であると感じる人の割合が高くなりました。国内での男女共同参画を推進するにあたり、女子差別撤廃条約を始めとして男女共同参画に関連の深い国際的な条約、取り組みや基準を積極的に取り入れるように努め、国際理解を深めるため、子どもたちからの国際化についての学習、交流機会の充実を図る必要があります。

9 男女共同参画社会の形成に関する意識について

・八千代市に「高齢者・障害者の施設や介護サービス・支援の充実」を望む人の割合が高い

八千代市に「高齢者・障害者の施設や介護サービス・支援の充実」を望む人の割合がもっとも高くなり、高齢者・障害者の社会参画に対する支援や、安心して暮らせる介護体制の構築の促進を図る必要があります。

また、「保育の施設やサービス・支援の充実」を望む人の割合も 4 割近くあり、福祉に関するサービスのニーズが高くなっております。

III 今後に向けて

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、家庭や地域、教育等あらゆる分野において男女がともに参画することがきわめて重要です。男性も家庭や地域活動に参画することができるようなライフスタイルの普及、女性の社会進出のサポートや能力が正当に評価される社会づくり、保育・介護のサービスや支援の充実等、国・県・近隣市や市民・地域団体・企業等と連携し、実践的に男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

男女の地位について

学校、地域等では平等と感じている人の割合がもっとも高くなり、分野別には男女の地位の平等に対する意識の進捗が見られます。しかしながら、社会全体として男性の方が優遇されていると感じている割合が高くなっています。また、性別役割分担意識については、反対より賛成と回答する人の割合が高く、男女共同参画意識が浸透しているとは言えない状況にあります。全国調査と比較すると、全国では反対の割合が高いのに対し、八千代市では賛成の割合が高くなっており、意識改革が十分に進んでいるとは言えません。引き続き男女平等の意識改革を拡充して推進する必要があります。

家庭生活・地域社会への参画について

現状は女性が行っている割合が高いものの、男女がともに協力し合うことが理想であるという割合が高くなりました。男性の家庭・地域社会への参画を進めることは、男性・女性双方にとって、多様な生き方を選択できることにつながるものであり、男女共同参画社会の実現のために必要不可欠です。そのため、仕事と家事・育児・介護等との両立ができるようなワーク・ライフ・バランスの推進や、家庭生活・自己啓発・地域活動等を充実させるための支援を行い、多様なライフスタイルに対応し、女性も男性もあらゆる分野で能力を発揮しやすい環境づくりを行う必要があります。

社会活動について

サークル活動、市民講座などの講座受講、ボランティア活動に「今後、参加したい」という回答者の割合が高くなり、社会活動や生涯学習に対する参加意欲、社会への貢献意欲がうかがえます。しかし、子どもや青少年に関わる活動、地域活動に対しては「参加したくない」が 50%を超え参加

意欲が低く、地域社会への参画促進や生涯学習への支援、地域での子育て支援体制の充実が必要な状況にあります。

職業について

男女平等と考えている人の割合は、回答者全体では 20.0%ですが、現在働いている人では 40.6%となっており、実際の職場では平等感が出ています。しかし差別があると考えの人の中では、賃金は男性優遇、仕事の内容は女性優遇の差別があるとの割合がもっとも高くなり、改善を求められています。

女性が職業をもつことについて

「一時中断・再就職」支持の割合は 47.2%、「継続就業」支持の割合は 25.2%となっており、再就職の支援をするとともに、就業継続支援の拡充が必要な状況となっています。

男女共同参画の視点での国際化について

国内での男女共同参画を推進するにあたり、女子差別撤廃条約を始めとして男女共同参画に関連の深い国際的な条約、取り組みや基準を積極的に取り入れるように努めるとともに、学校教育・生涯学習を通じての子どもたちからの国際理解についての学習、交流機会の充実を図る必要があります。

八千代市に力を入れてほしいものについて

「高齢者・障害者の施設や介護サービス・支援の充実」や「生涯にわたる心と体の健康づくりの推進」を望む人の割合が高くなったことから、高齢者・障害者の社会参画に対する支援や、安心して暮らせる介護体制の構築の促進を図る必要があります。

また、「保育の施設やサービス・支援の充実」や「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直し」を望む人の割合も高く、子育て支援体制の充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進を行い、子育て家庭を行政や地域が支援できる条件整備を図る必要があります。

男女共同参画社会形成に向けての事業所調査結果報告書のまとめ

I 調査の概要

1 調査の目的

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

国においては、平成 19 年 12 月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、個々の企業や企業を支援する自治体に、働き方の見直しの取り組みが問われています。

性別に関わりなく個人の能力の発揮や自己実現の場となる働く場（職場）での雇用機会及び待遇の均等は、男女共同参画社会を形成していく上で、重要な取り組み課題です。

そこで八千代市内事業所に対して、現在の「均等待遇の状況・今後の方針」や「仕事と家庭の両立支援の状況」等について調査し、今後の情報提供や施策に反映させていくことを目的としています。

2 調査の内容

事業所の属性について

従業員の状況について

仕事と家庭の両立支援の状況について

均等待遇の状況や今後の方針について

3 調査の方法

(1) 調査対象事業所 八千代商工会議所の会員全事業所 1,932 事業所

(2) 調査方法 郵送配布・回収

(3) 調査期間 平成 20 年 11 月 11 日～12 月 1 日

4 回収結果

有効回収数 581 件 有効回収率 30.1%

II 調査のまとめ

1. 事業所の属性及び従業員の状況について

(1)現在の従業員数は約 1 / 3 が臨時従業員

(2)女性の雇用形態は常用従業員よりも臨時従業員が多い

今回の調査において、事業所の業種の割合はサービス業（27.1%）が最も多く、次いで卸売・小売業（25.2%）、建設業（13.9%）の順でした。事業所の規模は、「1～9 人」（60.8%）で最も多く、次いで「10～99 人」（29.9%）、「100～299 人」（3.1%）の順となっており、1～9 人規模の

小規模企業者が多くなっています。また、事業所規模別の従業員数については、「10～99人」が最も多く33.6%、次いで「500人～」が27.7%、「100～299人」が18.1%の順となっています。

従業員の常用従業員と臨時従業員の比率をしてみると、全体では常用従業員が62.9%、臨時従業員が37.1%となっています。男女で比較すると、男性の雇用形態は常用従業員が80.3%であるのに対し、女性の雇用形態は常用従業員よりも臨時従業員が多くなっており、女性の常用従業員の割合は41.6%にとどまっています。

2. 仕事と家庭の両立支援の状況について

(1)時間外労働、年次休暇取得には改善が求められる

(2)育児・介護を行う従業員に対する支援制度がある事業所は全体的に少ない

(3)男性の育児休業の取得は女性に比べてまだ少数

(4)育児により退職する女性は依然として多い

時間外労働時間については、国の定める基準時間（一般労働者で45時間/月）以内の事業所が常用従業員では82.8%、臨時従業員では84.1%でしたが、基準時間を超える事業所が常用従業員では9.9%、臨時従業員では6.6%ありました。また、年次休暇取得日数についても常用従業員では10.0%、臨時従業員では29.8%が0～1日未満であり、改善が求められます。

育児や介護を行う従業員に対しての制度として、全体として制度を完備している事業所は少ないですが、常用従業員では「育児休業制度」（13.0%）、「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（11.7%）、「介護休業制度」（10.3%）を、臨時従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（9.5%）、「短時間勤務制度」（8.8%）、「時間外労働の免除」（7.5%）などを行い、育児や介護を行いながら働き続けることができる環境整備を図っていることが今回の調査でわかりました。しかしながら、ほとんどの制度において整備されている割合は臨時従業員より常用従業員の方が高くなっています。

また休業取得可能期間は、育児休業を1歳以上取得できると回答した事業所が14.5%、介護休業を94日以上取得できると回答した事業所が7.1%となっています。これらの事業所は法定以上の制度を運用し、育児を行う従業員への仕事と生活の両立支援を行っていますが、全事業所に対する割合は低くなっています。

育児休業・介護休業を取得した従業員については、男性の場合1歳未満の子どもがいるのは97事業所、育児休業を取得したのは5事業所、育児により退職したのは0事業所となっています。それに対し女性の場合、1歳未満の子どもがいるのは32事業所、育児休業を取得したのは30事業所、育児により退職したのは19事業所となっています。

介護休業を取得した従業員については、「いる」と回答した事業所が男性で482事業所中8事業所、女性で498事業所中14事業所となり低い水準です。今後更なる介護休業についての意識啓発や周知を行い、取得しやすい環境を整備することが必要な状況となっています。

また介護により退職した従業員について、「いる」と回答した事業所が男性で482事業所中3事業所、女性で498事業所中8事業所となっています。これにおいても、女性の退職の割合の方が多くなっています。

育児休業や介護休業を進める上での問題点として、育児休業、介護休業ともに「休業期間中の給与の支給について」（育児休業は14.6%、介護休業は15.4%）、「育児・介護休業期間中の代替要員の確保について」（育児休業は21.9%、介護休業は20.7%）の割合が多くなっています。

今後制定又は充実を予定している制度について割合の多い回答は、常用従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（6.6%）、「時間外労働の免除」（4.9%）、「出産・育児などによる退職者の再雇用制度」（4.9%）を、臨時従業員では「始業時刻・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」（5.5%）、「短時間勤務制度」（4.4%）、「出産・育児などによる退職者の再雇用制度」（3.6%）となっており、全体に対する割合は低いものの多様な働き方を支援する方向性が見られました。

3. 均等待遇の状況や今後の方針について

(1) 女性の活躍や職域拡大の取り組みが行われている

(2) 行政に望むことは「保育・介護サービス」が多い

女性が積極的に活躍できるように取り組んでいることとして、「責任ある仕事を付与している」（19.5%）、「男性と同等の教育訓練・研修等を行っている」（13.3%）、「会議・打ち合わせなどに積極的に参加させている」（12.8%）の割合が多くなっており、女性に対しても本人の意欲に応じて活躍できるように取り組んでいる様子が見えます。

今回の調査では、女性管理職の比率が21.2%で低い割合となっています。

また男性も女性も働きやすい環境づくりのため、「就業規則や社内規定などにセクシュアル・ハラスメント禁止を明文化している」（13.9%）や「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」（12.2%）などの取り組みを行っている事業所の割合が多くなっています。

より良い職場環境に向けては、「育児・介護休業を気がねなく取得できる環境」（12.5%）や「管理職相当・リーダーなど、女性の積極的登用」（10.8%）、「キャリア・アップ研修の拡充」（10.0%）を今後実施していきたいという割合が多く、育児・介護休業取得のための配慮や女性の職域拡大などに力を入れていく方向性が見えます。

行政や公的機関に望むこととしては、「保育サービス」（16.9%）や「介護サービス」（15.6%）の充実を望む声が多く、24時間体制の保育や介護などのサービスを充実させることで、育児や介護を行いながら働くことができる環境整備を望む意見がありました。

Ⅲ 今後に向けて

ワーク・ライフ・バランスの推進

今回の調査では男性の育児・介護休業の取得率が依然低い割合であったことから、育児休業等の制度の周知や、男女が共同して育児や介護に取り組んでいくという考えを醸成し、男性も育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えるとともに、行政の保育サービスや介護サービスの充実を図り、女性が出産や育児をしながら仕事を続けることができる環境整備が必要な状況であることがわかりました。加えて女性も男性も年次休暇（有給休暇）を取得しやすい環境を整備することで、一人ひとりが家庭生活や自己啓発、地域活動などの充実を図りワーク・ライフ・バランスを推進していけるようにする必要があります。

女性も活躍できるよう均等待遇に努める

女性の常用従業員や管理職の比率が低かったことから、女性常用従業員の採用を増やしたり、女性が活躍する機会を拡大したりするなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し均等待遇に努めるとともに、女性も男性もともに能力が発揮できるように、職場での男女共同参画の更なる拡大が必要です。

男女共同参画施策に関する世界・国・千葉県の動き

年	国連	日本	千葉県
1945年 (昭和20年)	国際連合の成立 「国連憲章」発効	婦人参政権の実現	
1946年 (昭和21年)		日本国憲法公布	
1948年 (昭和23年)	国連連合総会において 「世界人権宣言」		
1968年 (昭和43年)	人権に関する国際会議において 「テヘラン宣言」採択		
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部 総理府婦人問題担当室を設置	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の十年始まる(～1985)	民法一部改正 (離婚後も婚姻中の氏を使えることとなる)	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	千葉県婦人問題行政連絡協議会設置
1978年 (昭和53年)			青少年課を青少年婦人課に改組し、婦人班を設置
1979年 (昭和54年)	「女子差別撤廃条例」採択 (国連第34回総会)		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年中間年 世界会議開催」(コペンハーゲン)	民法一部改正 (配偶者の相続分1/3から1/2へ) 「女子差別撤廃条例」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
1961年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条例」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 千葉県青少年婦人会館開設
1984年 (昭和59年)		国籍法及び戸籍法の一部改正 (子の国籍父系血統主義から 父母系主義へ)	
1985年 (昭和60年)	「国際婦人の10年最終年世界会議」開催、 婦人の地位向上のための「ナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条例」批准	「千葉県婦人行動」策定
1985年 (昭和60年)	「国際婦人の10年最終年世界会議」開催、 婦人の地位向上のための「ナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条例」批准	「千葉県婦人行動」策定
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置 「男女雇用機会均等法」施工	「千葉県婦人行動」策定
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		青少年婦人課に「婦人政策室」設置
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」第一次改定 「育児休業法」公布	「さわやかちば女性プラン」策定

年	国連	日本	千葉県
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 初の婦人問題担当大臣を設置	青少年女性課「女性政策室」名称 変更
1993年 (平成5年)		「短時間労働者の雇用管理の改善 等に関する法律「パートタイム労働 法」公布・施行	
1994年 (平成6年)		男女共同参画推進本部発足 男女共同参画審議会設置 男女共同参画室設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び北京行動綱領」採択	「育児休業法」改正 「育児介護休業法」成立	
1996年 (平成8年)		男女共同参画審議会より「男女共 同参画ビジョン」の答申 「男女共同参画2000年プラ ン」策定	「ちば新時代女性プラン」策定 「さわやかちば県民プラザ」内に 「千葉県女性センター」開設
1997年 (平成9年)		「改正男女雇用機会均等法」 成立	
1998年 (平成10年)		男女共同参画審議会より「男女共 同参画社会基本法について」答申	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公 布・施工公布・施行	
2000年 (平成12年)	「女性2000年会議」開催(ニューヨ ーク)	「男女共同参画基本計画」策定	「青少年女性課女性政策室」から 「男女共同参画課」に改組
2001年 (平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の関する法律(DV防止)公 布・施行	「千葉県男女共同参画計画」策定
2002年 (平成14年)			「千葉県女性サポートセンター」 開設
2003年 (平成15年)		「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」公 布・施行	
2005年 (平成17年)	第49回国連女性の地位委員会 (国連「北京十10」閣僚級会合開催)	「育児・介護休業法の一部を 改正する法律」施行 「男女共同参画基本計画 (第2次)策定	
2006年 (平成18年)		「第2次改正男女雇用機会均等 法」の公布	「千葉県DV防止・被害者支援基 本計画」策定 「千葉県女性サポートセンター」 設置 「千葉県男女共同参画基本計画 (第2次)」策定
2007年 (平成19年)		「男女雇用機会均等法」の 一部改正施行	
2008年 (平成20年)		「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律の一部を 改正する法律」施行	
2010年 (平成22年)		「育児・介護休業法の一部を 改正する法律」施行	

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

[第一章 総則（第一条—第十二条）](#)

[第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）](#)

[第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）](#)

[附則](#)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策

定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な

中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進と併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

- (1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- (2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- (3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- (4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

用語の説明

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（掲載ページ：4. 5. 8. 11. 12. 28. 38. 39. 79）

憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。ここでいう「生活」とは家庭生活に限らず、スキルアップを目指した学習活動や地域への貢献活動を含む広義の生活を指します。

企業活動においては、個人の生産性や能力を高め、結果的に会社に大きなメリットをもたらすと考えられ注目されています。社会全般では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会につながるものです。

◆男女共同参画社会（掲載ページ：5. 8. 9. 10. 12. 34. 35. 36. 37. 39. 50. 52. 56. 74. 81. 114）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に、計画づくりの段階から携わる機会が確保され、共に責任を担うべき社会をいいます。

◆ドメスティックバイオレンス（掲載ページ：12. 28. 29. 31. 59）

配偶者・パートナー・恋人など親密な関係にある相手に対して振るう暴力のこと。

暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。これまでは、DVは家庭内の問題、夫婦間の問題として軽視されてきましたが、その被害者が圧倒的に女性が多いことから女性に対する人権侵害として社会問題として認識されるようになり、DV防止法により、被害者の救済が図られています。

◆セクシュアルハラスメント（掲載ページ：28. 29. 31. 60）

職場などにおいて、相手の意志に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、不利益を与えたり、それを繰り返すことにより就業環境を著しく悪化させることをいう。性的な関係を強要、身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

◆性別役割分担意識（掲載ページ：29. 30. 32. 36. 42. 48. 56. 58. 80）

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方を性別役割分担意識といいます。

◆ライフステージ（掲載ページ：29. 32. 46）

人の一生を、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの各段階のことをいいます。

◆ライフスタイル（掲載ページ：34. 36. 38. 42. 46）

生活の様式、営み方、また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のことをいいます。

◆女性差別撤廃条約（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）（掲載ページ：77）

昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

◆家族経営協定（掲載ページ：81. 82）

家族経営において、経営主と配偶者、その他の家族が自由な意見に基づいて、農業経営の目標、収益の配分、経営委譲計画や休日など生活上の諸事項について取り決め文書で結ぶことを家族経営協定といいます。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（掲載ページ：95）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

やちよ男女共同参画プラン

平成23年 3月

発行 八千代市

編集 生涯学習部男女共同参画課

〒276-0033

八千代市八千代台南 1-11-6

TEL 047-485-7088



やちよ男女共同参画プラン

